明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十八年五月十八日

○第百六十四回国会 衆議院会議録 第三十一号

平成十八年五月十八日（木曜日）

議事日程 第二十四号
平成十八年五月十八日
午後一時開議
第一　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）
第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第六　食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外四名提出）
第七　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）
第八　砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
第九　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）
日程第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第六　食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外四名提出）
日程第七　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）
日程第八　砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
日程第九　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
ねんきん事業機構法案（内閣提出）及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（河野洋平君） これより会議を開きます。

○議長（河野洋平君） 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員松野頼三君は、去る十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

松野頼三君に対する弔詞は、議長において去る十六日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　しばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章　松野頼三君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

日程第一　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第一、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中谷元君登壇〕

○中谷元君　ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、同制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付水準を引き下げるとともに、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政計算を一本化し、両共済会の間で財政調整を行う等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、同月十一日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十六日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）

○議長（河野洋平君）　日程第二、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長原田義昭君。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔原田義昭君登壇〕

○原田義昭君　ただいま議題となりました日加社会保障協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国政府は、カナダとの間で、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することで一致し、平成十六年十月より両国政府間で交渉を行ってまいりました。その結果、平成十七年十月に協定案文について合意に達しましたので、本年二月十五日、東京において署名が行われました。

本協定の主な内容は、

日加両国での年金保険料の二重負担を解消するため、一時的に派遣される就労者については、自国の年金制度を継続することとし、派遣期間が五年を超えると見込まれる場合には、かわって就労地国の年金制度に加入すること、

両国の保険期間を通算することにより両国における年金受給権の確立を図ること、

給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給すること

等でございます。

本件は、去る四月十二日に参議院より送付され、五月九日に外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、十二日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　日程第三、健康保険法等の一部を改正する法律案、日程第四、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸田文雄君。

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文雄君登壇〕

○岸田文雄君　ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、生活習慣病対策の充実や平均在院日数の短縮といった中長期的な医療費適正化対策を計画的に進めるとともに、現役並み所得を有する高齢者の患者負担の引き上げ等保険給付の内容及び範囲の見直しを行うこと、

第二に、七十五歳以上の後期高齢者の保険料、現役世代からの支援及び公費を財源に、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営する新たな後期高齢者医療制度を創設するとともに、六十五歳から七十四歳までの前期高齢者に係る医療費について各保険者の加入者数に応じて負担する財政調整制度を創設すること、

第三に、政管健保を公法人化し、都道府県ごとの医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位を軸とした保険者の再編統合を推進すること

等であります。

次に、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設や広告規制の大幅な緩和等を行うこと、

第二に、医療計画制度を見直し、医療機能の分化、連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供体制を構築すること、

第三に、僻地や、小児科、産科などの診療科における医師の偏在問題に対応し、地域における医師確保の推進を図ること

等であります。

両案は、去る四月六日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、翌七日川崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日から質疑に入り、二十五日及び二十六日には参考人から意見を聴取し、また、五月八日には福岡県及び福島県に委員を派遣して意見を聴取するなど審査を行い、昨十七日には小泉内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

その後、質疑を終局し、採決を行った結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。郡和子君。

〔郡和子君登壇〕

○郡和子君　民主党の郡和子でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。（拍手）

この国に民主主義はないのか、医療はだれのものなのか。

昨日の厚生労働委員会での与党による強行採決は、国民を愚弄し、政治を私物化するものであります。二〇〇二年の健康保険法改正案のときには五十六時間の審議が行われましたが、しかし、今回はまだ三十四時間にすぎません。国民を代表して、断固抗議するものであります。（拍手）

政府のこれまでの失政により、日本の医療は今壊滅の危機にさらされています。理想の医療、それは、国内のどこででも、いつでも、最善、最良の医療を無理のない金銭負担で、安心して受けられることです。医師を初めとする医療従事者と患者、患者家族との間で培われた確かな信頼関係の中で、平等、公平に受けられる医療、この日本が世界に誇るべき医療体制は、政府の失政により崩壊の一途をたどっております。

医師は、訴訟や逮捕を恐れて防衛医療に走り、あるいは診療環境の悪化によって地域の基幹病院から逃げ出し、周産期医療、小児医療を担う医療機関は次々と閉鎖され、医療難民が続出しているのであります。健康格差は拡大し、保険証を返還する世帯は、二〇〇〇年度十万世帯が二〇〇五年には百三十万世帯に激増し、受診がおくれ病状が悪化、死亡した患者が多数出ていると報じられております。まさしく、政治が人の命を削っているのであります。そして、犠牲者はこれからもまだたくさん出てきましょう。まさに、「苛政は虎よりも猛し」でございます。

何がこの医療崩壊を招いたのか。

第一に、戦略なき臨床研修制度導入の影響です。若い医師たちは、堰を切ったかのように臨床経験を積める市中病院へと流出しました。そして、それまで研修を軽視していた大学医局も研修に人手を割かなければならなくなり、人手不足だと大騒ぎしております。そして、医師を大学へと引き揚げ、地域の基幹病院の診療がストップしたのです。医師不足に悩む病院では、残された医師に診療が集中し、過労死寸前の労働を強いられております。

厚生労働省は、労働基準法違反の状態を放置したまま、医師確保対策と称して、将棋のこまのように医師を動かし、配置することしか考えていません。そして、医師不在の病院に残されたのは国民であります。総理、いつまで国民を欺き、医師を消耗品として扱い続けるのですか。

医療の原点は、患者の権利を保障すること、そして、医師を初めとする医療従事者が誇りを持って働ける基本的な権利を保障することです。しかしながら、政府案は、この権利を保障する責務を放棄し、何一つ実効性のない政策を改革と偽って、ツケばかりを国民に押しつけております。強行採決という恥ずべき手段で押し通そうとしているこの最悪の医療改悪のシナリオは、今すぐ撤回すべきであります。（拍手）

医療費の適正化とは何でしょうか。それは、科学的な根拠、すなわち、エビデンスのある治療にお金を払い、効果も安全性もわからない治療を制限し、コストを節約することです。

しかし、政府案の前提となっている二〇二五年の医療費推計値五十六兆円、これに始まって、政府案は、何から何まで根拠のない数字を並べ立てています。これまでも厚生労働省は、制度見直しのたびに医療費の伸び率を不当に高く見積もってきました。このように、国民を恐喝するかのような数字をでっち上げ、適正化と言い張り、削減目標とした推計値との差額は、ことごとく国民の自己負担へと回されることになります。政府は、医療費適正化のための方策を全く考えず、国民に負担を押しつけるばかりではありませんか。

超高齢社会を展望した新たな医療保険制度と称して、現役世代と別枠の保険制度を導入しようとしております。この新たな制度創設の真のねらいは、今後増大する高齢者の医療費を、その人口に占める割合に合わせて削減する口実を獲得することであります。少ない年金暮らしの弱いお年寄りからも保険料を天引きするなど、むち打つような方策まで用意されています。

さらに、唐突に決定された療養病床の二十三万床削減は、入院している患者を、地域における受け皿も十分に整わないうちにほうり出す通告です。行き場のない介護難民をつくろうとしている。これは、現在入院している患者を震え上がらせ、将来入院するかもしれないすべての国民に対して、老後に対する不安と危機感をあおる政策です。安心して医療が受けられず、さらに、体が弱ったときに身を置く場所もない。これでは、こ

の国の未来に展望は開けません。国民は落ちついて仕事ができない。これによる社会不安は、必ずや経済不安を呼び起こすことでしょう。

介護保険法の改正で導入された介護療養病床も朝令暮改で消えることとなり、新聞報道によれば、自民党は、介護保険の自己負担を一割から二割に引き上げるという策略を練っているそうではありませんか。

政府案のすべてが砂上の楼閣であることを浮き彫りにしたのが、メタボリックシンドロームを柱とする生活習慣病対策の虚構性であります。

日本の八つの学会が、ＷＨＯやアメリカで提案されたメタボリックシンドロームの診断基準を、日本向けにアレンジしたものをつくりました。しかし、その後間もなく、アメリカとヨーロッパの権威ある学会が、メタボリックシンドロームは診断基準として確立しておらず、批判的に吟味すべきであるとする共同声明を発表しました。厚生労働省は、この事実を知っていながらあえて無視し、検討会に提出して検討することすら避けたのです。私は、これを知ったときに、あの薬害エイズ事件で、海外の重要な情報を厚生労働省と医学の権威が握りつぶしたという記憶がまざまざとよみがえり、怒りで打ち震えました。

地方公聴会で聞いた医師不足に苦しむ地域の方々の声は、翌日のメタボリックシンドロームの異様とも言える新聞報道でかき消されたのです。そして、ちまたにあふれる製薬会社のパンフレットにはメタボリックシンドロームの文字が躍り、いたずらに健康不安をあおり立てています。

生活習慣病で医療費は抑制できない、これは医療経済学者の常識となっているところです。厚生労働省は、事実をねじ曲げて国民から医療費をまき上げる。まさしく医療詐欺社会であります。（拍手）

医療費抑制と過剰な事務作業を医療機関に課せば医療が崩壊することは、イギリスの例を見ても明らかです。政府の医療法改正案は、良質な医療を提供すると称し、医師不足にあえぐ医療機関に、無意味でエビデンスのない書類を山のように書かせる難行苦行を強いるもので、劣悪な医療へと拍車をかけるだけであります。

○議長（河野洋平君）　郡君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○郡和子君（続）　民主党は、傷ついた兵士のような医師や医療従事者をいやすことで患者の安全を確保することを最優先に考え、緊急に対策が必要な小児医療、がん対策の法案、そして、医療現場に信頼関係を取り戻すことに軸を置いたいわゆる医療の安心・納得・安全法案を提出し、雪崩を打つかのような医療崩壊を食いとめ、新しい活力の流れを医療の現場によみがえらせるという戦略を描きました。

小泉総理は、就任時、自民党をぶっ壊すと明言されました。しかし、まさに今、日本の医療をあなたはぶち壊しているのです。医療崩壊元年。この国に生まれ、支え合って生きる、命を全うする、その社会基盤を奪い去る政府案に、悲鳴が聞こえてまいります。

私たち民主党は、小泉改革による耐えがたい痛みに立ち上がり、日本の医療を再構築することをここに宣言し、反対討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　高橋千鶴子君。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君　私は、日本共産党を代表して、健康保険法及び医療法の一部改正案に対し、反対の討論を行います。（拍手）

まず最初に、本法案は、国民の命と健康にかかわる極めて重大な法案であるにもかかわらず、昨日の厚生労働委員会において、自民、公明の与党が審議を打ち切り、採決を強行する暴挙を行ったことに、満身の怒りを込めて抗議をするものであります。（拍手）

小泉構造改革のもとで、国民健康保険の保険料を払えない世帯がふえ、保険証の取り上げが三十二万件に達するなど、国民の命と健康は重大な危機に直面しています。

本法案は、医療給付費の削減を至上の命題とし、高齢者を中心に患者負担を拡大する、都道府県には入院日数の短縮目標を義務づけ、高齢者医療制度を創設して新たな負担増を打ち出すものであり、しかも、産科や小児救急を初めとする地域医療の拡充、医師の確保や看護師の充足など、国民の切実な声である医療供給体制の充実とはほど遠い制度改悪となっています。

本法案に反対する第一の理由は、高齢者や重症患者への情け容赦ない負担増と医療の切り捨てが強行されることであります。

ことし十月から、高齢者の窓口負担は現行の二割から三割になり、療養病床の食費、居住費も保険適用から外されました。また、新設される高齢者医療制度では、年間六万円もの保険料が年金から天引きされ、滞納すれば保険証の取り上げもするというものであります。

この負担増が、医療を必要とする患者の受診を抑制し、疾病を重症化させることは明らかであり、断じて容認することはできません。

反対の第二の理由は、療養病床を、現在の三十八万床から六年間で二十三万床も削減することです。

この病床に入院している高齢者の多くは、もともと受け入れ条件がないために退院が不可能な人たちです。政府は、病床削減では入院患者の追い出しにはならないことが大原則と弁解しておりますが、特養老人ホームの待機者が三十四万人を超え、療養病床にすら入れない高齢者がいる中で、医療や療養を必要とする多くの高齢者が施設から締め出されることは明らかであります。

しかも、受け皿をふやすために、老健施設の基準を緩和したサテライト施設を認め、医師や介護職員を初め、調理室なども置かないことができるとするのでは、入所者の安全も安心も全く保障されないことになります。

反対の第三の理由は、保険のきかない医療を拡大し、安心してかかれる保険医療を揺るがす仕組みを導入したことです。

低い医療費は保険適用から外すという保険免責制度は今回見送られました。しかし、特定療養費制度を改変し、高度先進医療だけではなく、必ずしも高度でない先進医療にも混合診療を拡大します。また、差額ベッドはもちろんのこと、制限回数を超える医療行為なども保険がきかない医療とします。これでは、高額な医療費を払えない人は、結局、満足な治療も受けることができず、所得の格差が命の格差を広げることになります。

本法案では、生活習慣病の健康診断や保健指導を義務づけますが、これもアウトソーシングを可能にしました。このような、国民の命と健康を守

る医療の分野にまで営利優先、弱肉強食を持ち込み、公的医療制度を土台から破壊、解体しようとする暴挙は、断じて許すことができません。

すべての国民は、貧富にかかわりなく医療を受ける権利を持っており、国はその権利を保障する義務を負うべきです。この立場に立って日本の医療を立て直すことこそ今強く求められていることを強く指摘して、反対討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　日森文尋君。

〔日森文尋君登壇〕

○日森文尋君　私は、社会民主党・市民連合を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案、この両案について、反対の立場で討論いたします。（拍手）

まず、冒頭、昨日、厚生労働委員会において、国民の命に直結する本重要法案を政府・与党が強行採決したことに対し、満身の怒りをもって抗議をいたします。（拍手）

本法案は、政府の財政支出の削減のみが目的です。公的医療の範囲の縮小、削減は、国民共有の財産である国民皆保険制度を縮小し、所得による医療格差を持ち込むものです。医療費適正化は避けて通れない重要な課題ではありますが、本法案の基礎となる医療費の将来推計、健診効果による抑制効果は、正確な根拠に基づいたものではありません。

また、医療改革において最も優先すべきは、国民の立場に立った医療の中身の改善と医療提供体制の構築、そして国民の信頼を得る医療保険制度の充実です。政府が、これらに対する明確なビジョンも戦略も何ら示さないまま、国民、患者、医療現場、そして地方に負担と責任を一方的に押しつけることは断じて許されません。

患者負担の引き上げ、診療報酬の切り下げなど医療費抑制政策は、医療現場も荒廃させます。小児救急医療、産科医療の危機、医師、看護師等の不足、医療事故の頻発、医療従事者の労働条件の悪化、士気の低下など、既に窮状にある諸課題について、本法案は具体的な対策を講じていないばかりか、取り返しのつかない事態へと追いやるものにほかなりません。

高齢者の窓口負担割合の引き上げ、高額療養費支援の縮小、療養病床における食費、居住費の自己負担化、高齢者医療制度の導入、療養病床の削減、廃止など、本法案は高齢者に多重の負担を押しつけています。目減りする年金、増加する保険料、さらに税負担の増、総合的な視点を欠くこの間の見直しは、国民の不信感を強め、社会保障制度そのものの存続を危うくするものです。

私は、本法案を廃案とし、国民の命の尊厳に立つ医療制度改革をこそ行うべきだと主張して、反対討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

日程第五　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（河野洋平君）　日程第五、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐藤剛男君。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤剛男君登壇〕

○佐藤剛男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を原則禁止する措置等を講ずるものであります。

本案の概要は、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを準空気銃と位置づけ、その所持を原則禁止するとともに、準空気銃を使用して人の生命または身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならないこととするほか、罰則規定その他所要の規定等を整備しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十一日本委員会に付託され、翌十二日衆議院国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、五月十七日質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外四名提出）

日程第七　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）

日程第八　砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

日程第九　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　日程第六、山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案、日程第七、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、日程第八、砂糖

の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、日程第九、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長稲葉大和君。

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案及び同報告書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案及び同報告書

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔稲葉大和君登壇〕

○稲葉大和君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の三法律案について申し上げます。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案は、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた価格政策を見直し、認定農業者等の担い手の経営全体に着目してその安定を図るために必要な交付金を交付する施策に転換しようとするものであります。

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案は、砂糖及びでん粉の原料作物の最低生産者価格を廃止し、生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付するとともに、でん粉の価格調整制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、国内産麦の政府無制限買い入れ制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し、これに基づき麦の輸入及び備蓄を行おうとするものであります。

次に、山田正彦君外四名提出の食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案について申し上げます。

本案は、販売を行う農業者に対する単年度当たり約一兆円を目途とする直接支払いの導入や、米の生産調整の廃止等の方針を定めようとするものであります。

四法律案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同月二十三日中川農林水産大臣並びに提出者山田正彦君からそれぞれ提案理由の説明を受け、四法律案を一括議題とし、四月五日から質疑に入り、慎重かつ熱心に審査を重ねてまいりました。

昨十七日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしました結果、山田正彦君外四名提出の食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の三法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　四案につき討論の通告があります。これを許します。黄川田徹君。

〔黄川田徹君登壇〕

○黄川田徹君　民主党の黄川田徹であります。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案等三法案に反対、山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案に賛成の立場で討論を行います。（拍手）

まずもって、政府案に反対する第一の理由は、政府案が経営安定対策の目的を「食料の安定供給の確保に資する」としつつ、食料自給率目標は四五％としたままであり、全く見直していないことであります。

世界的な食料供給の不足が予測される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、国民に対する食料の安定供給を確保するため、食料自給率の向上を図ることは国の重大な責務であります。

しかしながら、昨年国会に提出された新たな食料・農業・農村基本計画に定められた食料自給率目標四五％は、旧基本計画と同水準であり、これは、従来の農政の失敗により食料自給率目標の達成がおぼつかなくなったため、その目標年次を単純に五年間先送りしただけであります。

政府は、みずからが提案した法案による政策を戦後農政の大転換と自画自賛し、食料の安定供給を究極の目的として掲げていますが、その結果として目指すべき食料自給率が四五％のままでは、まさに大山鳴動してネズミ一匹であります。お粗末の一語に尽きると思います。政府提出法案に対して、私の地元の言葉、気仙の言葉で言えば、おだづなよであります。

これに対し、民主党案は、食料自給率目標を十年後に五〇％、将来的には六〇％として法案に明記し、国民に約束しており、その根拠として、麦、大豆、菜種などの生産数量の目標の考え方を示し、目標達成への道筋を明らかにしているなど、説得力のあるものとなっております。

政府案に反対する第二の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を、担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとっていることであります。

政府は、本法案の対象は農家の三割、農地の五割としており、わずか三割の農家を対象に施策を集中化、重点化することにより構造改革の加速化や自給率向上に資すると説明しておりますが、これは、専業農家あるいはまた兼業農家、経営規模の拡大を目指す農家、経営規模の縮小を考える農家など、さまざまな農家が有機的に結合した農業、農村現場の実情を無視した暴論であります。

政府は、現場の実情に配慮して特例措置を用意したと説明しておりますけれども、特例というものは、原則不合格であるというところを改めて特別に認めてやるという発想でありまして、農家の誇りを傷つけるもので、大変失礼な話であると私は思っております。また、特例措置でどれだけの農家がカバーされるのか、政府が全く明らかにしていないことからも、その効果の疑わしさは明白であります。

今まで営農にいそしんできた農家のうち七割もの多くの農家が、国によって非担い手のレッテル

を張られ、施策の対象から除外されたら、これらの農家の経営が不安定となり、生産を放棄せざるを得なくなることから、食料自給率の低下を招くことは必至であります。耕作放棄地も増大するわけであります。

さらに、担い手と非担い手を峻別し、七割の農家を切り捨てることになれば、農村地域社会が営々とはぐくんできた互助の精神、さまざまな連携の取り組みが失われ、農村地域社会は崩壊の危機に瀕するでありましょう。

また、政策の裏打ちは、何といっても予算であります。戦後農政の大転換と喧伝する割には、必要額を明示することもなく、法案審議の過程で、我が党の山田議員との質疑の中で、これまでの予算額を下回ることが明らかになるなど、担い手にとっても不安を感じざるを得ない代物となっていると思っております。

これが、政府のもくろむ農業の構造改革の目指すものなのであります。

これに対し、民主党案は、大規模農家や小規模兼業農家の有機的な結合により営まれている農村集落の実情を踏まえ、計画的に生産する販売農家を直接支払いの対象としております。経営規模という形式的要件を課すことなく、計画的に生産することを要件とし、広く販売農家を直接支払いの対象とし、農業経営の底上げを図ることとしております。これに、経営規模に応じた加算、品質に応じた加算、環境保全に資する度合いに応じた加算を行うことによりまして、めり張りのきいた交付を行うことにより、ばらまき批判やモラルハザードの問題にも対処するとともに、環境支払いも組み込んだ、わかりやすい制度設計となっておりまして、総額一兆円の直接支払いを実施することとしております。

政府案に反対する第三の理由は、米の生産調整を相変わらず継続することを前提としていることであります。

米の生産数量を統制し、農業者の自由な経営展開を国が縛ってきたことが今日の農業をめぐる閉塞感の一因であることは、今さら申すまでもありません。政府は、米政策の改革を法案と表裏一体の関係に位置づけておりますが、その内実は、米の生産調整を農業者、農業団体主体で実施するとしつつ、生産調整を実施しなければ施策の対象としないことで、国は後ろから糸を引き、強制的な減反政策を継続するという極めて巧妙な手法をとっているものであります。これでは、実質的には何も変わりません。

これに対し、民主党案では、米をつくるかつくらないかは農業者の経営判断にゆだねることとしております。民主党案の直接支払いは、国が定める生産数量の目標に従って計画的に生産をした販売農家を対象としておりまして、その単価は、大豆、麦が米より有利になるように設定し、米から大豆、麦への生産転換を促します。仮に、豊作などにより需要を上回る生産がなされた場合には、国が買い上げ、棚上げ方式により備蓄し、飼料やバイオマスその他の用途へ活用するなどにより、米の需給と価格の安定を図るとともに、地球温暖化の防止や循環型社会の形成にも資することとしております。

また、民主党案においては、食料の安定供給確保の観点から、食料自給率目標や直接支払いの導入に加えまして、漁業生産の確保のための個別ＴＡＣ制度の導入、食料の安全性と消費者の安心を確保するための加工食品等の原料原産地表示や輸入検疫体制の強化を盛り込むなど、総合的な改革の方針を打ち出しております。

政府案には、こうした視点は、からきしありません。政府は、農業の構造改革の加速化のための法案であることを繰り返し主張されておりますけれども、多くの農家を施策の対象から切り捨て、営農意欲を失わせ、国民に対する食料の安定供給を危うくする政策がもたらすものは、日本の農業、農村の破壊であると言わざるを得ません。

以上が、民主党案に賛成し、政府案に反対する理由であります。

都市の景観とともに、農山漁村の風景も大切にしていきたいと思っております。農業、林業、水産業を単なる産業政策としてとらえるのではなく、地域政策としてしっかりと取り組んでいかなければなりません。日一日と集落が消えていくような政治にくみすることはできません。

民主党が政権を獲得した暁には、食料の国内生産と安全性が確保される真の農政改革が実現されることをここに明言しつつ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　これより採決に入ります。

まず、日程第六、山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第七ないし第九の内閣提出の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　日程第十、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長石田祝稔君。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の中小企業組合における事業運営の状況等にかんがみ、組合の運営全般について規律の強化を図るため、一定規模以上の組合に対し、員外監事の設置を義務づける等の措置を講じるとともに、中小企業組合が行う共済事業についても、一定規模以上の共済事業を行う組合は、他の事業との兼業を原則として禁止する等、事業の健全運営を確保するための措置等を講じようとするものであります。

本委員会においては、去る五月十日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日終了いたしました。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ねんきん事業機構法案（内閣提出）及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（河野洋平君）　この際、内閣提出、ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣川崎二郎君。

〔国務大臣川崎二郎君登壇〕

○国務大臣（川崎二郎君）　ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、ねんきん事業機構法案について申し上げます。

公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関するさまざまな指摘がなされるとともに、不祥事案も生じたところであり、組織のあり方を含めた抜本的な改革を行い、公的年金制度に対する国民の信頼を確保することが不可欠であります。

このため、本法案は、社会保険庁を廃止し、新たにねんきん事業機構を設置するとともに、適正な事業運営を確保するための措置を講ずるなど、その解体的出直しを行うものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、厚生労働省に、特別の機関としてねんきん事業機構を置き、その所掌事務を定めるとともに、その長をねんきん事業機構代表執行責任者とし、地方組織として地方年金局及び年金事務所を置くこととしております。

第二に、ねんきん事業機構の適正な事業運営を確保するため、ねんきん事業機構代表執行責任者及び外部の専門家で組織される年金運営会議を設置し、重要事項の決定に際しては同会議の議を経なければならないものとするとともに、特別監査官を置き、外部の専門家を登用することにより監査機能の強化を図るほか、事業運営に被保険者等の意見を反映するための措置や、年金個人情報の利用及び提供の制限、年金委員の創設などの措置を講ずることとしております。

以上のほか、厚生労働省設置法等関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十年十月一日としております。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、その安定的な運営を図るためには、社会保険庁の組織の改革とあわせて、国民年金事業等の運営の改善を図る必要があります。

このため、本法律案を提出し、国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者等に係る情報を取得することにより、その氏名及び住所の変更等の届け出を原則として廃止するとともに、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

第二に、クレジットカードによる保険料納付制度の導入など、国民年金保険料を納めやすい環境を整えるとともに、その滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができる仕組みの導入、長期間にわたって保険料の自主的な納付がない場合に保険医療機関等に係る指定等を認めないこととすること、事業主に対して国民年金制度の周知等について協力を求めることができることなど、関係者や関係制度との連携のもとでの保険料の納付促進策を講ずることとしております。

第三に、年金事務費に保険料財源を充当できるようにするとともに、いわゆる福祉施設規定を廃止し、新たに年金教育・広報、年金相談、情報提供等の国民年金事業等の円滑な実施を図るための措置に係る規定を整備するほか、基礎年金番号を法定化することとしております。

以上のほか、国家公務員共済組合法等関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成十九年四月など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

以上が、ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。（拍手）

ねんきん事業機構法案（内閣提出）及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（河野洋平君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。戸井田とおる君。

〔戸井田とおる君登壇〕

○戸井田とおる君　自由民主党の戸井田とおるです。

私は、自由民主党及び公明党の与党を代表して、ただいま議題となりましたねんきん事業機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問いたします。（拍手）

社会保険庁については、これまでのさまざまな不祥事や国民の立場に立ったとは言えない事業運営に関し、さまざまな批判や指摘を受け、公的年金制度に対する国民の深刻な不信感を招いたところであります。

このため、与党においても、社会保険庁改革のあり方について、既存の観念にとらわれることなく幅広い議論を重ねてきた結果、現在の社会保険庁を廃止し、政管健保の運営を国から分離するとともに、公的年金の運営主体として新たに厚生労働省の特別の機関としてねんきん事業機構を設置するなど、社会保険庁の解体的出直しを図る方針を決定したところであります。

今回の法案は、こうした社会保険庁改革の総仕上げとなり、昨年末に閣議決定された行政改革の重要方針においても明らかにされたように、内閣が推進する行政改革においても重要な位置づけを有するものと認識しておりますが、まず、厚生労働大臣に、今回の法案提出に当たっての社会保険庁改革への意気込みをお伺いいたします。

次に、社会保険庁の業務改革について質問いたします。

公的年金制度に対する国民の信頼感を高めるためには、社会保険庁の組織改革とあわせて、国民の目に見える形で業務改革を着実に進めていくことが不可欠であると考えます。

これまでの社会保険庁の業務運営に関する大きな課題の一つとして、年金相談の待ち時間が長いなど、利用者の立場に立ったサービスが提供されていないという問題が指摘されてきました。

社会保険庁においても、一昨年来、村瀬長官のもと、民間の発想を大胆に導入しつつ、年金相談サービスの充実を図るなど、各般の業務改革の取り組みがなされてきたと承知いたしておりますが、これまでに講じてきた被保険者や年金受給者に対するサービス向上策とその成果を明らかにするとともに、今後さらに、今回の法案に基づく対応を含め、どのように取り組んでいくのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、公的年金制度に対する国民の信頼の確保という観点からは、国民年金保険料の納付率の向上のための取り組みについて抜本的な強化を図ることが喫緊の課題となっております。

平成十六年度の国民年金保険料の納付率は六三・六％と依然厳しい状況にあり、平成十七年度に入ってからはようやく目に見える形で上昇しておりますが、今後さらに、確実な上昇傾向を実現させることが必要であります。

国民の間での公平な保険料負担を実現し、公的年金制度に対する国民の理解と信頼を醸成していくため、今後、今回の法案に基づく対応を含め、どのように納付率向上のための対策を講じていく方針であるのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、社会保険庁の事業運営における問題の一つとして、保険料を年金給付に関すること以外に安易に使っているという問題が指摘されてきました。今後、公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、国民年金保険料の納付率の向上を実現していくためにも、予算執行の面において、さらに徹底した無駄の排除と透明性の確保を図ることが不可欠であると考えます。この点についての厚生労働大臣のお考えをお伺いいたします。

今回の社会保険庁改革を真の解体的出直しの改革とするためには、新組織の設立を契機に、これまでの事業運営の問題の原因となってきた労働組合とのもたれ合いの慣行や体質を断ち切ることが何よりも重要であります。したがって、社会保険庁を廃止し、新組織を設立したとしても、現在の社会保険庁職員が漫然と新組織へ移行することを許容するようでは、国民の理解を得ることはできません。

この点については、自由民主党として、特に厳格な措置を講ずることを求めてきたところでありますが、今回の法案においてどのように具体化されているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣川崎二郎君登壇〕

○国務大臣（川崎二郎君）　戸井田議員から五問、御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

社会保険庁改革に対する私の基本的な考えについてお尋ねがございました。

公的年金制度に対する国民の信頼を回復するためには、社会保険庁について、組織のあり方を含めた抜本的な見直しを行うことが不可欠であります。

このため、平成二十年十月に社会保険庁を廃止するとともに、政管健保の運営を国から分離の上、新たにねんきん事業機構を設置して、あわせて、職員の大幅な削減、外部専門家の登用、民間企業的な人事、処遇の導入等の構造改革を図り、国民の信頼を得られる新組織の実現に向けて最善を尽くしてまいります。

社会保険庁におけるサービス向上策についてお尋ねがございました。

社会保険庁においては、利用者の立場に立ったサービスを提供するため、相談時間の延長や全国共通の電話番号の導入など年金相談の充実を図るほか、裁定請求書の事前送付など積極的な年金個人情報の提供を実施しております。これらにより、窓口における待ち時間が短縮されたり、年金電話相談がつながりやすくなりました。

今後は、平成二十年度からのポイント制の導入を着実に進めるほか、今回の法案において、さらに、住基ネットの活用により被保険者等の住所変更の届け出等を原則廃止するほか、労働保険との連携を推進し、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

国民年金保険料の納付率向上のための対策についてお尋ねがございました。

納付率のさらなる向上を図るため、保険料を納めやすい環境の整備や、未納者の負担能力に応じたきめ細やかな収納対策に加えて、本法案においては、クレジットカードによる納付の導入や、市町村国保との連携などの対策を盛り込んでおります。今後とも、これらの対策の徹底を図り、納付率の向上に全力を挙げてまいります。

社会保険庁の予算執行についてお尋ねがございました。

平成十七年度以降、年金保険料は年金給付と年金給付に関係すること以外には使わないこととするとともに、予算執行に当たっては、調達委員会による経費の削減等に努めてきたところでございます。今後、組織改革にあわせて設置いたします年金運営会議や特別監査官の厳しいチェックのもと、厳正な予算執行を行い、徹底的な無駄の排除と透明性の確保を図ることとしております。

最後に、社会保険庁職員の新組織への移行についてお尋ねがございました。

今回の社会保険庁改革においては、これまでの組織体質を一掃することが重要であり、法案では、通常規定される職員の引き継ぎ規定を設けず、個々人の勤務成績等を公正に評価の上、個別に転任の手続を行うこととしております。また、任用に際しては、公的年金制度の意義を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の宣誓を義務づけることとしております。（拍手）

○議長（河野洋平君）　田名部匡代君。

〔田名部匡代君登壇〕

○田名部匡代君　民主党の田名部匡代でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりましたねんきん事業機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。（拍手）

まず冒頭、昨日の衆議院厚生労働委員会において、医療給付費の抑制という財政主導の医療制度改革法案について、政府・与党が委員会審議を一方的に打ち切り、医療制度崩壊の危機に対して何ら解決策を示すことなく、強行採決したことに強く抗議をいたします。

むしろ、崩壊のスピードを加速するような、審議半ばで説明責任を放棄した行動を、私たち民主党は、断固許すことができません。そのことを申し上げ、質問に移らせていただきます。

まず、このねんきん機構法案、国民年金法改正案の質疑を始めるに当たり、過去、社会保険庁において、徴収した保険料が無駄遣いをされ、幹部職員の汚職が相次ぎ、年金情報ののぞき見といった、想像を絶する、まさにやりたい放題の不祥事がこれでもかと国民の前に提示されたことを、厚生労働大臣は覚えていらっしゃいますでしょうか。

年金掛金で公用車が購入され、社会保険庁の一億円以上の随意契約は平成十五年で四十五件、総額にして一千百九十二億円であります。また、社会保険庁職員の野球観戦、ミュージカル、クラシック、狂言鑑賞、それに年金の掛金が使われたという事実も判明いたしました。さぞかし楽しいレクリエーションだったと思われますが、この不始末の責任は一体だれがとったのでしょうか。だれもとっていないのであります。

大臣、これらの問題はだれに責任があり、なぜこういった問題が繰り返されてきたとお考えでしょうか。二度と同じことを繰り返さないために、何をすべきだと思われますか。

社会保険庁は地に落ちた、国民が愛想を尽かした、解体的出直しが必要だということは与党の皆さんも認めたところであります。ところが、今回政府・与党から提示された案は、単なる看板のかけかえにすぎず、極めて不十分な内容であります。

当初、与党内には民営化や独立行政法人化の意見もあったと聞きますが、なぜそうしなかったのでしょうか。社会保険庁改革として外部から招かれた村瀬長官による改革の効果に対する総括はなされたのでしょうか。社会保険庁問題によって失った信頼は、組織改編で取り戻せるのでしょうか。この程度の改革で職員の意識の刷新は本当にできるのでしょうか。大臣はどのようにお考えですか。お答えください。

次に、名は体をあらわすと申しますが、ねんきん事業機構の「ねんきん」を平仮名に書きかえた理由は何なのでしょうか。これも小泉構造改革の戦略の一環なのでしょうか。大臣は記者会見で、国民にわかりやすいネーミングで、やわらかい印象を与えたいとおっしゃっておられましたが、国民が求めているのは、わかりやすいネーミングなどではありません。わかりやすい事業機構の内容であると考えますが、この平仮名で書かれた、ねんきん事業機構に込める思いを熱く語っていただきたいと思います。

次に、機構の組織形態についてお伺いします。

今申し上げたように、問われているのは、中身が本当に伴っているかということです。つまり、根拠法令を変えたところで、効率性、行政サービスの観点から利用者の立場に立った改革にならなければ意味がありません。

昨年五月、社会保険庁の在り方に関する有識者会議では、公的年金制度を運営する新組織について、意思決定機能、業務執行機能及び監査機能について、その権限と責任の分担を明確にし、その機能強化を図り、新たな組織として再出発させるという報告書が出されました。ところが、政府案では、この取りまとめが十分に反映されているとは到底言えません。特別の機関というのは、国土地理院や原子力安全・保安院のような国家行政組織上の位置づけなのでしょうが、実質的には厚生労働省の外局と同じではないのですか。

そこで、大臣にお尋ねします。

まず、ねんきん事業機構の長に村瀬長官の横滑り人事はあり得るのでしょうか。与党からは、新組織への職員移行に際し、業務目的外閲覧による処分を重視するようにとの求めがあったと聞いていますが、これが実施されるのでしょうか。また、かねてから、厚生労働省出身のキャリア職員、本庁生え抜き職員、地方採用の職員という三層構造問題が指摘されてきました。この対応策は何をお考えでしょうか。お答えください。

次に、具体的な事業運営についてお伺いします。

今回、新たな組織において意思決定機関として設置される年金運営会議の独立性が担保されるかどうかは、ねんきん事業機構の運営に当たり、極めて重要なポイントだと考えています。

この年金運営会議は、トップの代表執行責任者と四人以内の外部の専門家の委員で組織されるとありますが、これも従来の審議会等と実質的な違いはありません。唯一目を引くのが、厚生労働省の出身者は委員に採用しないという点であります。わざわざ採用しないという規定を盛り込まなければならなかったのは、これまでの組織のあり方を反省してのことでしょうか。この点について、ぜひその理由を教えていただきたいと思います。もちろん、反省の弁でも結構であります。

あわせて、厚生労働省以外の省庁出身者が専門家委員になることについては妨げていないわけでありますが、他省庁ＯＢとバーター取引をする指定席となることはまさかあるわけがないと思いますが、御見解をお伺いいたします。

さて次に、国民年金保険料の収納強化策を掲げる国民年金法改正案についてお伺いします。

この中に盛り込まれた方策には、強制的なメニューがそろっております。そもそも、社会保険庁改革と年金未納対策は全く別なものであります。名前を変えた社会保険庁に年金未納対策を語る資格がおありなのかというのが国民の実感だと思います。

なぜ払うべき国民年金保険料を払わない人がふえているのか。それは、今の年金制度が非常に不安だからであります。天下りは依然として社会保険庁にあって、改革といっても、ただ看板をかけかえるだけでは信頼回復にはほど遠いのではありませんか。例えば、年金の徴収権を思い切って切り離すといった透明性の高い大きな改革があって初めて、国民は、これでもう無駄遣いはない、年金も信頼できるようになったと実感するのではないでしょうか。それがなければ、新組織の重要課題である収納率アップなど夢のまた夢ではないでしょうか。大臣のお考えをお伺いいたします。

特に、この収納強化策の中には、国民年金保険料の未納者に対して短期国民健康保険証の交付が可能となる、すなわち、市町村の判断としつつも、国民健康保険証の有効期限を短縮できるようにして、更新のたびに年金保険料も払ってもらえるようにするという方策が盛り込まれております。高所得者にもかかわらず払わないという悪質な未納者ならまだしも、このターゲットとなるのは、保険料を払いたくても払えない、所得の低い世帯にならざるを得ません。異なる制度を利用した収納対策はなぜ許されるのか、さらに、市町村としてのメリットはどこにあるのか、お答えください。

振り返れば、国民年金保険料の徴収率が落ちたのも、国の機関に任せたというところに問題があったのではないでしょうか。かつては全国の市町村が徴収していたのに、二〇〇二年四月からはそれが社会保険庁に移管されました。社会保険庁の出先である社会保険事務所は三百を超えているとはいえ、市町村の数に比べれば、社会保険事務所が住民の実態を把握しているとは言えず、この移管が未納増加の大きな原因とも言われております。国民年金保険料の徴収対策にあっては、市町村の実態を十分把握しつつ、連携強化に向けた体制整備が不可欠でありますが、その実効性をどう担保するのか、お考えを伺います。

さて、本法案では強制的な収納対策についていろいろなメニューが提示されておりますが、これらはしょせん、本質的な問題を回避するための方便にすぎないことを最後に指摘しなければなりません。すなわち、年金保険料の徴収は社会保険庁、税金は国税庁という縦割り行政は放置されたままなのであります。本気で効率的に徴収する、国民が納付しやすい制度にするというのであれば、なぜ徴収だけでも一括して行わないのでしょうか。

私ども民主党は、公的年金制度については、全国民が加入する所得比例年金を創設する、それに当たって所得捕捉を公平に行い、かつ的確な年金給付を担保するために、税及び年金保険料徴収と年金給付に共通の納税者番号制度を導入します。あわせて、国税庁と社会保険庁を統合し、一元化された所得比例年金の保険料については所得税などと同時に歳入庁で徴収をする、歳入庁構想を提示しております。

もう一点は、効率化の問題です。せっかく社会保険庁改革というときに、なぜ税金と一緒に年金保険料を集めないのでしょうか。税金と一緒に年金保険料を集める方が効率的ではありませんか。幾ら民間出身の長官が頑張ったと胸を張っても、平成十四年の納付率は六二・八％、十六年度は六三・六％、十四年と十六年を比べても一％も上がっておりません。いわば納付率の向上は遅々として進んでいない状態にあります。

年金保険料は一年間に二十兆円以上、これが現金で社会保険庁に入ってくるのでありますから、この権限を手放したくないゆえに、社会保険庁の改革が中途半端になっているのではありませんか。やはりお金を集めるのは一つの組織に集約をして、支払う組織と分離していくことが効率性や実効性につながるのであり、無駄遣いも少なくなっていくと私は考えております。

この改革に当たり、これまでの数々の不祥事をしっかりと反省し、見せかけの改革ではなく、看板のかけかえの改革ではなく、本当の意味の改革、つまり真に国民のためになる改革に真剣に取り組むべきだということを最後に申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔国務大臣川崎二郎君登壇〕

○国務大臣（川崎二郎君）　田名部議員から十一問の御質問がございました。順次お答え申し上げます。

まず、社会保険庁におけるこれまでの不祥事等に関するお尋ねがございました。

これまでの不祥事等については、昨年一月、その背景にある組織体質と組織の構造問題にまで踏み込んだ考察を行い、調査報告書を公表の上、必要な処分を行ったところであります。今回の改革案は、こうした考察の結果を踏まえて作成したものであり、その着実な実現に最善を尽くすことが何よりも重要であると考えております。

今回の改革案は、単なる看板のかけかえではないかとのお尋ねがございました。

今回の改革案は、公的年金制度に対する国民の信頼を回復するため、平成二十年十月に社会保険庁を廃止するとともに、政管健保の運営を国から分離の上、国の責任のもとに、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要との考え方に基づき、新たに年金事業に特化した機関としてねんきん事業機構を設置するものであります。あわせて、職員の大幅な削減、外部専門家の登用、民間企業的な人事、処遇の導入等の構造改革を図ることとしております。

また、これまで村瀬長官の下で進めてまいりましたさまざまな業務改革や職員の意識改革の取り組みに加え、さらに、国民年金保険料の収納対策の強化を初め、もう一段の取り組みを進め、組織体質の一掃に努めてまいります。

ねんきん事業機構という名称についてお尋ねがありました。

この名称については、社会保険庁の事業運営は国民の立場に立っているとは言えないとの指摘への深い反省に立ち、平仮名の「ねんきん」という文

字を用いることにより、真に国民の立場に立ち、複雑な制度も責任を持ってわかりやすくお伝えするという基本理念、精神を明らかにし、国民から信頼される組織の実現を目指すものであります。

ねんきん事業機構の組織のあり方についてお尋ねがございました。

ねんきん事業機構については、私のもとに設置した社会保険新組織の実現に向けた有識者会議において、新組織は年金運営会議や特別監査官といった新しい構造、機能等を備えたものとなることなどから、特別の機関とすることが適当との意見の取りまとめが行われたものであり、また、組織の具体的なあり方は、御指摘の官房長官主宰の有識者会議の取りまとめに沿ったものとなっております。

なお、ねんきん事業機構の代表執行責任者については、当面、三年程度の任期により民間から登用することを想定しており、公的年金の運営という重要な職務をゆだねるにふさわしい人材を幅広く求めていきたいと考えております。

新組織への職員の移行についてお尋ねがございました。

今回の社会保険庁改革においては、これまでの組織体質を一掃することが重要であり、法案では、通常規定される職員の引き継ぎ規定を設けず、業務目的外閲覧による処分を重視しつつ、個々人の勤務成績等を公正に評価の上、個別に転任の手続を行うこととしております。また、任用に際しては、公的年金制度の意義を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の宣誓を義務づけることとしております。

社会保険庁職員の三層構造についてお尋ねがございました。

この点については、今回の組織改革において、都道府県ごとの社会保険事務局を廃止することにより、地方事務官制度に由来する意識、体質を改めるとともに、能力主義に立った民間企業的な人事、処遇を導入するほか、人事異動のサイクルの原則を従来の二年から三年以上にしたところであります。いわゆる三層構造に起因する構造的な問題の解決に資すると考えております。

年金運営会議の委員についてお尋ねがございました。

年金運営会議がねんきん事業機構の長の意思決定に関し十分な牽制機能を果たすためには、会議の委員には外部の視点で意見を述べることが求められることから、厚生労働省出身者ではないことを委員の資格要件として定めております。

なお、他省庁出身者についてまで一律に排除しておりませんが、御指摘のように他省庁出身者の指定席とする考えは全くございません。

社会保険庁改革と保険料収納率の関係についてお尋ねがございました。

今回の改革においては、国民年金保険料の収納率向上が現下の最重要課題となっている中で、新たに年金事業に特化した組織としてねんきん事業機構を設置するとともに、国民の意向を十分に反映させ、適正かつ効率的な運営を確保するために、外部人材の登用による意思決定機能や監査機能の抜本的な強化、大幅な人員削減、民間企業的な人事、処遇の導入、地方組織の改革等の抜本的な改革を行うこととしており、これらの改革は公的年金の運営に対する国民の信頼感を高め、保険料収納率の向上に寄与するものと考えております。

国民年金保険料の未納者に対する国保の短期被保険者証の交付についてお尋ねがございました。

今般の医療保険制度改革により、現在の介護保険料に加え、新たに高齢者医療制度や国保の前期高齢者の保険料も年金から天引きすることとされ、住民の年金受給権の確保は市町村が保険者となる医療保険や介護保険の安定的な運営に不可欠であることから、今回の仕組みを設けたものであります。保険料の負担能力がない方に対しては、市町村の窓口で案内を行い、保険料免除に結びつけ、年金受給権の確保を図ることとしております。

今回の措置により、市町村においては、年金受給権の確保によって地域経済の発展が下支えされるとともに、医療保険や介護保険の安定的な運営も期待できるものと考えております。

国民年金保険料の徴収に関する市町村との連携についてお尋ねがございました。

近年の国民年金保険料納付率の低下は、平成七年度以降、二十歳到達者に対する職権適用により未加入者が減少し、その分未納者が増大してきたこと等を背景としたものであり、仮に市町村が引き続き保険料収納事務を担っていたとしても、納付率の低下傾向は免れなかったものと考えております。

現在、市町村から所得情報の提供を受け、未納者の負担能力に応じたきめ細かい対応を行う体制を構築しているところであり、今般、法案に盛り込んだ市町村国民健康保険との連携方策なども含め、今後ともさまざまな形で市町村との連携を進めてまいります。

最後に、年金保険料と国税の一元徴収についてお尋ねがありました。

年金保険料と国税の徴収を一元化することについては、徴収の対象や徴収業務の基本的な性格が大きく異なることから、収納率の向上や徴収事務の効率化につながるとは考えにくいものであります。

また、公的年金の徴収機関と給付機関を分離することについては、事業全体の円滑な実施の妨げになるおそれがあるとともに、無駄遣いの防止につながるとは言えないものと考えております。

（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

出席国務大臣

総　務　大　臣　竹中　平蔵君
外　務　大　臣　麻生　太郎君
厚生労働大臣　川崎　二郎君
農林水産大臣　中川　昭一君
経済産業大臣　二階　俊博君
国　務　大　臣　沓掛　哲男君

出席副大臣

厚生労働副大臣　赤松　正雄君

○議長の報告

（議決通知）

一、去る十六日、駒崎事務総長から中原裁判官訴追委員長職務代行者及び川村参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

小杉　隆君（森山眞弓君の補欠）

（通知書受領）

一、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

（理事補欠選任）

一、昨十七日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　谷本　龍哉君（理事松野博一君去る十二日委員辞任につきその補欠）

理事　丸谷　佳織君（理事谷口和史君昨十七日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠

谷本　龍哉君　柴山　昌彦君

萩原　誠司君　丹羽　秀樹君

柴山　昌彦君　谷本　龍哉君

丹羽　秀樹君　萩原　誠司君

法務委員

辞任　補欠

稲田　朋美君　髙鳥　修一君

髙鳥　修一君　稲田　朋美君

国土交通委員

辞任　補欠

金子善次郎君　長崎幸太郎君

小宮山泰子君　松木　謙公君

亀井　静香君　糸川　正晃君

長崎幸太郎君　金子善次郎君

松木　謙公君　小宮山泰子君

糸川　正晃君　亀井　静香君

決算行政監視委員

辞任　補欠

杉村　太蔵君　亀井　久興君

議院運営委員

辞任　補欠

高木美智代君　谷口　和史君

穀田　恵二君　吉井　英勝君

日森　文尋君　菅野　哲雄君

谷口　和史君　高木美智代君

吉井　英勝君　穀田　恵二君

菅野　哲雄君　日森　文尋君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

赤澤　亮正君　長崎幸太郎君

小渕　優子君　福岡　資麿君

木原　誠二君　阿部　俊子君

土屋　品子君　田中　和徳君

大島　章宏君　寺田　学君

太田　昭宏君　伊藤　渉君

外務委員

辞任　補欠

中山　泰秀君　西本　勝子君

山中　燁子君　やまぎわ大志郎君

西本　勝子君　中山　泰秀君

伊藤　渉君　山中　燁子君

文部科学委員

辞任　補欠

小川　友一君　北村　茂男君

北村　茂男君　小川　友一君

厚生労働委員

辞任　補欠

古川　元久君　小川　淳也君

三井　辨雄君　古本伸一郎君

小川　淳也君　古川　元久君

古本伸一郎君　三井　辨雄君

農林水産委員

辞任　補欠

小野　次郎君　永岡　桂子君

近藤　基彦君　葉梨　康弘君

福岡　資麿君　鈴木　馨祐君

阿部　俊子君　石関　貴史君

田中　和徳君　山内　康一君

寺田　学君　葉梨　康弘君

伊藤　渉君　鈴木　馨祐君

広津　素子君　三ッ矢憲生君

望月　義夫君　近藤　基彦君

木原　誠二君　小野　次郎君

赤澤　亮正君　山内　康一君

小渕　優子君　石関　貴史君

土屋　品子君　山岡　賢次君

大島　章宏君　永岡　桂子君

太田　昭宏君　葉梨　康弘君

経済産業委員

辞任　補欠

片山さつき君　金子善次郎君

佐藤ゆかり君　山本ともひろ君

北神　圭朗君　小川　淳也君

小川　淳也君　津村　啓介君

津村　啓介君　鷲尾英一郎君

山本ともひろ君　佐藤ゆかり君

鷲尾英一郎君　北神　圭朗君

金子善次郎君　片山さつき君

国土交通委員

辞任　補欠

薗浦健太郎君　篠田　陽介君

小宮山泰子君　高井　美穂君

亀井　静香君　糸川　正晃君

篠田　陽介君　薗浦健太郎君

高井　美穂君　小宮山泰子君

糸川　正晃君　亀井　静香君

国家基本政策委員

辞任　補欠

古賀　誠君　岩永　峯一君

福井　照君　西本　勝子君

福田　康夫君　大野　松茂君

岩永　峯一君　古賀　誠君

大野　松茂君　福田　康夫君

西本　勝子君　福井　照君

議院運営委員
辞任　補欠
日森　文尋君　菅野　哲雄君
菅野　哲雄君　日森　文尋君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員
辞任　補欠
荒井　聰君　太田　和美君
太田　和美君　荒井　聰君
教育基本法に関する特別委員
辞任　補欠
森　喜朗君　塩谷　立君
塩谷　立君　森　喜朗君

（議案提出）

一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外六名提出）

（議案付託）

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六五号）（参議院送付）
文部科学委員会　付託
意匠法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六九号）（参議院送付）
経済産業委員会　付託

（議案送付）

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外六名提出）

（議案通知）

一、去る十六日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外六名提出）

（議案通知書受領）

一、昨十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
一、昨十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
北方四島交流（いわゆる「ビザなし交流」）への国会議員の参加についての外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
靖国神社のA級戦犯分祀に関する質問主意書（高井美穂君提出）
全国健康保険協会に関する質問主意書（高井美穂君提出）
外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
遺棄化学兵器に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員菅野哲雄君提出容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君提出在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」及び「米軍再編」に伴う財政負担に関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君提出原子力空母の横須賀基地への配備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する質問に対する答弁書

平成十八年四月二十八日提出
質問第二四四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問主意書

提出者　菅野　哲雄

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問主意書

政府は、容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進等を目的に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（以下、改正案）を三月十日に閣議決定した。容器包装リサイクルの推進を望む多くの国民の声が法改正を後押しし、改正作業にあたっては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の後に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、拡大生産者責任を確立すること等が期待されていたものと承知する。

しかるに改正案においては、中央環境審議会及び産業構造審議会等で、いったんは「対応の方向」で検討されていた拡大生産者責任の確立・強化が、必ずしも重視されていない等の問題が散見される。地球環境の保護、政府の推進する3R及び循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえれば、実効性を伴った法改正こそ必要と考える。

従って、以下の事項について質問する。

1　排出の抑制

（1）　改正案では、第一条の「目的」において新たに、容器包装廃棄物の「排出の抑制」が盛り込まれたほか、第四章でも「排出の抑制」

に係る条文を新設することとなった。政府が強調する3Rのうち「リデュース」については、通常「発生の抑制」と理解され、「排出の抑制」は、その重要な一部を構成するものと考えるが、改正案全体を通じて「発生の抑制」ではなく「排出の抑制」とした理由を示されたい。

(2)　中央環境審議会「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について(意見具申)」(平成十八年二月二十二日)では、「3　容器包装リサイクル法の見直しの基本的方向」の(1)において、「循環型社会形成推進基本法に規定された基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を更に推進する」というようにリデュースを「発生の抑制」と明確に位置づけ、その重要性を指摘している。これら経過を踏まえるならば改正案における表現は「排出の抑制」ではなく、「発生の抑制」とすべきではなかったか。

2　再使用

循環型社会形成推進基本法第七条は、循環資源の全部又は一部のうち、再使用ができるものは再使用し、再使用がされないものは再生利用をする、さらに再使用及び再生利用ができないものは熱回収するといったように、資源の循環利用の優先順位を明らかにし、再使用を最も重視していることは明白である。前項で引用した中央環境審議会の意見具申も同様の指摘を行っている。しかるに、改正案では第一条の「目的」あるいは第三条の「基本方針」等において「分別収集及び分別基準適合物の再商品化」の促進はうたっているものの、再使用すなわちリユースについての言及がない。再生利用(リサイクル)より優先順位が高い再使用の促進を改正案から欠落させることは、循環型社会形成推進基本法並びに政府が強調する3Rの趣旨に照らした際、極めて後退した印象を与えるが、政府の認識を明らかにされたい。

3　事業者

改正案では、第七条の四から同七に至るまで、事業者が「排出の抑制」を自主的に促進するための規定が設けられることとなったが、ここで対象となる事業者は主に「包装容器を用いる事業者」と認識する。しかるに、発生抑制(リデュース)を促すためには、包装容器の利用事業者に限らず、製造事業者も対象にすべきと考える。中央環境審議会の意見具申並びに産業構造審議会の「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」(平成十八年二月)においても、事業者を利用事業者に特定しているとは推察できない。製造事業者を対象事業者としない理由を説明されたい。

4　拡大生産者責任

(1)　循環型社会形成推進基本法は、「事業者の責務」として拡大生産者責任に言及したものと承知する。さらに改正作業にあたった中央環境審議会の第三十三回廃棄物・リサイクル部会において資料提出された「容器包装リサイクル制度見直しに係るこれまでの議論の整理」の十六頁では、事業者の過重な負担に留意しつつ、「事業者が拡大生産者責任の考え方に基づき、これらの費用の一部を負担することにより、一定の責任を果たすという役割分担が適切ではないか」とした「対応の方向」が示されている。しかるに、改正案では「排出の抑制」に向けた事業者の自主的な取組にとどまり、拡大生産者責任の確立・強化が見送られた理由を示されたい。

(2)　包装容器に係るリサイクル八団体が示した「事業活動における容器包装の3R推進に係る自主行動計画」では、目標年次とする二〇一〇年度までに、例えばペットボトルの排出抑制では〇四年度実績比で一本あたり三％の軽量化を目指すとしている。関係者の自主努力は尊重しなければならないが、目標数値が利用者の期待するものと必ずしも合致しているとは言えないと考える。事業者の自主的取組の効果が顕著に現れなかった場合には、将来的に拡大生産者責任の強化を明確に位置づけた再改正を検討すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

5　レジ袋

(1)　今回の改正によって、多くの利用者がレジ袋の有料化を想定していたものと考えるが、改正案の条文に盛り込まなかった理由を示されたい。

(2)　事業者の自主的取組によるレジ袋の有料化について、政府はどの程度にまで定着するものと想定しているのか。数値目標等を示されたい。

(3)　レジ袋の有料化の自主的取組が期待する目標値に達しなかった場合、レジ袋税の導入を図るべきとの意見もある以上、何らかの新たな措置が必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

6　リサイクル費用

循環型社会形成推進基本法の制定以後、家電製品、家庭用パソコン、自動車等、収集リサイクル費用を商品価格に含める潮流が定着しつつある。容器包装についても同様の措置を検討すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二四四号
平成十八年五月十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員菅野哲雄君提出容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員菅野哲雄君提出容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問に対する答弁書

1の(1)及び(2)並びに2について

現行の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号。以下「法」という。)第四条の規定及び同法第三条第一項に基づく基本方針からも明らかなように、容器包装廃棄物の「発生の抑制」及び容器包装の「再使用」は容器包装廃棄物の「排出の抑制」のための重要な方策の一つであると位置付けられており、第百六十四回国会に提出した容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)において規定している容器包装廃棄物の「排出の抑制」に関する諸措置が導入され

ることにより、容器包装廃棄物の「発生の抑制」及び容器包装の「再使用」が促進されるものと考えている。

3について

法案において新設する第七条の四から第七条の七までに規定する措置は、排出の抑制を促進するための容器包装の使用の合理化を図ることを目的とするものであることから、その対象とする事業者を容器包装を使用する主体である容器包装利用事業者としたものである。

4の(1)について

法案においては、事業者による排出の抑制に向けた取組を促進するための措置を設けることとしているほか、新設する第十条の二において、拡大生産者責任の考え方をも踏まえ、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定の事業者が金銭を支払う仕組みを創設することとしている。

4の(2)について

政府としては、法案が成立した場合には、まずはその適切な施行に努め、容器包装廃棄物の排出の抑制を図ることが重要であると考えているが、法案附則第四条の検討規定の趣旨を踏まえ、法案による改正後の法の施行の状況を見極めつつ、適切に対応してまいりたい。

5の(1)について

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するためには、事業者による排出の抑制に向けた取組を促進することが重要であり、事業者が取り組むべき措置の内容は容器包装の種類等により多様であることから、法案においては、特定の措置を規定せず、具体的な判断の基準となるべき事項について事業を所管する大臣が定めることとしたものである。

5の(2)及び(3)について

政府としては、事業者による排出の抑制に向けた多様な取組を促進することが重要であると考えており、レジ袋の有料化に関する数値目標を設定することは考えていない。

6について

再商品化に要する費用の価格への反映については、法第三十四条において、国が、その重要性にかんがみ、当該費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、法の趣旨及び内容について広報活動等を通じて国民に周知を図る旨規定されており、政府としては、この規定の趣旨を踏まえ適切に対応してまいりたい。

平成十八年四月二十八日提出
質問第二四五号

在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問主意書

標記案件については、既に平成十八年三月三十一日に質問主意書を提出し、内閣から同年四月十一日に答弁書を受領し、同年同月十四日に再質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十五日に答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、追加質問する。

一　「第二回答弁書」において、政府は、「御指摘の遺書の概要については、平成十六年五月六日の公電により外務本省に報告され、同日中に、当時の川口順子外務大臣及び竹内行夫外務事務次官に報告された。」と答弁しているが、このことは川口順子外務大臣及び竹内行夫外務事務次官が平成十六年五月六日に中華人民共和国上海市で自殺した在上海総領事館員（以下、「館員」という。）の遺書の内容を知った上で、「館員」の自殺の事実について、あえて総理大臣官邸に報告しないという決断をしたと理解してよいか。

二　「館員」の自殺の事実について総理大臣官邸に報告しないと決定した外務省の最高責任者は誰か。

三　平成十三年四月以降に内閣官房長官並びに内閣官房副長官に就いた者（職を退いた者を含む。）に対して、外務省が「館員」の自殺について情報を提供した事実があるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二四五号
平成十八年五月十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の事実について、外務省から内閣総理大臣官邸（以下「官邸」という。）に対して報告しないことについては、外務省の担当部局が判断したものである。当該担当部局の長は、大臣官房長及びアジア大洋州局長である。

三について

御指摘の「情報」が具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、平成十七年十二月二十七日前に、外務省から御指摘の者に対し、同日に外務省から官邸に対して行われた報告と同様の報告が行われていたことは、確認されていない。

平成十八年五月一日提出
質問第二四六号

外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する質問主意書

一　一九九二年九月のエリツィン・ロシア大統領訪日が延期された経緯と本件に対する外務省の基本認識を明らかにされたい。

二　歴代の外務省欧州局ロシア課長が管理する施錠可能な四段キャビネット（以下、「ロシア課長キャビネット」という。）がロシア課長席の周辺に設置されているか。

三　「ロシア課長キャビネット」には、ロシア語を研修した外務省職員の異性関係のトラブル、金銭問題、酩酊による不祥事、ソ連・ロシアの諜報機関との関係等について記された公文書の体裁をとっていない書類が保管されているか。右書類は公文書に該当するか。右書類は情報公開の対象になるか。

四　一九九二年三月十九～二十一日にコズィレフ・ロシア外相が訪日したが、飯倉公館におけ

る日ロ外相会談が行われた日時と日本側の同席者全員（通訳、ノートテーカーを含む。）の官職氏名を明らかにされたい。

五　一九九四年に当時の東郷和彦駐ロシア大使館特命全権公使が、「ロシア課長キャビネット」から、公文書の体裁をとらずに外務省の赤色横書き罫紙に記載された渡辺美智雄外相とコズィレフ外相の会談記録の写しを発見し、その写しを持ち帰ったという事実があるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二四六号
平成十八年五月十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のエリツィン・ロシア連邦大統領の訪日は、千九百九十二年九月に予定されていたが、同月十日、同大統領から宮澤喜一内閣総理大臣に対し、電話により、ロシア連邦国内の諸般の事情により訪日を延期せざるを得ない旨の連絡があった。当時、外務省としては、この訪日が日露関係の正常化へ向けての建設的な第一歩となることを期待していたため、ロシア側の決定は極めて残念であったと認識し、その旨ロシア側に伝達した。

二、三及び五について

御指摘の「キャビネット」は、存在しない。

四について

御指摘の日露外相会談は、三月二十日午前及び午後並びに三月二十一日午前に行われた。これらの会談の日本側の同席者は、枝村純郎ソビエト連邦駐箚特命全権大使、斉藤邦彦外務審議官、谷野作太郎アジア局長、兵藤長雄欧亜局長、柳井俊二条約局長、鈴木勝也情報調査局長、川島裕北米局審議官、小町恭士欧亜局ロシア課長、海老原紳中近東アフリカ局中近東第一課長、小松一郎条約局条約課長、伊藤哲雄条約局法規課長、齋藤泰雄外務大臣秘書官事務取扱、内田一朗北米局企画官、兼原信克欧亜局ロシア課課長補佐、山田淳欧亜局ロシア課課長補佐、石兼公博条約局法規課課長補佐、秋葉剛男条約局条約課課長補佐、中川勉欧亜局ロシア課事務官及び伊藤俊哉欧亜局ロシア課事務官である。

平成十八年五月二日提出
質問第二四七号

裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第三回質問主意書

標記案件については、既に平成十八年三月三十一日に質問主意書を提出し、内閣から同年四月十一日に答弁書を受領し、同年同月十八日に再質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十八日に答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、追加質問する。

一　「第二回答弁書」において、政府は、「外務省として、御指摘の課長から事情を聴取している。」と答弁したが、外務省が松田邦紀ロシア課長（以下、「松田課長」という。）に対する事情聴取を行った年月日、事情聴取を行った者の官職氏名を明らかにされたい。

二　事情聴取に対して、「松田課長」は事実関係についてどのような釈明をしたかを明らかにされたい。

三　「第二回答弁書」における、「松田課長」が平成十六年二月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に受けた五千円を超える贈与等又は報酬の支払いの総計は邦貨換算でいくらになるか。その内、報道関係者から受けた贈与又は報酬の支払いの総計は邦貨換算でいくらになるか。

四　外務省は、「松田課長」が受けた贈与等の金額は社会通念上妥当と考えるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二四七号
平成十八年五月十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問主意書（平成十八年三月三十一日提出質問第一九六号。以下「質問主意書」という。）が提出された後、外務省大臣官房による御指摘の課長からの事情聴取が行われた。その結果は、質問主意書に対する答弁書（平成十八年四月十一日内閣衆質一六四第一九六号）一から六までについてで答弁しているところである。

三について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の五千円を超える贈与等又は報酬の合計は、五十万円であり、そのうち、報道関係者に係るものは、三十万四千円である。

四について

外務省として、三についてで述べた贈与等又は報酬については、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第六条第一項の規定に基づき贈与等報告書が提出されていることもあり、特段問題があるとは考えていない。

平成十八年五月二日提出
質問第二四八号

在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」及び「米軍再編」に伴う財政負担に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢

在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」及び「米軍再編」に伴う財政負担に関する質問主意書

額賀防衛庁長官は四月二十三日、ラムズフェルド米国防長官と会談し、在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」に関連する経費として、日本政府が「所要経費一〇二・七億ドル」のうち、「五九％に当たる約六〇・九億ドルを支援」することに合意した。

政府は四半世紀にわたり、「思いやり」と称して、日米地位協定上負担義務のない在日米軍駐留経費の分担に応じてきたが、米国領内の米軍施設の建設に日本の税金を投入するなどという事態は、日本の財政史上はもちろん、国際的にもかつてないことである。基地負担の軽減を求める沖縄県民の声を逆手にとって、米国の新たな戦略拠点づくりに国民の税金を投入するなど、断じて容認できない。

額賀長官は、合意後の記者会見で、「我々は日本の積み上げ方式の下で、負担の割合を考えていった」と強調している。しかし、合意した費用の「積み上げ」がいかなる根拠によるものか、「米軍再編」に伴う日本側の財政負担が一体どれだけになるのか、政府はいまだ何らの説明も行なっていない。

こうした下で、日米両政府は五月一日、日米安全保障協議委員会（「2プラス2」）を開催し、「米軍再編」の実施計画を盛り込むいわゆる「最終報告」（「再編実施のための日米のロードマップ」）を公表した。再編案の「実施における施設整備に要する建設費その他の費用」を「日本国政府が負担する」原則で合意する一方、その負担で何をどこまでつくるのか、日本側の負担規模がどれだけになるのかについては明示しないままである。

ローレス米国防副次官は四月二十五日の記者会見で、グアム「移転」経費を含め、「米軍再編」に伴う日本側の負担が二六〇億ドルに上るとの見通しを示している。国民には相次ぐ負担増と社会保障の切り捨てを押しつけておきながら、米軍のためには湯水のように血税を投入するなど、到底許されない。

以下、質問する。

一　在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」について

（1）「移転」の性格について

1　政府は沖縄に駐留する海兵隊司令部を中心に約八〇〇〇人をグアムに「移転」すると言うが、米国政府が米国領内に米軍部隊を引き揚げるのは通常「移転」ではなく「撤退」と認識されるものと考える。政府はその性格についてどのように認識しているのか。

2　在日米軍が米国領内に「撤退」する場合や在日米軍の施設・区域が返還される場合の日米間の費用負担のあり方について、日米間にはどのような取り決めがあるのか。この際、すべて明らかにしていただきたい。

3　日米安保条約締結以降、在日米軍部隊が「撤退」した主な事例とその際の費用がどのように負担されたかについて明らかにされたい。

4　米国政府は、日本以外の受入国との間に、駐留米軍の「撤退」や施設・区域の返還に要する費用負担のあり方について、どのような取り決めを結んでいるのか。

5　日本以外の受入国から米軍部隊が「撤退」した主な事例とその際の費用がどのように負担されたかについて明らかにされたい。

（2）「移転」内容について

1　現在沖縄にはどれだけの規模の海兵隊が駐留しているのか、定数及び実員ごとに明らかにされたい。また、その部隊ごと及び施設ごとの内訳について明らかにされたい。

2　「最終報告」は、「約八〇〇〇名の第三海兵機動展開部隊の要員と、その家族約九〇〇〇名は、部隊の一体性を維持するような形で二〇一四年までに沖縄からグアムに移転する」と明記した。「移転する部隊」として「第三海兵機動展開部隊の指揮部隊」「第三海兵師団司令部」「第三海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部」「第一海兵航空団司令部」「第一二海兵連隊司令部」を挙げ、「キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する」としている。「移転する部隊」は、それぞれどの施設に何名駐留しているのか。

3　沖縄に残る部隊の名称、規模、駐留施設名について明らかにされたい。

4　「最終報告」は、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第三海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる」と述べているが、グアム「移転」と「嘉手納以南の土地の返還」とは「直接関係ない」という防衛庁の私に対する答弁（三月二十九日衆議院外務委員会、大古防衛局長）との関係について説明されたい。

5　「最終報告」では「全面的又は部分的な返還が検討される」「六つの候補施設」を挙げているが、それぞれSACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告に明記された内容とどのような違いがあるのか。また、海兵隊司令部のグアム「移転」に「直接関係」して返還が検討されるに至った施設があれば明示されたい。

6　「六つの候補施設」の中にキャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセンは含まれていないが、これらの施設の返還は検討しないということか。その理由は何か。

7　「返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される」としているが、どういう「機能及び能力」を指しているのか、具体的に示されたい。

（3）「移転」経費について

1　防衛庁が提出した「グアム移転経費の内訳」によると、「日本側負担」の「事業内容」として「司令部庁舎」「教場」「隊舎」「学校等生活関連施設」「家族住宅」「基地内インフラ（電力、上下水道等）」、「米国側負担」の「事業内容」として「ヘリ発着場」「通信施設」「訓練支援施設」「整備補給施設」「燃料・弾薬保管施設」「道路」などを挙げている。「事業内容」ごとに目的、施設の内容・規模・建設場所、移設元である沖縄での施設の現状と今後の取扱いについて明らかにされたい。

2　「財政支出（真水）」は「二八億ドル（上限）」

など、負担形式の「分類」に則して「負担額」を明記しているが、明記した「負担額」のそれぞれについて、「事業内容」ごとの内訳及び積算根拠を明らかにされたい。

3　合意した日米間の費用の分担は、いかなる考え方に基づくものか。

4　「家族住宅」については「出資」「融資等」、「基地内インフラ（電力、上下水道等）については「融資等」で対応するとしているが、それぞれ具体的にどのような枠組み・機関を使って行なうのか。「融資等」の「等」とは何か。

5　額賀防衛庁長官は「出資の一五億ドルは日本に最終的には返ってくる」（四月二十三日記者会見）と述べているが、いかなる根拠に基づくものか。日本側が負担する「出資」「融資等」が回収不能になる可能性も指摘されているが、政府はこの点をどう認識しているのか。

6　報道では、「米国側負担」の「道路」とは、「アプラ海軍基地とアンダーセン空軍基地を結ぶ高規格道路」と伝えられているが（〇六年四月二十八日付「沖縄タイムス」）、相違ないか。既設の道路に加え、このような道路を必要とする理由は何か。海軍基地と空軍基地を結ぶ道路の敷設が、海兵隊の「移転」に伴う経費と言えるのか。

二　「米軍再編」に伴う財政負担について

（1）　「米軍再編」に伴う日本側の負担が二六〇億ドルに上るというローレス米国防副次官の見通しについて、政府はどう認識しているのか。

（2）　この際、日本側の財政負担が生じることになる再編案をすべて明示し、そのそれぞれについて、建設する施設の内容・規模・予算額を具体的に示されたい。

（3）　普天間飛行場代替施設について、昨年十月の「共同文書」で示した政府の「沿岸案」と四月七日政府が名護市、宜野座村と合意した「滑走路二本案」との間に、施設面積及び予算額においてどのような違いがあるのか。

（4）　「最終報告」には、「在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される」とあるが、「その他の支援施設」とは何か。「米国の資金」で建設することとした理由は何か。これ以外に「米国の資産」で建設する施設はあるのか。

（5）　「厚木飛行場において、海上自衛隊EP―3、OP―3、UP―3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される」とあるが、「必要な施設」とは何か。また、その予算額についても明らかにされたい。

（6）　「KC―130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される」とあるが、「必要な施設」とは何か。また、その予算額についても明らかにされたい。

（7）　「当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の三つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練」に関連して、「日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する」とあるが、どのような施設をどれだけの規模で建設するのか。「日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する」とは、具体的にどのような費用をどのように分担するということか。

（8）　「米軍再編」に関連する経費は、「防衛関係費」の枠内で措置していくことになるのか、それとも別枠で取り扱っていくことになるのか。現行「中期防衛力整備計画」は、見直しを行なうことになるのか。

（9）　今後、関係する地方自治体への交付金や振興策などについて、どういう枠組みでどれだけの規模の予算を見込んでいるのか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二四八号
平成十八年五月十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」及び「米軍再編」に伴う財政負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」及び「米軍再編」に伴う財政負担に関する質問に対する答弁書

一の（1）の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」（以下「本件文書」という。）においては、第三海兵機動展開部隊の要員等はグアムに「移転する」とされている。

一の（1）の2について

我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）に係るお尋ねのような場合の費用の負担については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第四条及び第二十四条に規定されている。本件文書において示された第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のように、在日米軍の部隊等が我が国の国外に移転する際の移転先における施設整備費については、日米地位協定の適用の対象とはならない。

一の（1）の3について

お尋ねの「日米安保条約締結以降、在日米軍部隊が「撤退」した主な事例」の趣旨が必ずしも明らかではないが、在日米軍の使用する施設及び区域の整理、統合又は返還に係る主な事例としては、昭和四十八年一月の日米安全保障協議委員会において了承された関東における在日米軍空軍施設の整理及び統合並びに昭和四十九年一月の日米安全保障協議委員会、昭和五十一年七月の日米安全保障協議委員会等において了承された沖縄県における一部の施設及び区域の返還がある。また、平成八年十二月の日米安全保障協議委員会においては、沖縄に所在するアメ

リカ合衆国軍隊の使用する施設及び区域の土地の返還に係る計画が盛り込まれた「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告（以下「ＳＡＣＯ最終報告」という。）が了承された。これらの整理、統合及び返還に係る経費は、日米地位協定第四条及び第二十四条の規定に従って我が国又はアメリカ合衆国（以下「米国」という。）によって負担されてきている。

一の(1)の4及び5について

我が国として、お尋ねのような点についてお答えする立場にはない。

一の(2)の1について

米国から、沖縄に駐留する海兵隊の人数については、約一万八千名と聞いているが、米国は、部隊ごと並びに施設及び区域ごとの人数について公表していない。

一の(2)の2について

第三海兵機動展開部隊司令部及び第三海兵師団司令部についてはキャンプ・コートニー、第三海兵後方群司令部については牧港補給地区、第一海兵航空団司令部についてはキャンプ瑞慶覧、第一二海兵連隊司令部についてはキャンプ・ハンセンにそれぞれ所在するが、米国は、部隊ごとの人数について公表していない。

一の(2)の3について

米国から沖縄に引き続き駐留すると聞いている海兵隊約一万名については、本件文書において、「司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。」と記述されているが、部隊の名称並びにどの施設及び区域に引き続き駐留するかについては、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転に関する具体的な計画を作成する過程において、米国が検討することとされており、現時点では決定されていない。

一の(2)の4及び5について

本件文書においては、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第三海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設及び区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。」と記述されているところであるが、御指摘の防衛局長の答弁は、海兵隊の約八千名は必ずしも嘉手納以南に所在する施設及び区域から移転するものではないという趣旨を述べたものである。

ＳＡＣＯ最終報告との関係については、本件文書において、「ＳＡＣＯ最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、ＳＡＣＯによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。」と記述されているところ、今後、本件文書において、平成十九年三月までに作成することとされている「統合のための詳細な計画」の作成の過程で具体的に検討することとしている。

一の(2)の6について

日米間において、沖縄の負担を大幅に軽減することになる措置の一つとして、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還について検討し、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設及び陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームの六つの施設及び区域を返還候補として特定したものである。

一の(2)の7について

「返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのもの」の具体的な内容については、平成十九年三月までに作成することとされている「統合のための詳細な計画」の作成の過程で検討することとしている。

一の(3)の1について

御指摘の事業は、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転が可能となるよう、これに伴い必要となる施設等の整備を行うものである。また、家族住宅は、グアムに移転する第三海兵機動展開部隊の要員約八千名のうち三千五百名分程度、隊舎はその余の四千五百名分程度と見込まれるが、現時点では、沖縄からグアムに移転する第三海兵機動展開部隊の部隊ごとの規模等が決まっておらず、お尋ねの内容及び規模について詳細にお答えすることは困難である。お尋ねの建設場所については、現時点では決まっていないため、お答えすることは困難である。さらに、お尋ねの「移設元である沖縄での施設の現状と今後の取扱い」についても、現時点では、移転する第三海兵機動展開部隊の部隊ごとの規模等が決まっていないため、お答えすることは困難である。

一の(3)の2について

現時点では、沖縄からグアムに移転する第三海兵機動展開部隊の部隊ごとの規模等が決まっておらず、お尋ねの内訳及び積算根拠の詳細については引き続き米国と協議することになるため、お答えすることは差し控えたい。

一の(3)の3について

沖縄に駐留する第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転が早期に実現されるよう、我が国は、司令部庁舎、家族住宅等の整備に伴う経費を分担することとし、米国は、それ以外の経費を分担するものである。

一の(3)の4について

お尋ねの「出資」や「融資等」の「枠組み・機関」については、今後、日米間及び政府部内において具体的に検討していくことになるため、現時点において、お答えすることは困難である。また、「融資等」の「等」には融資以外の様々な資金調達の方法が考えられる。

一の(3)の5について

出資とは、一般に、事業を営むための資本として金銭その他の財産、信用若しくは労務を組合、法人等に提供することをいうと承知しているが、御指摘の防衛庁長官の発言は、このような出資の一般的な意味内容を踏まえて述べたものである。また、御指摘の「回収不能」のような事態にならないよう、今後、日米間及び政府部内において具体的に検討してまいりたい。

一の(3)の6について

お尋ねの道路は、御指摘の「アプラ海軍基地とアンダーセン空軍基地を結ぶ高規格道路」である。米国からは、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転に伴い両基地に同部隊の施設が整備されることから、両基地間の人員の移動や物資の輸送のために御指摘のような道路が必要であるとの説明を受けている。

二の(1)について

政府としては、御指摘の「二六〇億ドル」の根

拠については承知しておらず、また、このような金額を我が国が負担することを合意したことはない。

二の(2)について

本件文書を踏まえ、日米間で調整しつつ、今後、所要の経費を見積もることになるため、現時点で、お尋ねの「日本側の財政負担が生じることになる再編案をすべて明示」することは困難であり、お尋ねの「建設する施設の内容・規模・予算額」についてもお答えすることができる段階にない。

二の(3)について

普天間飛行場の代替施設（以下「代替施設」という。）に係る施設面積及び予算額については、代替施設に係る具体的な計画が策定されていない段階においてお答えすることは困難である。

二の(4)について

お尋ねの「その他の支援施設」とは、駐車場、装備品の整備施設等であり、日米間の協議の結果、米国が負担する旨を合意したところである。なお、合意に至る日米間の協議の具体的内容については、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、お答えを差し控えたい。このほか、米国が費用を負担するものについては、日米間で調整しつつ、今後、所要経費を見積もることになるため、現時点において、お答えすることは困難である。

二の(5)について

お尋ねの「必要な施設」とは、移駐する海上自衛隊の飛行隊の運用上必要な格納庫、駐機場等であり、今後、その具体的な内容について検討していくこととしており、お尋ねの予算額について、現時点において、お答えすることは困難である。

二の(6)について

お尋ねの「必要な施設」については、今後、米国の所要を踏まえて検討していくこととしており、その予算額を含め、現時点において、お答えすることは困難である。

二の(7)について

お尋ねの施設及び規模については、現時点において実地調査等が行われておらず、お答えすることは困難である。また、お尋ねの費用及びその分担についても、現時点において、何ら決定されておらず、お答えすることは困難である。

二の(8)について

お尋ねについては、今後とも、厳しい財政事情を踏まえ、政府部内において検討されることになる。

二の(9)について

政府としては、今後、在日米軍の兵力態勢の再編に関係する地方公共団体等に対する施策について、関係する地方公共団体等からの要望等を踏まえて、関係省庁間で調整しつつ、検討していく必要があると考えているが、現在、その具体的な内容について申し上げる段階にない。

平成十八年五月八日提出
質問第二四九号

原子力空母の横須賀基地への配備に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢

原子力空母の横須賀基地への配備に関する質問主意書

米海軍は昨年十月二十八日、二〇〇八年に初めてニミッツ級原子力空母を横須賀基地に配備すると発表し、同日、政府は受け入れを表明した。

横須賀市民はじめ東京都民、日本国民にとって、原子力空母の配備という重要な問題について、政府は、国権の最高機関である国会にも諮らず、しかも国民に対してなんらの説明もしないまま、容認したことは極めて重大である。

国民からは、人口密集地の首都圏での原子力空母の原子炉の事故による放射能漏れ、一次冷却水の大量放出等の「核事故」への不安と懸念の声が広がっている。

政府は、なんらの根拠も示さずに「米国の声明により安全は保障されている」、「従来からこの問題について安全は確保されているものと一貫して判断している」旨述べているが、安全性が確保されるという保障はない。

米空母キティホークをはじめ第七艦隊機動部隊の旗艦など主要な戦力が横須賀基地を母港にしている。

第七艦隊は、アフガン、イラク戦争で、インド洋、ペルシャ湾などに出動している。

横須賀基地は、米本土以外に世界で唯一、空母が母港とする極東最大の海軍基地として、世界で生起する地域紛争への介入・干渉の前進拠点基地としての機能を果たしている。

米軍再編の下で、第七艦隊の補給・修理・出撃基地としての機能を一段と強化する原子力空母の配備は、国民の安全という観点からも断じて容認できない。

政府は、原子力空母の配備の白紙撤回を米国政府に対して強く求めるべきである。

従って、以下の事項について質問する。

一　原子力空母の横須賀基地への配備受け入れについて

1　米海軍は、昨年十月二十八日、横須賀への原子力空母を二〇〇八年に配備することを発表した。政府は、同日即時受け入れを表明しているが、これまで日米間で、公式、非公式の協議がなされてきたのではないのか。

2　原子力空母の配備については、日米間でどのような協議がなされてきたのか、公式、非公式の協議、日米双方の協議機関・メンバーについて、政府が受け入れを表明するに到るまでの経緯を含めてその概要を明らかにされたい。

3　原子力空母の配備について、政府はどのような検討を行って受け入れるとの結論に達したのか。また、配備についての政府の評価と判断を問う。

4　政府は、原子力空母の配備が「日本の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与する」旨を述べている。

空母キティホークをはじめ第七艦隊が配備されている横須賀基地は、米本土以外に世界で唯一、空母が母港とする極東最大の海軍基地である。しかも第七艦隊は、大義なきイラク戦争でインド洋、ペルシャ湾に出動し戦闘作戦行動を展開したのは周知のことである。

政府は、原子力空母のプレゼンスは、「日本の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与する」というが、現実には、横

須賀基地は、中東など世界で生起する地域紛争に介入・干渉するための、米国の軍事戦略上の前進拠点基地としての役割を担っているということではないのか。政府の見解を問う。

5　政府は、原子力空母の配備という重要な問題について、国会に諮らず、しかも国民への説明責任を果たさないまま受け入れを表明したことは重大である。この政府の責任について見解を問う。

二　原子力空母の安全性と原子力艦の事故について

1　政府は「原子力空母は安全である」旨のことを述べているが、何を根拠に「安全」というのか、その根拠と理由を詳細かつ具体的に説明されたい。

2　一九六四年の米国政府の書簡「エードメモワール」及び同年の米国声明、一九六七年のエードメモワール、そして二〇〇六年四月の「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート」が、何故、原子力空母の安全性を裏付け、担保するものになるのか、具体的に説明されたい。

3　麻生外務大臣は、本年二月十日の衆議院予算委員会で「エードメモワール等々の内容を厳格に実行する旨を改めて外務省といたしましても文書の形で求めておりまして、これを向こうから確約しているところであります」という趣旨の答弁をしている。

外務省が米国政府に文書の形で求めたものとは、どのような内容の文書なのか。また、米側が何を確約したのか。

4　それは、新たなエードメモワールを日米間で文書によって取り交わすということなのか、明確に答えられたい。

5　米国政府からは、原子力空母の艦の設計、原子炉に係る技術、運行に係る技術情報等の提供はなされず、また事故防止のための艦内への日本側の立ち入り調査は、軍事機密等のために一切できないのではないのか。

6　政府は、「両国の信頼関係」、「米国政府の説明」と「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート」等で、「安全性は確保される」と判断しているが、より詳細なデータを米側に求めて、技術的、科学的かつ厳格な検討をすべきではないのか。

7　原子力空母の安全性が、「両国の信頼関係」によって確保できるとでも考えているのか。

8　横須賀基地で、原子力空母が原子炉の事故を起こすと、南風の条件では死の灰が横浜、東京など首都圏一帯に降下し、十万人以上が死亡し放射線被害者等多数の被害が発生するとの指摘もある。政府は、このようなことについて日米間で検討・協議したことがあるのか。

9　原子力艦は、原子炉を衝撃にさらされやすい狭い艦内に搭載しており、危険な要因を多数抱えていると言われている。これまでも米国の市民団体などの調査により、原子力艦の放射能漏れ、乗組員の被曝事故、原子炉の事故等が明らかにされている。

一九九九年十一月、原子力空母ステニスがサンディエゴ湾内で座礁事故のために冷却水循環ポンプが故障し原子炉が緊急停止するという事故寸前の事態を起こしている。

一九九四年には、原子力空母エンタープライズが、ドライドックで修理中に原子炉室で火災が発生し、放射能物質漏れが発生している。また、横須賀において過去数回、原潜の入航中に異常放射能が観測されており、一九六三年には、米国内で原潜スレッシャー号が沈没事故を起こしている。政府はこれらの事実について把握しているのか。

10　この際、原潜をはじめとする原子力艦の国内での事故等について、その概要を時系列に沿って明らかにされたい。

11　米海軍の原子力空母をはじめとする原子力艦の海外（米本土を含めて）における事故等の概要を明らかにされたい。

三　原子力空母の横須賀基地での原子炉等の補修・修理について

1　原子力空母の原子炉以外の補修・修理は行うのか、また原子炉及び関連設備の補修・修理はどうか。

2　横須賀基地は、原子炉管理施設、原子炉冷却用ポンプを動かす質の高い電気供給、ドライドックの改良等の施設整備を行っていることは承知しているが、工事はすべて完了したのか、あるいは継続中なのか。

3　横須賀基地に係る施設整備の詳細と工事の進捗状況を明らかにされたい。

4　こうした施設整備によって、原子力空母の原子炉の補修・修理は可能となるのではないのか。

5　政府は「横須賀での原子炉の修理はしない」という趣旨のことを述べているが、その理由は何か。

6　原子炉の補修・修理は、米本国で行うということなのか、それは日米間で了解、もしくは合意されていることなのか。

7　米海軍の「原子力空母規格」によれば、日常的なメンテナンス作業として一次冷却水、フィルター、原子炉の部品などの放射能汚染物質の交換・修理の作業が行われ、そのための放射能管理施設が必ず必要とされている。

横須賀基地に原子炉管理施設が整備された場合には、原子炉等のメンテナンス作業は行われることになるのではないのか。

8　当該施設で、原子炉のメンテナンス、すなわち維持・管理の一環として、原子炉の補修・修理を行うことにならないのか、明確に答えられたい。

四　原子力空母の原子炉等の事故が発生した場合の対処について

1　政府は、原子力空母の原子炉等の事故が発生した場合の対処についてはどのように考えているのか、また発生した場合の対処はどのように行われるのか、具体的かつ詳細に答えられたい。

2　米海軍だけでは対処できない場合も想定されるが、その場合には、日本が把握している空母の構造等の限られた情報で、有効な対処ができると考えているのか。

3　原子力空母の原子炉等の事故が発生した場合の対処について、日米間でなんらかの取決めを行うつもりか。

4　政府は、横須賀市をはじめ周辺地域の地方自治体との間でどのような事故等の対策、対

応策を考えているのか、具体的に答えられたい。

五　原子力空母の配備は、横須賀基地の機能を一層強化するものであり、国民の安全にとって重大な問題である。

政府は、原子力空母の配備の白紙撤回を米国政府に強く申し入れるべきである。これについての政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一六四第二四九号
平成十八年五月十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出原子力空母の横須賀基地への配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出原子力空母の横須賀基地への配備に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

政府としては、従来から、米国の海軍（以下「米海軍」という。）の空母キティホークが退役する二千八年以降も同空母の後継艦を通常型空母とするよう求める横須賀市等の意向を米国政府に伝達し、また、米国政府内の検討状況について照会するなど、米国政府との間で緊密に連絡をとり、米国政府からは、空母キティホークの後継艦については決定されていないとの説明がされてきたところであるが、平成十七年十月二十七日に、二千八年に空母キティホークが退役し、ニミッツ級空母と交替する旨の通知があった。

その後、米国政府との間では、右に述べた空母の交替が横須賀市等や住民の理解を得て円滑に実施されるよう、緊密に協議を行ってきており、例えば、本年四月十七日に行われたシーファー駐日米国大使と麻生外務大臣との会談において、シーファー駐日米国大使から、麻生外務大臣に対して、米海軍の原子力推進型の軍艦（以下「原子力軍艦」という。）の安全性に関する事項が記載された文書（以下「ファクトシート」という。）が手交されたところである。

一の3及び5並びに五について

米海軍の空母キティホークとニミッツ級空母が交替し、その乗組員家族が我が国に居住することは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）及びその関連取極の下で行われるものである。

政府としては、右に述べた空母の交替を通じて我が国周辺における米海軍の展開が引き続き維持されることは、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与するものであると考えており、また、米海軍の原子力軍艦の我が国寄港時の安全性が確保されることを確信している。

以上のような政府の立場については、従来から、国会等において説明を行ってきているところである。

一の4について

政府としては、日米安保条約の下、空母キティホークを含め、我が国の施設及び区域を使用する米海軍の部隊がその抑止力をもって我が国の安全及び極東の平和と安全の維持に寄与しているものと認識している。

二の1、2及び7について

米国政府が、米海軍の原子力軍艦について、累次にわたる政府声明及び覚書をもってその安全性を保証するとともに、その運航に関連して米国の港においてとられる安全上のすべての予防措置及び手続を我が国の港においても厳格に実施することを保証してきていること、ファクトシートにおいて、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する方針をすべて堅持し厳格に実施するとの米国政府の従来からの方針が改めて明示的に確認され、また、米海軍の原子力軍艦の設計や構造に関する情報を含め、従来よりも詳細な説明がされていること、及び我が国寄港時を含め、米海軍の原子力軍艦について、これまで長期間にわたって安全に運航してきた実績があることから、政府としては、米海軍の原子力軍艦の我が国寄港時の安全性が確保されることを確信している。

政府としては、米国政府に対し、我が国に寄港する米海軍の原子力軍艦の安全性について引き続き万全の対策をとるよう働きかけていく考えである。

二の3及び4について

御指摘の本年二月十日の衆議院予算委員会における麻生外務大臣の答弁については、平成十七年十月二十八日に米海軍が空母キティホークをニミッツ級空母と交替させることを発表した際に米海軍が発表した文書において、これまでどおり米国政府が米海軍の原子力軍艦の安全性を保証する意向が明確にされていることを評価している旨を述べたものである。したがって、この答弁は、答弁の時点において、何らかの文書の提出を米国政府に求めていたという趣旨のものではない。

なお、その後、本年三月二十三日に蒲谷横須賀市長から麻生外務大臣に対して原子力軍艦の安全性について文書による説明の要請がされた旨を米国政府に伝達したところ、米国政府は、ファクトシートの中で、米海軍の原子力軍艦の安全性の保証について、「ありとあらゆる面が引き続き堅持される」と明言している。

二の5及び6について

政府としては、米海軍の原子力軍艦の軍艦としての性格上、一定の軍事機密上の制約を受けることはやむを得ないと考えているが、ファクトシートにおいては、米海軍の原子力軍艦の構造等について、従来以上の詳細な情報が提供されている。

二の8について

政府は、米国政府から、ファクトシートで示されているとおり、原子炉の炉心から放射能の放出をもたらすような事故が起こることは想定し難いが、こうした想定し難い最大の事故を仮定した場合の詳細かつ慎重な分析によっても、米海軍の原子力軍艦がその停泊地点の周辺の住民に対して不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではなく、御指摘のような甚大な被害が発生する事態はあり得ない旨の説明を受けている。

二の9について

千九百九十九年十一月三十日に米海軍の空母

ステニスがサンディエゴ近郊のノースアイランド海軍航空基地を出港した直後に、海底の泥が同空母の原子炉の冷却システムに吸い込まれたために、同空母の原子炉が緊急停止されたが、その四十五分後には原子炉が再稼働され、その間、原子炉の冷却機能は失われていなかったと承知している。

千九百九十四年八月三日に、ニューポートニューズの造船所で修理中の米海軍の空母エンタープライズにおいて火災が発生したが、原子炉への影響はなく、また、火災発生時には原子炉は停止されていたと承知している。

千九百六十三年四月十日に、米海軍の潜水艦スレッシャー号がケープコッド沖約二百海里の地点で約八千五百フィートの深海に沈没したが、沈没の原因は、パイプ系統の故障による海水の浸水であり、同艦の原子炉自体に問題が生じたわけではないと考えられており、その後の米国政府による累次の調査においても、沈没した原子炉の燃料からの放射能の漏出は確認されていないと承知している。

政府は、米海軍の原子力軍艦の我が国寄港に際して原子力軍艦放射能調査を行ってきているが、横須賀におけるものを含め、米海軍の原子力軍艦に起因して放射能の異常値が確認されたことは、これまでにない。

二の10について

お尋ねの「原子力艦」とは、原子力軍艦を指すものと考えるが、我が国において、その原子炉に係る事故が発生したことはないと承知している。

二の11について

米海軍の原子力軍艦については、過去に人の健康を害し、海洋生物に悪影響を及ぼすような放射能の放出の事例はなく、また、その原子炉の炉心に損傷が発生した事例もないと承知している。

三の1、7及び8について

政府としては、これまで、米海軍の原子力空母を含む原子力軍艦の我が国寄港時に、原子炉の修理や燃料の交換が行われたことはなく、今後も行われることはないが、原子炉の電気系統、蒸気系統等に関する日常的な維持管理の作業は、行われてきており、今後も行われるものと承知している。

なお、米国政府からは、我が国における米海軍の使用する施設及び区域において放射能の管理が必要となるような作業のための施設が建設されることは今後もないとの説明を受けている。

三の2から4までについて

御指摘の「施設整備」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、横須賀海軍施設において、我が国の予算により、米海軍の原子力空母の原子炉の修理のための施設の整備は行っていない。

また、米国政府からは、今後とも我が国における米海軍の使用する施設及び区域において原子炉の修理が行われることはなく、そのための施設が整備されることはないとの説明を受けている。

三の5及び6について

米国政府は、ファクトシートに述べられているとおり、我が国において米海軍の原子力軍艦の原子炉の修理や燃料の交換を行わないことも含め、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する従来からの方針を今後とも堅持する旨を明言している。

また、政府としては、米海軍の原子力軍艦の原子炉の修理や燃料の交換については、特別の装置が必要とされることから、我が国においては行い得ないと理解している。

四の1について

我が国に寄港した米海軍の原子力軍艦において原子炉に係る事故が発生した場合、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく防災基本計画（平成十七年七月二十六日中央防災会議決定）等に従って、国、地方公共団体等の関係機関が連携して、情報の収集及び連絡、通信の確保、避難収容等の防護活動、社会秩序の維持、緊急輸送活動、救助・救急及び医療活動、復旧活動等の対応を行うこととなる。

四の2について

我が国に寄港した米海軍の原子力軍艦において原子炉に係る事故が発生した場合、防災基本計画等に従って、国、地方公共団体等の関係機関が連携して的確な情報収集を行うことにより、適切に対処することができると考えている。

四の3及び4について

我が国に寄港した米海軍の原子力軍艦において原子炉に係る事故が発生した場合、昭和三十九年八月二十四日の「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」（以下「昭和三十九年米国声明」という。）や平成九年三月三十一日の在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続に関する日米合同委員会合意に基づき、在日米国大使館が外務省に対し通報することとなっている。また、通報を受けた外務省が関係する地方公共団体を含め国内の関係機関に対し通報する緊急連絡網が整備されている。米国政府は、航行不能となった米国の原子力軍艦を安全な状態とする責任を負う旨を昭和三十九年米国声明において明らかにしており、我が国政府は、米国政府に対し、当該原子力軍艦につき、適切な措置を講ずるよう要請することとなる。現時点において、御指摘のような「取決め」を新たに行うことは、検討されていない。

政府としては、今後とも、関係する地方公共団体が実施する原子力防災訓練の実施等について、関係する地方公共団体及び米海軍と緊密に調整を行っていく考えである。

平成十八年五月八日提出
質問第二五〇号

国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する質問主意書

一　平成十八年四月二十一日付答弁書（内閣衆質一六四第二二五号）において、政府は、「国会議員から資料の提供の要求があった場合には、可能な限り協力すべきものと考えている。」と答弁しているが、この政府見解に外務省は拘束されるか。

二　今次第一六四回国会会期中に、国会議員の資料要求に応じて、外務省が国家公務員法に基づく懲戒処分を受けた職員に対する処分書の写しを提供した事例があるか。事例があるならば、

いつ、どの国会議員に対して、何件の資料を提供したかを明らかにされたい。

三　今次第一六四回国会会期中に、国会議員から外務省が国家公務員法に基づく懲戒処分を受けた職員に対する処分書の写しの提供を要求されたにもかかわらず、資料要求を拒否した事例があるか。事例があるならば、いつ、どの国会議員からの、どのような資料要求を拒否したか明らかにされたい。また、資料要求を拒否した法令上の根拠を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二五〇号
平成十八年五月十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

外務省としては、国会議員から資料の提供の要求があった場合には、可能な限り協力すべきものと考えている。

二について

外務省は、平成十八年三月、鈴木宗男衆議院議員の要求を受けて、懲戒処分を受けた職員に対する処分説明書の写し九十六通を同議員に対して送付した。

三について

外務省は、平成十八年四月、鈴木宗男衆議院議員から、同月十八日に懲戒免職処分を受けた職員に対する「処分通知書の写し」の提供を求められたが、同職員に対する処分説明書の写しを提供することを差し控えた。

一般論として、国会議員からの資料の提供の要求について、提供すべき資料の範囲は法令上定められていない。

平成十八年五月八日提出
質問第二五一号

外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する質問主意書

一　国家公務員法により懲戒処分がなされた外務省職員の実名発表を禁ずる法令上の根拠があるか。

二　人事院は国家公務員の懲戒処分の発表に関してどのような指針を定めているか。

三　平成十八年五月五日付読売新聞は、「外務省職員が四月、児童買春容疑で警視庁に逮捕された事件では、外務省が免職を匿名で発表。警視庁は実名を公表したが、逮捕直前に懲戒免職となっていたため『無職』とした。外務省は、免職にした職員が逮捕された男かどうかについて、人事院の指針を理由に『ノーコメント』。同省人事課は『認めると実名を公表したことになる。本人の将来も考え、総合的に判断した』として

いる」と報じているが、外務省が平成十八年四月十八日、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された元外務省在リトアニア日本大使館二等書記官の松田幸明氏（以下、「松田元書記官」という。）に関する読売新聞の取材に関して、人事院の指針を理由に情報提供を拒否した事実があるか。そのような事実があるとした場合、外務省の行為により国民の知る権利が侵害されたと思料するが、政府の見解如何。

四　「松田元書記官」に対する読売新聞の取材に対して、外務省人事課職員が「認めると実名を公表したことになる。本人の将来も考え、総合的に判断した」との趣旨の応答をした事実があるか。事実があるならば、かかる発言をした外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。ここでいう「本人の将来」とは何を意味するのか、外務省の見解を明確にされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二五一号
平成十八年五月十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する質問に対する答弁書

一について

懲戒処分を受けた外務省職員の氏名の公表を禁ずる旨を定めた法令の明文の規定はない。

二について

人事院が作成した「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参―七八六人事院事務総長通知）において、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職であるものを公表対象とすること、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表すること等の懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示すとともに、各府省等が個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合があることも示している。

三及び四について

外務省としては、懲戒処分の公表については、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を個人が識別されない内容のものとすることを基本としており、平成十八年四月十八日に懲戒免職処分を行った職員については、その氏名等を不公表としたところである。

外務省として、御指摘の取材に対する応答については、その具体的内容を確認することができないため、お答えすることは困難である。

また、いわゆる国民の知る権利については、十分尊重されるべきものであると認識している。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十八年三月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条第二項後段を削る。

第百六十一条第二項中「百五十分の四十」を「百五十分の三十五」に、「百五十分の〇・八」を「百五十分の〇・七」に改め、同条第三項中「五十年」を「三十年」に、「こえる」を「超える」に、「給すべき」を「給する」に改め、同条第四項中「百分の一・一二」を「百分の〇・九八」に改める。

第百六十一条の三第二項第一号中「百分の五十六」を「百分の四十九」に改め、同項第二号中「百分の六十四」を「百分の五十六」に改め、同項第三号中「百分の七十二」を「百分の六十三」に改める。

第百六十四条の二第一項を次のように改める。

退職年金は、その年額が平均的な退職年金の給付の状況、掛金及び特別掛金の負担の状況その他の状況を勘案して政令で定める金額（以下この条において「支給停止基準額」という。）以上の場合であつて、これを受ける者の前年における所得金額（退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。以下この項において同じ。）が五百万円を超えるときは、当該退職年金の年額とその者の前年における所得金額との合計額から支給停止基準額と五百万円との合計額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

第百六十四条の二第三項中「の課税総所得金額の計算に関する」を「その他の所得税に関する法令の」に改める。

第百六十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあつては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するものとする。

第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に次の一条を加える。

（財政調整）

第百六十七条の二　市議会議員共済会及び町村議会議員共済会は、市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会に対して、町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六十六条の改正規定及び第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

（退職年金等に関する一般的経過措置）

第二条　この法律による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）第百六十一条及び第百六十四条の二、附則第九条の規定による改正後の旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の二第二項及び第三項並びに附則第十一条の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十条第二項及び第三項の規定は、平成十九年四月分以後の月分の退職年金について適用し、平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2　新法第百六十一条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じる退職一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた退職一時金については、なお従前の例による。

3　新法の規定中公務傷病年金に関する部分は、施行日以後に地方議会議員である期間を有する者が受ける公務傷病年金について適用し、施行日以後に地方議会議員である期間を有しない者が受ける公務傷病年金（次項及び次条第三項において「特定公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

4　新法の規定中遺族年金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び施行日以後に給付事由が生じる遺族年金で特定公務傷病年金に係るものについては、なお従前の例による。

5　新法の規定中遺族一時金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金については、なお従前の例による。

（施行日以後に給付事由が生じる退職年金等で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに関する経過措置）

第三条　施行日以後に給付事由が生じる退職年金又は退職一時金で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに対する新法第百六十一条又は第百六十一条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の三十六
	百五十分の〇・七	百五十分の〇・七二
第百六十一条第四項	百分の〇・九八	百分の一・〇

第百六十一条の三第二項	百分の四十九	百分の五十
	百分の五十六	百分の五十七
	百分の六十三	百分の六十四

2　施行日以後に地方議会議員である期間を有し、かつ、施行日前にも地方議会議員であった期間を有する者が受ける公務傷病年金に対する新法第百六十二条第二項の規定の適用については、同項中「第百六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第二項」と、「第百六十一条の」とあるのは「同法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条の」とする。

3　施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に係るものに対する新法第百六十三条第二項の規定の適用については、同項第三号中「第百六十一条」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。以下この号及び次号において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、「給すべき退職年金の年額」とあるのは「給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で第百六十二条第一項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。次号において同じ。）」と、「同条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、同項第四号中「第百六十一条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」とする。

（平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金に関する経過措置）

第四条　平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する新法第百六十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の四十・五
	百五十分の〇・七	百五十分の〇・八一
第百六十一条第三項	三十年	五十年
第百六十一条第四項	百分の〇・九八	百分の一・一三

（なお従前の例によることとされている退職年金に関する読替え）

第五条　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第百二十二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金を含む。）のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条（附則第八条において「平成十四年改正前地共済法第百六十一条」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法第百六十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の五十	百五十分の四十五
	百五十分の一	百五十分の〇・九
第百六十一条第四項	百分の一・四	百分の一・二六

（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号。次項において「平成十四年地共済改正法」という。）附則第四条第一項の規定により読み替えて適用されるこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（次項において「旧法」という。）第百六十一条の規定の適用を受けた者の退職年金のうち平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2　平成十四年地共済改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第百六十一条の三の規定の適用を受けた者の退職一時金で施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた退職年金の額に関する特例）

第八条　施行日前に給付事由が生じた退職年金については、附則第四条の規定により読み替えて適用される新法第百六十一条又は附則第五条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正前地共済法第百六十一条の規定により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の額の状

況、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。

（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第九条　旧市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第四条第一項」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。次項において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の三十六」に改め、同項の表中「百五十分の三十」を「百五十分の二十四」に、「百五十分の三十三」を「百五十分の二十七」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

（なお従前の例によることとされている旧市町村の合併の特例に関する法律第七条の二第二項の読替え）

第十条　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する同条の規定によりなお従前の例によることとされている同法附則第六条の規定による改正前の旧市町村の合併の特例に関する法律第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）附則第五条の規定により読み替えて適用される地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項」と、「百五十分の五十」とあるのは「百五十分の四十五」と、同項の表中「百五十分の三十三」とあるのは「百五十分の三十」と、「百五十分の三十七」とあるのは「百五十分の三十三」と、「百五十分の四十一」とあるのは「百五十分の三十七」と、「百五十分の四十五」とあるのは「百五十分の四十一」とする。

（市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正）

第十一条　市町村の合併の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第四条第一項」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。次項において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の三十六」に改め、同項の表中「百五十分の三十」を「百五十分の二十四」に、「百五十分の三十三」を「百五十分の二十七」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付の水準を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付水準を引き下げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　退職年金及び退職一時金の給付水準をこれまでの八分の七に引き下げるとともに、在職加算年数の上限を三十年とすること。

2　高額所得者に係る退職年金の一部支給停止措置について、支給停止の基準となる所得金額を五百万円に引き下げるとともに、支給停止の方法を、退職年金の年額と前年の所得金額の合計額から政令で定める支給停止基準額と五百万円の合計額を控除した額の二分の一に相当する額の停止とすること。

3　市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政計算を一本化し、両共済会の間で財政調整を行うとともに、市町村の廃置分合等に伴う共済給付金の支給に要する費用の移換金制度を廃止すること。

4　施行期日等

㈠　この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。ただし、両共済会の財政計算及び財政調整に関する規定は、平成十八年十月一日から施行すること。

㈡　この法律による改正後の地方公務員等共済組合法等の規定は、平成十九年四月分以後の月分の退職年金（施行日前に給付事由が生じたものを含む。）及び施行日以後に給付事由が生じる退職一時金等について適用し、平成十九年三月分以前の月分の退職年金及び施行日前に給付事由が生じた退職一時金等については、なお従前の例によること。

㈢　この法律の施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金等の年額の算定等に関する経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付水準を引き下げる等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年五月十六日

総務委員長　中谷　元

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一　地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財源率の再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。

二　地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点を踏まえ、国民の納得が得られるものとすることを基本として、引き続き検討を行うこと。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十二日

参議院議長　扇　千景

衆議院議長　河野　洋平殿

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定

日本国及びカナダは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

1　この協定は、日本国とカナダとの間の人の移動を促進するため、それぞれの国において有効な社会保障制度を適切に適用するとともに、適当な場合には、給付を受ける権利を確立することを目的とする。

2　両締約国は、1の目的を最大限に達成することを約束する。

第二条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「領域」とは、日本国については、日本国の領域をいい、カナダについては、カナダの領域をいう。

(b)　「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、カナダについては、市民権法にいうカナダ市民をいう。

(c)　「法令」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則（この協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために定めたものを除く。）をいい、カナダについては、次条1(b)に掲げるカナダの法律及び規則をいう。

(d)　「権限のある当局」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関をいい、カナダについては、次条1(b)に掲げるカナダの法律及び規則の適用に責任を有する大臣をいう。

(e)　「実施機関」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）をいい、カナダについては、権限のある当局をいう。

(f)　「保険期間」とは、日本国については、日本国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいい、カナダについ

ては、カナダ年金制度法による給付を受ける権利の取得のために用いられる保険料納付期間及び同法により障害年金が支給される期間をいう。

(g) 「カナダ居住期間」とは、カナダについては、老齢保障法による給付を受ける権利の取得のために用いられる期間をいう。

(h) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第三条　この協定の適用範囲

1 この協定は、

(a) 日本国については、次に掲げる日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v) 私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。）ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) カナダについては、次に掲げるカナダの法律及び規則について適用する。

(i) 老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則

(ii) カナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則

2 カナダについては、この協定は、1(b)に掲げる法律及び規則を改正し、補足し、統合し、又は代替する法律及び規則についても適用する。

第四条　待遇の平等及び海外への給付の支払

1 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者であって、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該他方の締約国の法令の適用に際して、当該他方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

2 一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、この規定は、次に掲げる規定に影響を及ぼすものではない。

(a) 初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定

(b) カナダの領域外に居住する者（その居住の期間を問わない。）に関して年金を受ける権利の取得のために最小限のカナダ居住期間を有することを要件として定めたカナダの老齢保障法の規定。この(b)の規定は、カナダの領域外に居住する者に対して年金を支給する場合において必要なときは、第六条3及び4(a)の規定に従ってカナダ居住期間及び日本国の法令による保険期間を通算することにより、カナダの老齢保障法による最小限のカナダ居住期間に関する要件が満たされることに影響を及ぼすものではない。

(c) カナダの領域外に居住する者に対する手当及び所得保障付加金並びにこれらと同様のその他の給付であってこの協定の効力発生後に導入され、かつ、両締約国によって合意されるものの支給に関するカナダの老齢保障法の規定

3 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者に対して他方の締約国の法令により支給される給付は、それらの者が第三国の領域内に通常居住する場合には、当該第三国の領域内に通常居住する当該他方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第五条　適用法令に関する規定

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 5の規定に従うことを条件として、一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において通常雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その雇用に関し、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該派遣が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。この規定の適用上、カナダの領域内の雇用者によりカナダの領域内から日本国の領域内における当該雇用者の関連企業へ派遣される被用者の場合には、その雇用についてカナダの法令が適用されることを条件として、当該雇用者及び当該雇用者の関連企業は、同一の雇用者とみなす。

3 2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

4 一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国の領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該自営活動に関し、その者が当該一方の締約国の領域内においても就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該自営活動が五

年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。

5 (a) この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、カナダの領域内において政府に雇用される者がその雇用の一環として日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、当該雇用に関し、カナダの法令のみを適用する。

(c) (a)の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がカナダの領域内において就労するために派遣される場合には、その就労に関し、日本国の法令のみを適用する。

6 日本国の権限のある当局又は実施機関及びカナダの権限のある当局は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、この条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

7 日本国の領域内において就労する者であって、2、4、5(b)又は6の規定によりカナダの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って決定する。

8 この条の規定は、日本国については、日本国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第六条　カナダの法令による給付に関する規定

カナダについては、次の規定を適用する。

1 老齢保障法による給付の額の計算に当たっては、

(a) ある者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中にカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受ける場合には、その者並びにその者の配偶者(その者と内縁関係にある者を含む。以下この1及び2において同じ。)及び被扶養者(その者と同居し、かつ、日本国の法令の適用を受けていない配偶者及び被扶養者に限る。)については、当該期間は、カナダ居住期間とみなす。

(b) ある者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間中に日本国の法令の適用を受ける場合には、その者並びにその者の配偶者及び被扶養者(その者と同居し、かつ、被用者又は自営業者としての就労を理由とするカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受けていない配偶者及び被扶養者に限る。)については、当該期間は、カナダ居住期間として考慮しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) ある者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中にカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受ける場合とは、その者が当該期間について被用者又は自営業者としての就労を理由として同法又は当該制度に基づく保険料を納付する場合をいう。その者と同居しているその者の配偶者及び被扶養者については、当該配偶者又は当該被扶養者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中第二号被保険者として国民年金制度の適用を受ける場合にのみ、当該期間中日本国の法令の適用を受けているものとみなす。

(b) ある者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間中に日本国の法令の適用を受ける場合とは、その者が当該期間中国民年金制度の適用を受ける場合をいう(その者の配偶者及び被扶養者が当該期間中に当該法令の適用を受ける場合についても、同様とする。)。その者と同居しているその者の配偶者及び被扶養者については、当該配偶者又は当該被扶養者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間について被用者又は自営業者としての就労を理由としてカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度に基づく保険料を納付する場合にのみ、当該期間中同法又は当該制度の適用を受けているものとみなす。

3 老齢保障法による少なくとも一年のカナダ居住期間又はカナダ年金制度法による少なくとも一年の保険期間を有するが、老齢保障法又はカナダ年金制度法による給付を受ける権利の確立のための要件を満たすのに十分なカナダ居住期間又は保険期間を有しない者については、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、4及び7の規定に従い、日本国の法令による保険期間であってカナダの法令によるカナダ居住期間又は保険期間と重複しないものを考慮する。

4 (a) 3の規定の適用により老齢保障法による給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、次の(i)及び(ii)の期間を考慮する。

(i) 日本国の実施機関により証明された日本国の法令による保険期間(千九百五十二年一月一日以後の暦月に係るものに限る。)であって、カナダの法令に従いカナダ居住期間として取り扱われる期間

(ii) 千九百五十二年一月一日以後のカナダ居住期間

(b) 3の規定の適用によりカナダ年金制度法による給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、カナダの法令に従い、日本国の法令による少なくとも三箇月の保険期間(日本国の実施機関により証明されたものに限る。)を含む一暦年を、一年の保険期間として考慮する。

5 (a) 老齢保障法による年金又は手当を受ける権利が3の規定の適用により初めて確立される者については、カナダの実施機関は、同法により考慮される千九百五十二年一月一日以後のカナダ居住期間のみを基礎として、部分年金又は部分手当の支給に関する同法の規定に従って、その者に支給される当該年金又は手当の額を計算する。

(b) (a)の規定は、カナダの領域外に居住する者(カナダの領域内に居住していたならば満額年金を受ける権利を有する者に限る。)であって、カナダの領域外において年金を受けた

めの要件として老齢保障法が定める最小限のカナダ居住期間を有しないものについても、適用する。

6　カナダ年金制度法による給付を受ける権利が3の規定の適用により初めて確立される者については、カナダの実施機関は、その者に支給される当該給付の額を次の方法により計算する。

(a)　当該給付の所得比例部分については、専ら当該給付の額の計算の基礎となる所得に基づき、カナダ年金制度法の規定に従って決定する。

(b)　当該給付の定額部分については、次の(i)に規定する額に次の(ii)に規定する比率を乗じて決定する。

(i)　カナダ年金制度法の規定に従って決定される当該給付の定額部分の額

(ii)　当該給付を受ける権利を確立するための要件としてカナダ年金制度法が定める最小限の受給資格期間に対する同法による保険料納付期間の比率。ただし、当該比率は一を超えない。

7　3及び4の規定の適用に当たっては、日本国の法令による保険期間には、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間を含めない。

第七条　日本国の法令による給付に関する規定

日本国については、次の規定を適用する。

1　(a)　日本国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすのに十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、カナダ年金制度法による保険期間を考慮する。

(b)　(a)の規定は、日本国の法令による給付であって次に掲げるものについては、適用しない。

(i)　厚生年金保険の障害手当金

(ii)　各共済年金の障害一時金

(iii)　各共済年金の職域加算年金

(iv)　厚生年金保険の外国人脱退一時金及び各共済年金の外国人脱退一時金

(v)　厚生年金保険の脱退手当金及び各共済年金の脱退一時金

(vi)　各共済年金の特例死亡一時金

(vii)　(i)から(vi)までに掲げる給付と同様のその他の給付であって、この協定の効力発生後に導入され、かつ、両締約国によって合意されるもの

2　1(a)の規定の適用に当たっては、

(a)　日本国の実施機関は、各暦年について、カナダ年金制度法による一年の保険期間（カナダの実施機関により証明されたものに限る。）ごとに十二箇月の保険期間を付与する。日本国の実施機関により付与される保険期間には、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を含めない。この(a)の規定により付与される保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b)　カナダ年金制度法による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及び国民年金における第二号被保険者としての保険期間として考慮する。

3　(a)　日本国の法令が、障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がカナダ年金制度法による保険期間中にあるときは、当該年金を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害年金又は遺族年金を受ける権利がこの3の規定を適用しなくても確立される場合には、この3の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(b)　(a)の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、(a)に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の日本国の被用者年金制度につき満たされたものとみなす。

4　1(a)又は3(a)の規定の適用により日本国の法令による給付を受ける権利が確立される場合には、5から9までの規定に従うことを条件として、日本国の実施機関は、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

5　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、7に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

6　日本国の被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該年金の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該年金を受けるための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該年金の額は、7に規定する理論的加入期間に対する日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

7　5及び6の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間（障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。）をいう。

(a)　二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間（千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。）

(b)　(a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c)　障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないカナダ年金制度法による保険期間

8　5及び6の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、5に規定する保険料納付期間又は6に規定する保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が6に規定する日本国の法令上定められた期間に等しいか又

はこれを超える場合には、6及びこの8に規定する計算方法は、適用しない。

9　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合に一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第八条　権限のある当局の任務

両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令その他の事項の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第九条　相互援助

両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。

第十条　情報の秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2　一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十一条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令（日本国については、他の法律及び規則を含む。）において、当該一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関する規定があるときは、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき文書についても適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十二条　使用言語

1　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接連絡することができる。この連絡は、両締約国のそれぞれの言語により行うことができる。

2　この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十三条　申請、不服申立て及び申告

1　一方の締約国の法令による書面による給付の申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による類似の申請、不服申立て又はその他の申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立て又はその他の申告が提出された一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、これを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第十四条　給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

第十五条　意見の相違の解決

1　両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる意見の相違も交渉により解決するためにあらゆる合理的な努力を払う。

2　1の規定により意見の相違を解決することができない場合には、当該意見の相違は、いずれか一方の締約国の要請により、次の方法により個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。

(a)　各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に対し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通告した日の翌日から六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の議長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であってもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対し当該任命を通告した日の翌日から三十日以内に、任命されなければならない。

(b)　(a)に規定する各々の期間内に、いずれか一方の締約国が仲裁人を任命することができない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長がいずれか一方の締約国の国民である場合又はその他の理由により任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長も任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所の最も上席の裁判官で任命を行うことができるもの）に対して任命を行うよう要請することができる。

3　仲裁裁判所の決定は、両締約国に対し最終的なかつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4　仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、

(a)　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。

(b)　議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5　仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第十六条　カナダの州との合意

日本国の権限のある当局及びカナダの州は、カナダの州の管轄の下にある社会保障に係る事項について合意することができる。ただし、その合意

がこの協定の規定に反しない場合に限る。

第十七条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条　経過規定

1　この協定は、その効力発生前には給付を受ける権利を確立させるものではない。また、この協定は、カナダについては、その効力発生前に死亡した場合のカナダ年金制度法による死亡一時金を受ける権利についても確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間、カナダ居住期間及びその他の関連する事実を考慮する。

3　第五条2又は4の規定の適用に当たっては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5　この協定の適用の結果として、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第十九条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十条　有効期間及び終了

1　この協定は、いずれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合においても、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年二月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために
麻生太郎

カナダのために
ジョセフ・キャロン

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

我が国とカナダとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が適用される二重適用の問題及び短期間の派遣では就労地国の年金の受給に必要な資格期間を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでカナダ側と一致し、平成十六年十月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意をみるに至ったので、平成十八年二月十五日東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、日加両国間における年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、カナダについては、老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則並びにカナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則に適用すること。

2　年金制度への強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とすること。

3　一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に取り扱うこと。

4　派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、相手国の権限のある当局又は実施機関は、自国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該相手国の法令の適用を免除することができること。

5　自国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、相手国の年金制度への加入期間と通算することにより、自国の年金制度への加入期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図ること。

6　給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給すること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、年金制度への二重加入等の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されること等により、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年五月十七日
外務委員長　原田　義昭

衆議院議長　河野　洋平殿

健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十二条第一号及び第五十四条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十五条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「若しくは埋葬料」を「、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料」に改め、同条第二項及び第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十八条第二項中「若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を削り、「、第八十六条第三項」を「（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第六十条第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第四章第二節第一款の款名中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十三条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四　被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

第六十五条第二項中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する」を削り、「同項」を「医療法第七条第二項」に改め、同条第三項第一号中「若しくは保険薬局」を「又は保険薬局」に改め、「又は第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関に係る同号の承認」を削り、同項第二号中「第八十六条第十二項及び第十三項、第百十条第七項並びに」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に、「認める」を「認められる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第六十五条第四項第三号及び第六十九条ただし書中「認める」を「認められる」に改める。

第七十条第二項中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に、「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費」に改める。

第七十一条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一　申請者が、この法律の規定により保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

第七十二条第二項中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に改める。

第七十四条第一項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「の一部負担金」の下に「（第七十五条の二第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金）」を加える。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（一部負担金の額の特例）

第七十五条の二　保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払

うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

三　保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収すること、とし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあってはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあっては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3　前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第八十条第一号及び第二号中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に改め、同条第三号中「、第八十六条第三項」を「（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第四号中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に改め、同条第六号中「若しくは特定療養費」を「、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費」に改め、同条に次の三号を加える。

七　保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

八　保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第八十一条第一号及び第二号中「第八十六条第十二項及び第十三項、第百十条第七項並びに」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び」に改め、同条に次の三号を加える。

四　保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

五　保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第八十二条第一項中「第八十六条第十二項及び第十三項、第百十条第七項並びに」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第三号若しくは第四号」に改め、「第七十六条第二項（この下に「これらの規定を」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

第八十五条第一項中「被保険者」の下に「（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項及び第四項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第八十五条の二　特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

4　厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

5　第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

第八十六条の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項中「次に掲げる療養」を「第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「、当該額」を「当該額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額」を加え、同

項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加え、同項第二号中「前条第二項」を「第八十五条第二項」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

第八十六条第三項から第十項までを削り、同条第十一項中「第一項第一号の高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令を定めようとするとき、又は第二項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「及び第八十四条第一項」を「、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項まで」に、「選定療養及びこれに伴う特定療養費」を「評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十四項中「第三項」を「前項の規定により準用する第八十五条第五項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十七条第一項中「若しくは特定療養費」を「、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「（食事療養」の下に「及び生活療養」を、「当該食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費」に改める。

第八十八条第一項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第四項中「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加える。

第八十九条第四項に次の四号を加える。

四　申請者が、この法律の規定により指定訪問看護事業者に係る前条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　前各号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不適当と認められる者であるとき。

第九十五条に次の三号を加える。

八　指定訪問看護事業者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九　指定訪問看護事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定訪問看護事業者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第九十七条第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第九十八条第一項中「特定療養費に係る療養」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養」に、「入院時食事療養費、特定療養費」を「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「第百四十五条第六項」に改め、同条第四項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百条第一項中「被保険者の標準報酬月額に相当する金額（その金額が政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）」を「政令で定める金額」に改める。

第百十条第一項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「、当該額」を「当該額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号イ中「ロから二までに掲げる場合以外の」を「被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であって七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

第百十条第三項中「療養（」の下に「評価療養及び」を加え、「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から」を「保険医療機関等から評価療養又は」に改め、「第八十五条第二項の費用の額の算定」の下に「、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条の二第二項の費用の額の算定」を加え、同条第四項中「若しくは第二号」を「又は第二号」に、「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第七項中「、第八十六条第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（家族療養費の額の特例）

第百十条の二　保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族

療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

2　前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

第百十一条第二項中「前条第二項第一号イ」を「第百十条第二項第二号イ」に改め、「得た額」の下に「（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるべきときは、当該規定が適用されたものとした場合の額）」を加える。

第百十三条中「対し、」の下に「第百条第一項の」を加える。

第百十五条第一項中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百二十七条第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百二十八条第一項から第三項までの規定中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第百四十五条第七項」を「第百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百二十九条第二項第二号中「第百四十五条第七項」を「第百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百三十条第一項中「日雇特例被保険者」の下に「（療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護である療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である者（次条第一項において「特定長期入院日雇特例被保険者」という。）を除く。）」を加え、「療養と」を「療養の給付と」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第百三十条の二　特定長期入院日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、そのものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2　第百二十九条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第百三十一条の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項中「次に掲げる療養」を「第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百三十二条第一項中「若しくは特定療養費」を「、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「若しくは第二号」を「又は第二号」に、「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改める。

第百三十四条並びに第百三十五条第一項及び第四項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百三十六条第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「対し、」の下に「第百条第一項の政令で定める金額の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前項の規定による埋葬料の額」を「同項の埋葬料の金額」に改め、同項を同条第二項とする。

第百四十条第一項中「若しくは第二号」を「又は第二号」に、「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改める。

第百四十五条第一項中「第三項に」を「第五項に」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「若しくは第二号」を「又は第二号」に、「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に、「当該額」を「当該額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該生活療養につき算定された費用の額（その額が、現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

第百四十五条第三項中「第二号」を「第四号」に改め、同条第四項中「次項に規定する者」を「第百四十九条において準用する第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者若しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者」に、「第三号」を「第四号」に改め、同条第五項を削り、同条中第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第百四十七条中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百四十八条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百四十九条の表第六十三条第二項及び第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条並びに第八十四条第一項の項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同表第七十四条、第七十五条、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十四条第二項の項中「第七十五条」の下に「、第七十五条の二」を加え、同表第七十七条の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表第八十五条第二項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十五条第五項及び第六項	入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費の支給
第八十五条の二第二項及び第四項	入院時生活療養費の支給

第百四十五条の表第八十五条第八項の項中「入院時食事療養費」の下に「、入院時生活療養費、保険外併用療養費」を加え、同項の次に次のように加える。

第百四十九条の表第八十六条第二項から第四項まで及び第十四項の項中「から第四項まで及び第十四項」を「及び第五項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表第八十六条第六項の項及び第八十六条第十項の項を削り、同表第百十条第三項から第五項まで及び第八項の項中「第八項」の下に「並びに第百十条の二」を加える。

第百五十三条第一項及び第百五十四条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百七十六条中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。

第百九十九条中「資格」の下に「、標準報酬又は保険料」を加える。

附則第三条第六項中「から第五号まで」を「、第四号及び第五号」に、「、「老人保健法」を「「老人保健法」に改め、「該当しなくなったとき」と」の下に「、同条第三号中「保険者」とあるのは「附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合」と」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（地域型健康保険組合）

第三条の二　第二十三条第三項の合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合のうち次の要件のいずれにも該当する合併に係るもの（以下この条において「地域型健康保険組合」という。）は、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、第百六十条第九項に規定する範囲内において、不均一の一般保険料率を決定することができる。

一　合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも同一都道府県の区域にあること。

二　当該合併が第二十八条第一項に規定する指定健康保険組合、被保険者の数が第十一条第一項又は第二項の政令で定める数に満たなくなった健康保険組合その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含むこと。

2　前項の一般保険料率の決定は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3　地域型健康保険組合の一般保険料率の認可の手続その他地域型健康保険組合に関して必要な事項は、政令で定める。

第二条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上　七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上　八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一八級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満

第二一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第三一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第三二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上　七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上　八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上　八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上　九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上　九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

第四十条第二項中「百分の三」を「百分の一・五」に改める。

第四十五条第一項中「この場合において、当該標準賞与額が二百万円」を「ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円」に、「ときは、これを二百万円」を「こととなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零」に改める。

第七十六条第五項中「いう。」の下に「又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第八十八条第十一項において「国保連合会」という。）」を加える。

第八十八条第十一項中「基金」の下に「又は国保連合会」を加える。

第九十九条第一項中「被保険者」の下に「（任意継続被保険者を除く。第百二条において同じ。）」を加え、「百分の六十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）」に改める。

第百二条中「百分の六十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）」に改める。

第百六条の見出し中「出産に関する」を「出産育児一時金の」に改め、同条中「出産につき」を削り、「保険給付」を「出産育児一時金の支給」に改める。

第百八条第四項中「任意継続被保険者又は」を削る。

第百二十四条第一項の表を次のように改める。

標準賃金日額等級	標準賃金日額	賃金日額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満

第二級	四、四〇〇円	三、五〇〇円以上	五、〇〇〇円未満
第三級	五、七五〇円	五、〇〇〇円以上	六、五〇〇円未満
第四級	七、二五〇円	六、五〇〇円以上	八、〇〇〇円未満
第五級	八、七五〇円	八、〇〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第六級	一〇、七五〇円	九、五〇〇円以上	一二、〇〇〇円未満
第七級	一三、二五〇円	一二、〇〇〇円以上	一四、五〇〇円未満
第八級	一五、七五〇円	一四、五〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第九級	一八、二五〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、五〇〇円未満
第一〇級	二一、二五〇円	一九、五〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第一一級	二四、七五〇円	二三、〇〇〇円以上	

第百三十五条第二項各号及び第百三十八条第二項中「五十分の一」を「四十五分の一」に改める。

附則第三条第五項中「第九十九条及び」を削る。

第三条　健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「の支給（第百十五条）」を「及び高額介護合算療養費の支給（第百十五条・第百十五条の二）」に、「第二百八条」を「第二百七条の二」に改める。

第二条中「老人保健制度」を「後期高齢者医療制度」に改める。

第三条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）

第三条第二項ただし書中「ただし、」の下に「後期高齢者医療の被保険者等である者又は」を加え、同条第四項ただし書中「被保険者」の下に「又は後期高齢者医療の被保険者等」を加え、同条第七項に次のただし書を加える。

ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

第三十八条中「又は第五号」を「から第六号までのいずれか」に改め、同条に次の一号を加える。

六　後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

第五十二条第九号中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

第六十三条第一項中「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条、第八十五条、第八十六条、第八十八条及び第九十七条において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第七十条第二項中「老人保健法による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付」に改める。

第七十二条第二項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第七十四条第一項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第八十条第六号中「老人保健法による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付」に改める。

第八十一条第三号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第八十五条の二第二項中「第五十一条の二第二項第一号」を「第五十一条の三第二項第一号」に改める。

第九十条第二項及び第九十五条第六号中「老人保健法による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付」に、「指定老人訪問看護」を「指定訪問看護」に改める。

第九十八条第一項中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養」を削り、同条第二項第一号中「給付若しくは」を「給付又は」に改め、「、又は老人保健法の規定により医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（次項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至ったとき」を削り、同項第二号中「又は国民健康保険の被保険者」を「、国民健康保険の被保険者等」に改め、同条第三項後段を削る。

第百十条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第百十二条までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同号ロ中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

「第五節　高額療養費の支給」を「第五節　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給」に改める。

第百十五条に見出しとして「（高額療養費）」を付し、同条第一項中「控除した額」の下に「（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）」を加え、第四章第五節中同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第百十五条の二　一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第百二十七条第十号中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

第百二十九条第二項第二号中「若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給」を削り、同条第七項を削る。

第百三十条第一項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第二項中「、第五項及び第七項」を「及び第五項」に改める。

第百三十条の二第二項、第百三十一条第二項及び第百三十三条第二項中「、第五項及び第七項」を「及び第五項」に改める。

第百三十五条第一項中「並びに老人保健法の規定による医療並びに保険外併用療養費、医療費及び老人訪問看護療養費の支給」を削り、同条第四項中「若しくは老人保健法第三十四条（同法第四十六条の五の八において準用する場合を含む。）の規定により同法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給（これらの給付のうち第百二十九条第三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることができない場合」及び「若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給」を削る。

第百四十条第二項及び第百四十一条第二項中「、第五項及び第七項」を「及び第五項」に改める。

第百四十五条第一項ただし書中「若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給」を削り、同条第三項中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同条第四項中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第百四十七条中「控除した額」の下に「（次条において「日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第百四十七条の二　日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額（前条の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

第百四十九条の表第百十五条第二項の項中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

第百五十条第一項中「保険者は」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって」を加える。

第百五十一条中「老人保健法の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」に改め、「及び国民健康保険法の規定による拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」を削る。

第百五十三条第一項中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、「する。」の下に「の額並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）の納付に要する費用の額に給付費割合（同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）を乗じて得た額の合算額（同法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）」を加え、同条第二項中「老人保健法の規定による医療費拠出金」を「前期高齢者納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金に、「及び介護納付金」を「並びに介護納付金」に改め、「要する費用」の下に「の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）」を加える。

第百五十四条第一項中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、「する。」の下に「の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付

金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）」を加え、「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第八号」に改め、同条第二項中「老人保健法の規定による医療費拠出金及び」を「前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに」に改め、「要する費用」の下に「の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百五十四条の二　国庫は、第百五十一条及び前二条に規定する費用のほか、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第百五十五条中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第百五十六条第一項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）」を加える。

第百六十条第二項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、「予想額」の下に「（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第六項中「老人保健拠出金若しくは退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等若しくは後期高齢者支援金等」に改め、同条第九項中「千分の九十五」を「千分の百」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（政府が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

12　基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

第百七十三条第一項及び第百七十六条中「老人保健拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第百七十七条中「老人保健法第五十八条に規定する老人保健拠出金」を「高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条に規定する前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等」に改める。

第百七十九条中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第八号」に改める。

第百九十九条の次に次の一条を加える。

（秘密保持義務）

第百九十九条の二　保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第十一章中第二百八条の前に次の一条を加える。

第二百七条の二　第百九十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第二条第一項中「関する給付」の下に「、保健事業及び福祉事業の実施」を加え、「老人保健拠出金」を「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等」に改め、「若しくは退職者給付拠出金」を削り、同条第七項中「第百五十九条」を「第百五十八条、第百五十九条」に、「及び第百六十七条」を「、第百六十四条、第百六十五条、第百六十七条及び第百九十三条」に改める。

附則第三条第一項中「国民健康保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法」に改め、同条第六項中「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至ったとき、又は国民健康保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法」に改める。

附則第四条の二の次に次の二条を加える。

（退職者給付拠出金の経過措置）

第四条の三　国民健康保険法附則第十条第一項の規定により基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第百五十一条中「及び第百七十三条の規定による拠出金」とあるのは「、第百七十三条の規定による拠出金及び国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」と、第百五十五条及び第百六十条第二項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第六項中「若しくは後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等若しくは退職者給付拠出金」と、同条第十一項中「国庫補助額を控除した額）」とあるのは「国庫補助額を控除した額）並びに退職者給付拠出金の額」と、附則第二条第一項中「日雇拠出金、退職者給付拠出金」とあるのは「日雇拠出金、退職者給付拠出金」とする。

（病床転換支援金の経過措置）

第四条の四　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第百五十一条中「第百七十三条」とあるのは「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、第百七十三条」と、第百五十三条第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」と、第百五十四条第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」と、前条の規定により読み替えられた第百五十五条及び第百六十条第二項中「及び退職者給付拠出金」とあるのは「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」と、

前条の規定により読み替えられた第百六十条第六項中「若しくは」とあるのは「、病床転換支援金等若しくは」と、前条の規定により読み替えられた第百六十条第十一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、第百七十三条第一項及び第百七十六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

附則第八条第一項中「第百六十条第十一項」を「第百六十条第十三項」に改める。

第四条　健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　健康保険組合（第八条―第三十条）」を「第二節　全国健康保険協会（第七条の二―第七条の四十二）」に、「第五十一条」を「第五十一条の二」に改める。

第三条第一項第八号中「保険者」を「社会保険庁長官、健康保険組合」に改める。

第四条中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

第五条の見出しを「（全国健康保険協会管掌健康保険）」に改め、同条第一項中「政府」を「全国健康保険協会」に、「第六十三条第三項第二号」を「次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用）

第二十二条の二　第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

第二十六条第一項第三号中「第二十九条第四項」を「第二十九条第二項」に改め、同条第四項中「政府」を「協会」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十九条を次のように改める。

（報告の徴収等）

第二十九条　第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第二十九条第一項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるものとする。

2　健康保険組合が前項において準用する第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したとき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

第二章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節　全国健康保険協会

（設立及び業務）

第七条の二　健康保険組合の組合員でない被保険者（以下この節において単に「被保険者」という。）に係る健康保険事業を行うため、全国健康保険協会（以下「協会」という。）を設ける。

2　協会は、次に掲げる業務を行う。

一　第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務

二　第六章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

三　前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

四　第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であって第百二十三条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務

3　協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。

（法人格）

第七条の三　協会は、法人とする。

（事務所）

第七条の四　協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所（以下「支部」という。）を各都道府県に設置する。

2　協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（資本金）

第七条の五　協会の資本金は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律　　号。以下「改正法」という。）附則第十八条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

（定款）

第七条の六　協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　運営委員会に関する事項

六　評議会に関する事項

七　保健事業に関する事項

八　福祉事業に関する事項

九　資産の管理その他財務に関する事項

十　その他組織及び業務に関する重要事項と

して厚生労働省令で定める事項

2　前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　協会は、定款の変更について第二項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（登記）

第七条の七　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称）

第七条の八　協会でない者は、全国健康保険協会という名称を用いてはならない。

（役員）

第七条の九　協会に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第七条の十　理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。

2　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。

4　監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

（役員の任命）

第七条の十一　理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を聴かなければならない。

3　理事は、理事長が任命する。

4　理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の任期）

第七条の十二　役員の任期は三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第七条の十三　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第七条の十四　厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の兼職禁止）

第七条の十五　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第七条の十六　協会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第七条の十七　理事長は、理事又は職員のうちから、協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（運営委員会）

第七条の十八　事業主（被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

2　運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

3　前項の委員の任期は、二年とする。

4　第七条の十二第一項ただし書及び第二項の規定は、運営委員会の委員について準用する。

（運営委員会の職務）

第七条の十九　次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一　定款の変更

二　第七条の二十二第二項に規定する運営規則の変更

三　協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分又は重大な債務の負担

五　第七条の三十五第二項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六　その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2　前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

3　前二項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（委員の地位）

第七条の二十　運営委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（評議会）

第七条の二十一　協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

2　評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所（第三十四条第一項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。）の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長（以下「支部長」という。）が委嘱する。

（運営規則）

第七条の二十二　協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2　理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（職員の任命）

第七条の二十三　協会の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第七条の二十四　第七条の二十の規定は、協会の役員及び職員について準用する。

（事業年度）

第七条の二十五　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（企業会計原則）

第七条の二十六　協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（事業計画等の認可）

第七条の二十七　協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表等）

第七条の二十八　協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2　協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下「事業報告書等」という。）を添え、監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3　財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならない。

4　協会は、第二項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第七条の二十九　協会は、財務諸表及び事業報告書等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2　会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

3　会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

4　公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

5　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第二項の承認の時までとする。

6　厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（各事業年度に係る業績評価）

第七条の三十　厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

（借入金）

第七条の三十一　協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（債務保証）

第七条の三十二　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、その業務の円滑な運営に必要があると認めるときは、前条の規定による協会の短期借入金に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

（資金の運用）

第七条の三十三　協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

（重要な財産の処分）

第七条の三十四　協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員の報酬等）

第七条の三十五　協会の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2　協会は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（職員の給与等）

第七条の三十六　協会の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2　協会は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（秘密保持義務）

第七条の三十七　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

2　前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

（報告の徴収等）

第七条の三十八　厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督）

第七条の三十九　厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は協会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2　協会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。

3　協会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

（解散）

第七条の四十　協会の解散については、別に法律で定める。

（厚生労働省令への委任）

第七条の四十一　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（財務大臣との協議）

第七条の四十二　厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第七条の三十四の規定による認可をしようとするとき。

二　前条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

第三十九条第一項中「保険者」を「保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該健康保険組合をいう。第百六十四条第二項及び第三項、第百八十条第一項、第二項及び第四項並びに第百八十一条第一項を除き、以下同じ。）」に改める。

第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項から第五項まで、第五十条第一項並びに第五十一条第二項中「保険者」を「保険者等」に改める。

第三章中第五十一条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第五十一条の二　社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五十五条第二項中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

第六十条第三項中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に改める。

第七十六条第三項中「保険者は」の下に「、厚生労働大臣の認可を受けて」を加え、同項後段を削る。

第七十八条第二項中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に、「第二十七条第三項」を「第七条の三十八第三項」に改める。

第九十四条第二項中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に改める。

第百二十三条第一項中「政府」を「協会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　日雇特例被保険者の保険の保険者の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

第百二十五条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百二十六条第一項から第三項までの規定中「保険者」を「社会保険庁長官」に改める。

第百五十一条中「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」を「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等」に、「介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）」を「介護納付金」に改める。

第百五十三条第一項中「政府が管掌する健康保険事業」を「協会が管掌する健康保険の事業」に改め、同条第二項中「健康保険の保険者である政府」を「協会」に改める。

第百五十四条第二項中「健康保険の保険者である政府」を「協会」に改める。

第百五十五条中「保険者」を「保険者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

第百五十五条の次に次の一条を加える。

（保険料等の交付）

第百五十五条の二　政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の規定による納付金に相当する額から社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第百五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

第百五十八条中「、次条及び第百六十三条」を「及び次条」に改める。

第百五十九条中「保険者」を「保険者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百五十九条の二　社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があったときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

第百六十条第一項中「政府」を「協会」に、「千分の八十二」を「千分の三十から千分の百までの範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するもの」に改め、同条第二項から第十項までを次のように改める。

2　前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）は、当該支部被保険者に適用する。

3　都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一　第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二　保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

4　協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

5　協会は、二年ごとに、翌事業年度以降の五年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

6　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7　支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9　厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

10　厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不適当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第百六十条第十三項中「政府」を「協会」に、「標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額」を「総報酬額の総額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「政府」を「協会」に、「標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額」を「総報酬額の総額」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11　厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

12　第九項の規定は、前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変更について準用する。

13　第一項及び第八項の規定は、健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について準用する。この場合において、第一項中「支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする」とあるのは「決定するものとする」と、第八項中「都道府県単位保険料率」とあるのは「健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率」と読み替えるものとする。

第百六十条に次の一項を加える。

17　協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

第百六十条の次に次の一条を加える。

（準備金）

第百六十条の二　保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

第百六十三条を次のように改める。

第百六十三条　削除

第百六十四条第二項中「保険者」を「保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「保険者」を「保険者等」に改める。

第百六十八条第一項第一号イ中「政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率（第百六十条第七項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては、その変更後の一般保険料率。以下この項において同じ。）を「平均保険料率（各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。以下同じ。）」に、「一般保険料率）」を「平均保険料率）」に改め、同項第二号中「政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率」を「平均保険料率」に、「一般保険料率）」を「平均保険料率）」に改める。

第百七十条第一項、第二項及び第四項中「保険者」を「社会保険庁長官」に改める。

第百七十一条第一項及び第三項並びに第百七十三条第一項中「日雇特例被保険者の保険の保険者」を「社会保険庁長官」に改める。

第百八十条第一項中「徴収金」の下に「（以下「保険料等」という。）」を、「する者」の下に「（以下「滞納者」という。）」を加え、「保険者」を「保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であって第五十八条、第七十四条第二項及び第百九条第二項（第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「保険者」を「保険者等」に改め、同条第四項中「保険者」を「保険者等」に改め、同項第一号中「保険料その他この法律の規定による徴収金」を「保険料等」に改め、同条第五項中「規定により」の下に「協会又は」を加える。

第百八十一条第一項中「保険者」を「保険者等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）

第百八十一条の二　協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

第百八十一条の三　社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2　社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3　第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を保険者等とみなして、第百八十条及び第百八十一条の規定を適用する。

4　第一項の規定により協会が保険料を徴収したときは、その徴収した額に相当する額につ

いては、第百五十五条の二の規定により、政府から協会に対し、交付されたものとみなす。

5　前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八十二条及び第百八十三条中「保険料その他この法律の規定による徴収金」を「保険料等」に改める。

第百八十八条中「第九条第二項」を「第七条の三十八、第七条の三十九、第九条第二項」に、「第二十七条、第二十九条」を「第二十九条第二項」に改め、「「総会」と」の下に「、第七条の三十九第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第百八十八条において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と」を加え、「第二十九条第四項中」を「第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第百八十八条」と、」に改める。

第百九十条及び第百九十三条中「保険料その他この法律の規定による徴収金」を「保険料等」に改める。

第百九十七条第一項中「保険者」の下に「（社会保険庁長官が行う第五条第二項及び第百二十三条第二項に規定する業務に関しては、社会保険庁長官。次項において同じ。）」を加える。

第百九十八条第二項中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に改める。

第百九十九条の二を次のように改める。

（社会保険庁長官と協会の連携）

第百九十九条の二　社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第二百三条の見出しを「（市町村が処理する事務等）」に改め、同条中「事務」の下に「のうち社会保険庁長官が行うもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2　協会は、市町村（特別区を含む。）に対し、政令で定めるところにより、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち協会が行うものの一部を委託することができる。

第二百五条第一項中「うち」の下に「協会及び」を加える。

第二百七条の二中「第百九十九条の二」を「第七条の三十七第一項（同条第二項及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百十二条の次に次の一条を加える。

第二百十二条の二　第七条の三十八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十七条の次に次の一条を加える。

第二百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

二　第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項又は第七条の三十四の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第七条の二十八第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

四　第七条の二十八第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書等若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

五　第七条の三十三の規定に違反して協会の業務上の余裕金を運用したとき。

六　第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七　第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

八　この法律に規定する業務又は他の法律により協会が行うものとされた業務以外の業務を行ったとき。

第二百十九条中「第二十七条（第百八十八条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十八」に、「若しくは第二十七条」を「若しくは第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十八」に、「第二十九条第一項（第百八十八条において準用する場合を含む。）」を「第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十九第一項」に改める。

第二百二十条中「第十条第二項」を「第七条の八、第十条第二項」に改め、「違反して」の下に「、全国健康保険協会という名称」を加える。

附則第二条第六項中「第二十九条及び」を「第七条の三十九、第二十九条第二項及び」に、「第二十九条第一項」を「第七条の三十九第一項」に、「同条第四項中」を「「定款」とあるのは「規約」と、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第六項」と、」に改め、同条第八項中「第百六十条第十項」を「第百六十条第十三項において準用する同条第八項」に改める。

附則第三条第一項及び第六項中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）」を「改正法」に改める。

附則第三条の二第一項中「第百六十条第九項」を「第百六十条第十三項において準用する同条第一項」に改める。

附則第四条の見出し中「政府管掌健康保険」を「協会が管掌する健康保険」に改め、同条第一項中「定めるもの」の下に「（次項において「法人等」という。）」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の同意を得なければならない。

附則第四条の二中「管掌する」を「管掌していた」に、「供する」を「供していた」に改める。

附則第四条の三中「徴収する間」の下に、第七条の二第三項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と」を加え、「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」を「退職者給付拠出金」に、「第百五十五条及び第百六十条第二項」を「第百五十五条第一項」に、「同条第六項中「若しくは後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等若しくは退職者給付拠出金」と、同条第十一項」を「第百六十条第三項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第十四項」に改める。

附則第四条の四中「政令で定める日までの間」の下に、「前条の規定により読み替えられた第七条の二第三項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」と」を加え、「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」を「病床転換支援金等」に、「第百五十五条及び第百六十条第二項」を「第百五十五条第一項」に、「第百六十条第六項中「若しくは」とあるのは、「病床転換支援金等若しくは」」を「第百六十条第三項第二号中「及び退職者給付拠出金」とあるのは、「病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」」に、「第百六十条第十一項」を「第百六十条第十四項」に改める。

附則第八条第一項中「第百六十条第十三項」を「第百六十条第十六項」に改める。

第五条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項を削る。

第八十五条第九項、第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項中「第六十三条第四項、」を削る。

第八十八条第一項中「若しくは同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

第百四十九条の表第六十三条第二項及び第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条並びに第八十四条第一項の項中「及び第四項」を削り、「第七十八条並びに」を「第七十八条及び」に改める。

（老人保健法の一部改正）

第六条　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費及び保険外併用療養費」に改める。

第十二条中第五号の六を第五号の七とし、第五号の五を第五号の六とし、第五号の四を第五号の五とし、同条第五号の三中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同号を同条第五号の四とし、同条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　入院時生活療養費の支給（医療費の支給を含む。）

第十七条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の医療に含まれないものとする。

一　食事の提供たる療養であつて前項第五号に掲げる療養（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「長期入院療養」という。）を除く。）と併せて行うもの（以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養（長期入院療養に限る。）と併せて行うもの（以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供たる療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養

三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四　この法律の規定による医療を受けることができる者（以下「老人医療受給対象者」という。）の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

第十七条の六を第十七条の七とし、第十七条の五を第十七条の六とし、第十七条の四を第十七条の五とする。

第十七条の三（見出しを含む。）中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費の支給）

第十七条の三　入院時生活療養費の支給は、第三十一条の二の二第一項の規定により支給する給付とする。

第二十条中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給（医療費の支給を含む。）、保険外併用療養費」に改める。

第三章第三節の節名及び同節第一款の款名中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費及び保険外併用療養費」に改める。

第二十五条第三項第二号中「（第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）」を削る。

第二十八条第一項第二号中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第三十一条の二第一項中「老人医療受給対象者」の下に「（長期入院療養を受ける者（次条第一項において「長期入院老人医療受給対象者」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第二項及び第三項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第四項中「除く」の下に「。次条第四項において同じ」を加え、同条第十項中「並びに」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第三十一条の二の二　市町村長は、長期入院老人医療受給対象者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第十七条第一項

第五号に掲げる給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、その者に対し、入院時生活療養費を支給する。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3　厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4　保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時生活療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5　厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6　第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7　第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項から第四項まで、第三十一条及び前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の三の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項中「次に掲げる療養」を「保険医療機関等のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「当該額」を「当該額」に改め、「合計額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に規定する額の合計額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項第二号中「前条第二項」を「第三十一条の二第二項」に改め、「とする。」を削り、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、標準負担額を控除した額

第三十一条の三第三項中「特定承認保険医療機関及び保険医療機関等並びに」を「保険医療機関等及び」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「選定療養」を「評価療養（第十七条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、選定療養」に、「第三項」を「前項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「並びに第三十一条」を「、第三十一条及び第三十一条の二第五項から第七項まで」に、「選定療養及びこれに伴う特定療養費」を「評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第四項」を「前項の規定により準用する第三十一条の二第五項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第七項とする。

第三十二条第一項中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改め、同項第二号中「及び特定承認保険医療機関」を削り、同項第三号中「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「（食事療養」の下に「及び生活療養」を、「及び食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第三項中「、特定療養費」を「、生活療養に要する費用の額は、第三十一条の二の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、保険外併用療養費」に、「若しくは特定療養費」を「、生活療養若しくは保険外併用療養費」に改める。

第三十三条中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び保険外併用療養費」に改める。

第三十四条中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給（医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。）又は保険外併用療養費」に改める。

第三十四条の二、第三十五条、第三十六条の前の見出し及び同条、第三十七条並びに第三十八条中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改める。

第三十九条中「又は特定療養費の支給」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給」に、「又は特定療養費に係る療養」を「、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養」に改める。

第四十条中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改める。

第四十一条第一項中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に、「又は支給した特定療養費」を「、支給した入院時生活療養費の額又は支給した保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改める。

第四十二条第一項中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に、「又は支給した特定療養費」を「、支給

した入院時生活療養費の額又は支給した保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改め、同条第三項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、「の規定による支払又は第三十一条の三第四項」を「（第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十三条中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に、「若しくは特定療養費の支給」を「、入院時生活療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給」に、「若しくは特定療養費に係る療養」を「、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改める。

第四十五条及び第四十六条中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費及び保険外併用療養費」に改める。

第四十六条の六中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第四十六条の八第一項中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第四十八条第一項及び第五十七条中「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を「、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

第八十二条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第八十三条の二中「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を「、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

第八十三条の四第一項中「第五項」の下に「（第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二の二第一項」を加え、「及び第四項」を削り、同条第二項中「第五項（」の下に「これらの規定を」を加え、「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を「、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

第八十六条中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給（医療費の支給を含む。）、保険外併用療養費」に改める。

第七条　老人保健法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高齢者の医療の確保に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第七条）

第二章　医療費適正化の推進

第一節　医療費適正化計画等（第八条―第十七条）

第二節　特定健康診査等基本指針等（第十八条―第三十一条）

第三章　前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条―第四十六条）

第四章　後期高齢者医療制度

第一節　総則（第四十七条―第四十九条）

第二節　被保険者（第五十条―第五十五条）

第三節　後期高齢者医療給付

第一款　通則（第五十六条―第六十三条）

第二款　療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給（第六十四条―第七十七条）

第二目　訪問看護療養費の支給（第七十八条―第八十一条）

第三目　特別療養費の支給（第八十二条）

第四目　移送費の支給（第八十三条）

第三款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第八十四条・第八十五条）

第四款　その他の後期高齢者医療給付（第八十六条）

第五款　後期高齢者医療給付の制限（第八十七条―第九十二条）

第四節　費用等

第一款　費用の負担（第九十三条―第百十五条）

第二款　財政安定化基金（第百十六条）

第三款　特別高額医療費共同事業（第百十七条）

第四款　保険者の後期高齢者支援金等（第百十八条―第百二十四条）

第五節　保健事業（第百二十五条）

第六節　後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第百二十六条・第百二十七条）

第七節　審査請求（第百二十八条―第百三十条）

第八節　保健事業等に関する援助等（第百三十一条・第百三十二条）

第九節　雑則（第百三十三条―第百三十八条）

第五章　社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務（第百三十九条―第百五十四条）

第六章　国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務（第百五十五条―第百五十七条）

第七章　雑則（第百五十八条―第百六十六条）

第八章　罰則（第百六十七条―第百七十一条）

附則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条第一項中「老人」を「高齢者」に改め、同条第二項中「老後」を「高齢期」に改める。

第三条中「この法律による保健事業（以下単に「保健事業」という。）が健全かつ円滑に実施されるよう」を「国民の高齢期における医療に要する

費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。）の運営が健全に行われるよう」に改める。

第四条中「老後」を「高齢期」に、「健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な」を「医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の」に改める。

第五条中「老後」を「高齢期」に、「保健事業」を「高齢者医療制度の運営」に改める。

第七条を削る。

第六条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の二を第五号とし、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（医療の担い手等の責務）

第六条　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、前三条に規定する各般の措置、施策及び事業に協力しなければならない。

第八十七条第一項を削り、同条第二項中「次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金」を「支払基金」に、「役員は」を「役員が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項第二号中「第七十四条」を「第百四十九条」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第八十七条を第百七十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百六十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　審査請求人若しくは関係者又は医師若しくは歯科医師が、正当な理由がなく第百三十条の規定において準用する国民健康保険法第百一条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検案をしなかつたとき（後期高齢者医療審査会の行う審査の手続における請求人又は第百三十条の規定において準用する同法第百条の規定により通知を受けた後期高齢者医療広域連合その他の利害関係人に係る場合を除く。）。

二　被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十六条を削る。

第八十五条第一項中「次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした」を削り、「職員は」を「職員が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　第百四十二条の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

第八十五条第二項中「第七十六条第一項」を「支払基金又は受託者の役員又は職員が、第百五十二条第一項」に、「忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は」を「忌避したときは」に改め、同条を第百六十八条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第百六十七条　第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　後期高齢者医療広域連合の職員又はその職にあつた者

二　後期高齢者医療診療報酬審査委員会若しくは後期高齢者医療審査会の委員、国保連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三　第七十条第五項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う指定法人の役員、職員又はこれらの職にあつた者

四　第七十条第六項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者

第七章に次の一条を加える。

第百七十一条　後期高齢者医療広域連合は、条例で、第百六十九条第一項の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2　後期高齢者医療広域連合は、条例で、第百十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3　後期高齢者医療広域連合は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく

第百三十七条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4　市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく第百三十七条第二項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

5　後期高齢者医療広域連合は、条例で、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他第四章の規定による徴収金（後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

6　市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他第四章の規定による徴収金（市町村が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

7　地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前各項の規定による過料の処分について準用する。

第七章を第八章とする。

第八十四条の見出しを「（実施規定）」に改め、第六章中同条を第百六十六条とし、同条の前に次の四条を加える。

（国保連合会に対する監督）

第百六十二条　国保連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百五十六条に規定する高齢者医療関係業務を含む。）」とする。

（権限の委任）

第百六十三条　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3　この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

（厚生労働大臣と都道府県知事の連携）

第百六十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事がこの法律に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

第百六十五条　第四十四条第四項（第百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十三条の二から第八十三条の四までを削り、第八十三条を第百六十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（時効）

第百六十条　保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2　保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

第八十一条及び第八十二条を削る。

第八十条中「拠出金」を「保険料」に改め、同条を第百五十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（研究開発の推進）

第百五十八条　国は、保健事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、高齢者の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

第六章中第七十九条から第七十九条の三までを削る。

第六章を第七章とする。

第七十八条中「基金」を「支払基金」に改め、第五章中同条を第百五十四条とし、同条の次に次の一章を加える。

第六章　国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務

（国保連合会の業務）

第百五十五条　国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

む。）の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払

二　特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整及び保険者に対する必要な助言又は援助

2　国保連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一　第五十八条第三項の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

二　前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業

（議決権の特例）

第百五十六条　国保連合会が前条の規定により行う業務（以下「高齢者医療関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特別の定めをすることができる。

（区分経理）

第百五十七条　国保連合会は、高齢者医療関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第七十七条中「老人保健関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法」を「第百一条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務は、同法」に改め、同条を第百五十三条とする。

第七十六条第一項中「基金」を「支払基金」に、「第六十五条」を「第百四十条」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項の規定は、前項」を「第六十一条第三項の規定は前項」に、「同条第三項の規定は、前項」を「同条第四項の規定は前項」に、「準用する」を「、準用する」に改め、同条第三項中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条を第百五十二条とする。

第七十五条中「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に、「基金」を「支払基金」に改め、同条を第百五十一条とする。

第七十四条の二第一号中「第七十二条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同条を第百五十条とする。

第七十四条中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条を第百四十九条とする。

第七十三条中「基金」を「支払基金」に、「第四十八条第一項の交付金」を「前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金」に改め、同条を第百四十八条とする。

第七十二条第一項中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条第五項及び第六項中「基金」を「支払基金」に改め、同条第七項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条第八項中「基金」を「支払基金」に改め、同条第十項中「及び第二項並びに」を「、第二項及び」に改め、「規定による」を削り、同条を第百四十七条とする。

第七十一条第一項中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務（第六十四条第二項」を「高齢者医療制度関係業務（第百三十九条第二項」に改め、同条第二項中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条第三項中「基金」を「支払基金」に、「第六十四条第一項第二号に掲げる業務」を「第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務」に、「に規定する」を「の規定により認可を受けて行う」に改め、同条を第百四十六条とする。

第七十条第一項中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条第二項及び第三項中「基金」を「支払基金」に改め、同条を第百四十五条とする。

第六十九条中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条を第百四十四条とする。

第六十八条中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、「ついては」の下に「、第百三十九条第一項各号に掲げる業務ごとに」を加え、同条を第百四十三条とする。

第六十七条中「基金」を「支払基金」に改め、「加入者数」の下に「、特定健康診査等の実施状況」を加え、「第六十四条第一項第一号に掲げる業務」を「第百三十九条第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務」に改め、同条を第百四十二条とする。

第六十六条第一項中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条を第百四十一条とする。

第六十五条中「基金」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条を第百四十条とする。

第六十四条の見出し中「基金」を「支払基金」に改め、同条第一項中「基金は」を「支払基金は」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務

二　保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務

第六十四条第二項中「基金」を「支払基金」に改め、同条第三項中「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同条を第百三十九条とする。

「第五章　社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務」を「第五章　社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　後期高齢者医療制度

第一節　総則

（後期高齢者医療）

第四十七条　後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

（広域連合の設立）

第四十八条　市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（特別会計）

第四十九条　後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第二節　被保険者

（被保険者）

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

（適用除外）

第五十一条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としない。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

二　前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

（資格取得の時期）

第五十二条　後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

一　当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第五十条第二号の認定を受けた者を除く。）が七十五歳に達したとき。

二　七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

三　当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

（資格喪失の時期）

第五十三条　後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日若しくは第五十条第二号の状態に該当しなくなつた日又は第五十一条第二号に掲げる者に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

2　後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定する者に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

（届出等）

第五十四条　被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。

2　被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わつて、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

3　被保険者は、後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4　後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

5　後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

6　前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。

7　前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。

8　後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。

9　被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者証を

返還しなければならない。

10　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

11　前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第五十五条　次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一　病院又は診療所への入院

二　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所

三　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

四　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

五　介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への入所

2　特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一　継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の後期高齢者医療広域連合

二　継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の後期高齢者医療広域連合

3　前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する後期高齢者医療広域連合及び当該被保険者に対し後期高齢者医療を行う後期高齢者医療広域連合に、必要な協力をしなければならない。

第三節　後期高齢者医療給付

第一款　通則

（後期高齢者医療給付の種類）

第五十六条　被保険者に係るこの法律による給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）は、次のとおりとする。

一　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三　前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

（他の法令による医療に関する給付との調整）

第五十七条　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合、介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合又はこれらの法令以外の

法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わない。

2　後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額を超えるとき、又は同項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

3　前項の場合において、被保険者が保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）について当該療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わつて保険医療機関等に支払うことができる。

4　前項の規定により保険医療機関等に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。

（損害賠償請求権）

第五十八条　後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行つたときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、後期高齢者医療給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その価額の限度において、後期高齢者医療給付を行う責めを免れる。

3　後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

（不正利得の徴収等）

第五十九条　偽りその他不正の行為によつて後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高齢者医療広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第七十八条第一項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3　後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十四条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（文書の提出等）

第六十条　後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（診療録の提示等）

第六十一条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3　前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（受給権の保護）

第六十二条　後期高齢者医療給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（租税その他の公課の禁止）

第六十三条　租税その他の公課は、後期高齢者医療給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款　療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

（療養の給付）

第六十四条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「長期入院療養」という。）を除く。）と併せて行うもの（以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養（長期入院療養に限る。）と併せて行うもの（以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四　被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

3　被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等に被保険者証を提出して受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

4　第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（保険医療機関等の責務）

第六十五条　保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第六十六条　保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

（一部負担金）

第六十七条　第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　百分の十

二　当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合　百分の三十

2　保険医療機関等は、前項の一部負担金（第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第六十八条　前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第六十九条　後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第六十七条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

三　保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を

保険医療機関等に支払うことを要しない。

3　前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（保険医療機関等の診療報酬）

第七十条　後期高齢者医療広域連合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し後期高齢者医療広域連合に請求することができる費用の額は、次条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関して当該保険医療機関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2　後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用につき、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

3　後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

4　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

5　前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

6　前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた指定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

7　前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（療養の給付に関する基準）

第七十一条　療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

2　中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

（保険医療機関等の報告等）

第七十二条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第六十一条第三項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第六十一条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

3　都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（健康保険法の準用）

第七十三条　健康保険法第六十四条の規定は、この法律の規定による療養の給付について準用する。

（入院時食事療養費）

第七十四条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者（長期入院療養を受ける被保険者（次条第一項において「長期入院被保険者」という。）を除く。以下この条において同じ。）が、保険医療機関等（保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2　入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3　厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4　保険医療機関等及び保険医等（保険薬剤師を除く。次条第四項において同じ。）は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5　被保険者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その被保険者が当該保険医療機関等に支

払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

7　保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

8　厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9　第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10　健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで並びに第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（入院時生活療養費）

第七十五条　後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3　厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4　保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時生活療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5　厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6　第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7　健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条並びに前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保険外併用療養費）

第七十六条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2　保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二　当該食事療養につき第七十四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3　保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、保険外併用療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

4　厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、選定療養、第二項第一号の規定による基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関す

る基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5　第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

6　健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条並びに第七十四条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　第六十八条の規定は、前項の規定により準用する第七十四条第五項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第七十七条　後期高齢者医療広域連合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

3　療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める。

4　前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第一項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十五条第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第二目　訪問看護療養費の支給

（訪問看護療養費）

第七十八条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2　前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3　被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、自己の選定する指定訪問看護事業者に被保険者証を提出して受けるものとする。

4　訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき平均訪問看護費用額（指定訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6　第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7　後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、第四項の厚生労働大臣が定める基準及び次条第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8　第七十条第四項から第七項まで及び第七十四条第五項から第七項までの規定は、指定訪問看護事業者について受けた指定訪問看護及びこれに伴う訪問看護療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9　第六十八条の規定は、前項において準用する第七十四条第五項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

10　指定訪問看護は、第六十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

11　前各項に規定するもののほか、第四項の厚生労働大臣が定める算定方法の適用及び指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関して必要な事項は、政令で定める。

（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）

第七十九条　指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

2　指定訪問看護事業者は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、高齢者の心身の状況等に応じて適切な指定訪問看護を提供するとともに、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

4　第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第八十条　指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

（報告等）

第八十一条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第六十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

3　都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律の規定による指定訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三目　特別療養費の支給

第八十二条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

2　健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項に規定する場合において、当該被保険者に対し被保険者証が交付されているならば第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

4　第一項に規定する場合において、被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給するものとする。

5　第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第四目　移送費の支給

第八十三条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

2　前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

第三款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

（高額療養費）

第八十四条　後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条

第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

2　高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

（高額介護合算療養費）

第八十五条　後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四款　その他の後期高齢者医療給付

第八十六条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2　後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。

第五款　後期高齢者医療給付の制限

第八十七条　被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。

第八十八条　被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第八十九条　被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九十条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

第九十一条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者が、正当な理由がなく第六十条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第九十二条　後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3　後期高齢者医療広域連合は、第五十四条第七項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

第四節　費用等

第一款　費用の負担

（国の負担）

第九十三条　国は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）から第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る療養の給付等に要する費用の額（以下「特定費用の額」という。）の十二分の三に相当する額を負担する。

2　国は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、被保険者に係るすべての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付の割合等を勘案して、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして政令

で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付に要する費用の合計額に次に掲げる率の合計を乗じて得た額（第九十六条第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。

一　負担対象額の十二分の一に相当する額を療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

二　第百条第一項の後期高齢者負担率

（国庫負担金の減額）

第九十四条　後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。

2　前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額を超えることができない。

（調整交付金）

第九十五条　国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して調整交付金を交付する。

2　前項の規定による調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の総額の十二分の一に相当する額とする。

（都道府県の負担）

第九十六条　都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担する。

2　都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

（都道府県の負担金の減額）

第九十七条　後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合において、国が第九十四条の規定により負担すべき額を減額したときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。

2　前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額を超えることができない。

（市町村の一般会計における負担）

第九十八条　市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担する。

（市町村の特別会計への繰入れ等）

第九十九条　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、第五十二条各号のいずれかに該当するに至つた日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であつた被保険者について、同条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき保険料を減額した場合における当該減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

3　都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。

（後期高齢者交付金）

第百条　後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において負担する費用のうち、負担対象額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額（以下この節において「保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金をもつて充てる。

2　平成二十年度及び平成二十一年度における前項の後期高齢者負担率は、百分の十とする。

3　平成二十二年度以降の年度における第一項の後期高齢者負担率は、百分の十に、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率の二分の一に相当する率を加えて得た数を基礎として、二年ごとに政令で定める。

一　平成二十年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

二　平成二十年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数から当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数を控除して得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）を、平成二十年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

4　第一項の後期高齢者交付金は、第百十八条第一項の規定により支払基金が徴収する後期高齢者支援金をもつて充てる。

（後期高齢者交付金の減額）

第百一条　厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は後期高齢者医療広域連合が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、政令で定めるところにより、支払基金に対し、前条第一項の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して交付する同項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。

2　前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができない。

（国の補助）

第百二条　国は、第九十三条、第九十五条及び第百十六条第六項に規定するもののほか、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる。

（都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合の補助及び貸付け）

第百三条　都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、第九十六条、第九十八条、第九十九条及び第百十六条第五項に規定するもののほか、後期高齢者医療に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

（保険料）

第百四条　市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2　前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。

3　前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第百十六条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

（保険料等の納付）

第百五条　市町村は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金並びに保険料その他この章の規定による徴収金（市町村が徴収するものに限る。）を納付するものとする。

（賦課期日）

第百六条　保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

（保険料の徴収の方法）

第百七条　市町村による第百四条の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

2　前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

（普通徴収に係る保険料の納付義務）

第百八条　被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2　世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3　配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第百九条　普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、市町村の条例で定める。

（介護保険法の準用）

第百十条　介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、第百七条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保険料の減免等）

第百十一条　後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（地方税法の準用）

第百十二条　保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

（滞納処分）

第百十三条　市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（保険料の徴収の委託）

第百十四条　市町村は、普通徴収の方法によつ

て徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

（条例等への委任）

第百十五条　この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合の条例で定める。

2　この款に規定するもののほか、保険料の額の通知その他保険料の徴収に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従つて市町村の条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従つて市町村の条例で定める。

第二款　財政安定化基金

第百十六条　都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一　実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額）の二分の一に相当する額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付する事業

イ　実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ　基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二　基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付ける事業

2　前項における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一　予定保険料収納額　後期高齢者医療広域連合において特定期間（平成二十年度を初年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいう。以下この項において同じ。）中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金及び次条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

二　実績保険料収納額　後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金及び次条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三　基金事業対象収入額　後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において特定期間中に収入した金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び次条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四　基金事業対象費用額　後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び次条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

五　基金事業交付額　後期高齢者医療広域連合が特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

3　都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

4　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

5　都道府県は、政令で定めるところにより、第三項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

6　国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

7　財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない。

第三款　特別高額医療費共同事業

第百十七条　指定法人は、政令で定めるところにより、著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、後期高齢者医療広域連合に対して被保険者に係る著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業（以下「特別高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

2　指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

3　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款　保険者の後期高齢者支援金等

（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第百十八条　支払基金は、第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）を徴収する。

2　保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

（後期高齢者支援金の額）

第百十九条　前条第一項の規定により各保険者から徴収する後期高齢者支援金の額は、当該年度の概算後期高齢者支援金の額とする。ただし、前々年度の概算後期高齢者支援金の額が前々年度の確定後期高齢者支援金の額を超えるときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算後期高齢者支援金の額が前々年度の確定後期高齢者支援金の額に満たないときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2　前項に規定する後期高齢者調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算後期高齢者支援金の額と確定後期高齢者支援金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

（概算後期高齢者支援金）

第百二十条　前条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に、概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2　前項の概算後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に係る加入者の見込数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

（確定後期高齢者支援金）

第百二十一条　第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2　前項の確定後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に係る加入者の数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

（後期高齢者関係事務費拠出金の額）

第百二十二条　第百十八条第一項の規定により各保険者から徴収する後期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（通知）

第百二十三条　後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

（準用）

第百二十四条　第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、後期高齢者支援金等について準用する。

第五節　保健事業

第百二十五条　後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

4　前項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

第六節　後期高齢者医療診療報酬審査委員会

（審査委員会）

第百二十六条　第七十条第四項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、国保連合会に後期高齢者医療診療報酬審査委員会を置く。

2　前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第八十七条に規定する審査委員会を置く国保連合会は、当該審査委員会において後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行うことができる。

（国民健康保険法の準用）

第百二十七条　国民健康保険法第八十八条から第九十条までの規定は、後期高齢者医療診療報酬審査委員会について準用する。

第七節　審査請求

（審査請求）

第百二十八条　後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関す

る処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置）

第百二十九条　後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。

（国民健康保険法の準用）

第百三十条　国民健康保険法第九十三条から第百三条までの規定は、後期高齢者医療審査会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八節　保健事業等に関する援助等

（保健事業等に関する援助等）

第百三十一条　指定法人は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、後期高齢者医療広域連合が行う第百二十五条第一項及び第二項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「保健事業等」という。）に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第百三十二条　国及び地方公共団体は、前条の規定により指定法人が行う事業を促進するために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第九節　雑則

（都道府県の助言等）

第百三十三条　都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、第五十六条第三号に掲げる給付を行おうとする場合その他の政令で定める場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（報告の徴収等）

第百三十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者に対し、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

3　第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。

（事業状況の報告）

第百三十五条　後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況（後期高齢者医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の長が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。）を都道府県知事に報告しなければならない。

2　市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況を後期高齢者医療広域連合の長に報告しなければならない。

（戸籍に関する無料証明）

第百三十六条　市町村長（特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（被保険者等に関する調査）

第百三十七条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3　第六十一条第三項の規定は前二項の規定による質問について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。

（資料の提供等）

第百三十八条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、他の後期高齢者医療広域連合及び保険者に対し、他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者及び加入者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

3　市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二

項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第三章の二を削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章　医療費適正化の推進

第一節　医療費適正化計画等

（医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画）

第八条　厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「医療費適正化基本方針」という。）を定めるとともに、五年ごとに、五年を一期として、医療費適正化を推進するための計画（以下「全国医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2　医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　次条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項

二　次条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項

三　医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進に関する重要事項

3　医療費適正化基本方針は、医療法第三十条の三第一項に規定する基本方針、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十六条第一項に規定する基本指針及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならない。

4　全国医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国民の健康の保持の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事項

二　医療の効率的な提供の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事項

三　前二号に掲げる目標を達成するために国が取り組むべき施策に関する事項

四　第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五　計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項

六　計画の達成状況の評価に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項

5　厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

6　厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7　厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の作成及び全国医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

（都道府県医療費適正化計画）

第九条　都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、五年ごとに、五年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

二　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

三　前二号に掲げる目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

四　第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五　当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

六　計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項

七　計画の達成状況の評価に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項

3　都道府県医療費適正化計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画及び健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならない。

4　都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5　都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表するものとする。

6　都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

（厚生労働大臣の助言）

第十条　厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（計画の進捗状況に関する評価）

第十一条　都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画を作成した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度に

おいて、当該計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正化計画の作成年度の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

（計画の実績に関する評価）

第十二条　都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

2　都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、全国医療費適正化計画の実績に関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。

4　厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、これを公表するものとする。

（診療報酬に係る意見の提出等）

第十三条　都道府県は、第十一条第一項又は前条第一項の評価の結果、第九条第二項第二号に掲げる目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準（次項及び次条第一項において「診療報酬」という。）に関する意見を提出することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければならない。

（診療報酬の特例）

第十四条　厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第二項第二号に掲げる目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

（資料提出の協力及び助言等）

第十五条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第二項の評価又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行うために必要があると認めるときは、保険者、医療機関その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

2　厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第二項の評価又は第十二条第一項若しくは第三項の評価に基づき、保険者又は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等）

第十六条　厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一　医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二　医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項

2　保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

（支払基金等への委託）

第十七条　厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第二節　特定健康診査等基本指針等

（特定健康診査等基本指針）

第十八条　厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2　特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項

二　特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

三　前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

3　特定健康診査等基本指針は、健康増進法第

九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

4　厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5　厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（特定健康診査等実施計画）

第十九条　保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2　特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

二　特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標

三　前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3　保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特定健康診査）

第二十条　保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

（他の法令に基づく健康診断との関係）

第二十一条　保険者は、加入者が、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、前条の特定健康診査の全部又は一部を行つたものとする。

2　労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならない。

（特定健康診査に関する記録の保存）

第二十二条　保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。同条ただし書の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

（特定健康診査の結果の通知）

第二十三条　保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。第二十六条第二項の規定により、特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合においても、同様とする。

（特定保健指導）

第二十四条　保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

（特定保健指導に関する記録の保存）

第二十五条　保険者は、前条の規定により特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録を保存しなければならない。次条第二項の規定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定保健指導に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

（他の保険者の加入者への特定健康診査等）

第二十六条　保険者は、その加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。この場合において、保険者は、当該特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導に要する費用を請求することができる。

2　保険者は、前項の規定により、他の保険者の加入者に対し特定健康診査又は特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導に関する記録を、速やかに、その者が現に加入する当該他の保険者に送付しなければならない。

3　保険者は、その加入者が、第一項の規定により、他の保険者が実施する特定健康診査又は特定保健指導を受け、その費用を当該他の保険者に支払つた場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導に要する費用として相当な額を支給する。

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導の費用の請求及び支給の取扱いに関し、別段の定めをすることができる。

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第二十七条　保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2　保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3　前二項の規定により、特定健康診査若しく

は特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

（実施の委託）

第二十八条　保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に対し、委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

（関係者との連携）

第二十九条　保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健康診査等を実施するに当たつては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第百十五条の三十八第一項の規定により地域支援事業を実施する市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健康診査等が効率的に実施されるよう努めるものとする。

2　保険者は、前項に規定するもののほか、特定健康診査の効率的な実施のために、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

（秘密保持義務）

第三十条　第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（健康診査等指針との調和）

第三十一条　第十八条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

第三章　前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

（前期高齢者交付金）

第三十二条　支払基金は、各保険者に係る加入者の数に占める前期高齢者である加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者であつて、七十五歳に達する日の属する月以前であるものその他厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に対して、前期高齢者交付金を交付する。

2　前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。

（前期高齢者交付金の額）

第三十三条　前条第一項の規定により各保険者に対して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額に満たないときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2　前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

（概算前期高齢者交付金）

第三十四条　前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

二　当該年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金の額に当該年度における当該保険者である加入者の見込数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額（第三項及び第三十八条第二項において「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。）

三　当該年度における概算調整対象基準額

2　前項第一号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該年度における当該保険者の給付であつて医療保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（以下「保険者の給付に要する費用」という。）の見込額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（次号及び第五項において「前期高齢者給付費見込額」という。）

二　当該保険者が概算基準超過保険者（イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、すべての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

イ　一の保険者に係る前期高齢者である加

入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ　一人平均前期高齢者給付費見込額

3　第一項第三号の概算調整対象基準額は、当該保険者に係る同項第一号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

4　前項の概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合（その割合が当該年度における下限割合（当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合の動向を勘案して政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

5　第二項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費見込額は、すべての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。

（確定前期高齢者交付金）

第三十五条　第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額

二　前々年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金の額に前々年度における当該保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額（第三項及び第三十九条第二項において「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」という。）

三　前々年度における確定調整対象基準額

2　前項第一号の調整対象給付費額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　前々年度における当該保険者の給付に要する費用の額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（次号及び第五項において「前期高齢者給付費額」という。）

二　当該保険者が確定基準超過保険者（イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

イ　一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ　一人平均前期高齢者給付費額

3　第一項第三号の確定調整対象基準額は、当該保険者に係る同項第一号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

4　前項の確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する前期高齢者である加入者の総数の割合を前々年度における当該保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合（その割合が前々年度における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

5　第二項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費額は、すべての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。

（前期高齢者納付金等の徴収及び納付義務）

第三十六条　支払基金は、第百三十九条第一項第一号に掲げる業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金（以下「前期高齢者納付金等」という。）を徴収する。

2　保険者は、前期高齢者納付金等を納付する義務を負う。

（前期高齢者納付金の額）

第三十七条　前条第一項の規定により各保険者から徴収する前期高齢者納付金の額は、当該年度の概算前期高齢者納付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者納付金の額が前々年度の確定前期高齢者納付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者納付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算前期高齢者納付金の額が前々年度の確定前期高齢者納付金の額に満たないときは、当該年度の概算前期高齢者納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2　前項に規定する前期高齢者納付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者納付金の額と確定前期高齢者納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

（概算前期高齢者納付金）

第三十八条　前条第一項の概算前期高齢者納付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　概算負担調整基準超過保険者（負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額がロに掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）　負担調整前概算前期高齢

者納付金相当額から負担調整対象見込額（イに掲げる合計額から口に掲げる額を控除して得た額（当該額が負担調整前概算前期高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前概算前期高齢者納付金相当額とする。）をいう。第三項において同じ。）を控除して得た額と負担調整見込額との合計額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額

(2)　当該年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金の額

ロ　次に掲げる額の合計額に負担調整基準率を乗じて得た額

(1)　イに掲げる合計額

(2)　当該保険者の給付に要する費用（健康保険法第百七十三条第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用を含む。第四項及び次条第一項第一号ロ(2)において「保険者の給付に要する費用等」という。）の当該年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二　概算負担調整基準超過保険者以外の保険者　負担調整前概算前期高齢者納付金相当額と負担調整見込額との合計額

2　前項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、第三十四条第一項第三号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項第一号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

3　第一項第一号の負担調整見込額は、当該年度におけるすべての概算負担調整基準超過保険者に係る同号の負担調整対象見込額の総額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

4　第一項第一号ロの負担調整基準率は、すべての保険者に係る前期高齢者である加入者の増加の状況、保険者の給付に要する費用等の動向及び概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、各年度ごとに政令で定める率とする。

（確定前期高齢者納付金）

第三十九条　第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　確定負担調整基準超過保険者（負担調整前確定前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額が口に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）　負担調整前確定前期高齢者納付金相当額から負担調整対象額（イに掲げる合計額から口に掲げる額を控除して得た額（当該額が負担調整前確定前期高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前確定前期高齢者納付金相当額とする。）をいう。第三項において同じ。）を控除して得た額と負担調整見込額との合計額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額

(2)　前々年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金の額

ロ　次に掲げる額の合計額に前々年度の前条第四項の規定により定められた負担調整基準率を乗じて得た額

(1)　イに掲げる合計額

(2)　当該保険者の給付に要する費用等の前々年度における額

二　確定負担調整基準超過保険者以外の保険者　負担調整前確定前期高齢者納付金相当額と負担調整額との合計額

2　前項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、第三十五条第一項第三号の確定調整対象基準額から、当該保険者に係る同項第一号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

3　第一項第一号の負担調整額は、前々年度におけるすべての確定負担調整基準超過保険者に係る同号の負担調整対象額の総額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とする。

（前期高齢者関係事務費拠出金の額）

第四十条　第三十六条第一項の規定により各保険者から徴収する前期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第一号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金等の額の特例）

第四十一条　合併又は分割により成立した保険者、合併又は分割後存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例については、政令で定める。

（前期高齢者交付金の額の決定、通知等）

第四十二条　支払基金は、各年度につき、各保険者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を決定し、当該各保険者に対し、その者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額、交付の方法その他必要な事項を通知しなければならない。

2　前項の規定により前期高齢者交付金の額が定められた後、前期高齢者交付金の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者交付金の額を通知しなければならない。

3　支払基金は、保険者に対し交付した前期高齢者交付金の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに交付の方法その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額を超える場合には、その超える額について、未払の前期高齢者交付金があるときはこれに充当し、なお残余があれば返還させ、未払の交付金がないときはこれを返還させなければならない。

（前期高齢者納付金等の額の決定、通知等）

第四十三条　支払基金は、各年度につき、各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2　前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を通知しなければならない。

3　支払基金は、保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額を超える場合には、その超える額について、未納の前期高齢者納付金等その他この章の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第四十四条　支払基金は、保険者が、納付すべき期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2　支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4　前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

（延滞金）

第四十五条　前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る前期高齢者納付金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る前期高齢者納付金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、前期高齢者納付金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付のあつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

3　延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5　延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一　督促状に指定した期限までに前期高齢者納付金等を完納したとき。

二　延滞金の額が百円未満であるとき。

三　前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四　前期高齢者納付金等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（納付の猶予）

第四十六条　支払基金は、やむを得ない事情により、保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2　支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

附則第二条から第五条までを次のように改める。

（病床転換助成事業）

第二条　都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十二項に規定する介護保険施設（同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。）その他厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させるこ

とをいう。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換助成事業」という。）を行うものとする。

（病床転換助成事業の費用の額の決定）

第三条　都道府県知事は、病床転換助成事業に要する費用の額を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による協議をするに際しては、各都道府県における病床転換助成事業に要する費用の額の総額が、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額に、すべての都道府県における病床の転換の見込み及びそれに要する費用の予想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。

3　厚生労働大臣は、都道府県が病床転換助成事業に要する費用の額を定めたときは、支払基金に対し、その金額を通知しなければならない。

（費用の支弁）

第四条　都道府県は、病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

（国の交付金）

第五条　国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の額の二十七分の十に相当する額を交付する。

附則中第四十一条を第五十一条とし、第六条から第四十条までを十条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の十条を加える。

（病床転換助成交付金）

第六条　都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもつて充てる。

2　前項の病床転換助成交付金は、次条第一項の規定により支払基金が徴収する病床転換支援金をもつて充てる。

（病床転換支援金の徴収及び納付義務）

第七条　支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。

2　保険者は、病床転換支援金等を納付する義務を負う。

（病床転換支援金の額）

第八条　前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

（病床転換助成関係事務費拠出金の額）

第九条　附則第七条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十一条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（準用）

第十条　第四十一条、第四十三条から第四十六条まで、第百三十四条第二項及び第三項、第百五十九条から第百六十一条まで並びに第百六十八条第一項（同項第二号を除く。）の規定は、病床転換支援金等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）

第十一条　支払基金は、第百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　第五章（第百三十九条第一項及び第百四十条を除く。）、第百六十八条第一項（同項第一号を除く。）及び第二項並びに第百七十条第一項の規定は、病床転換助成事業に係る支払基金の業務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（厚生労働省令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、病床転換助成事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第十三条　附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第二号、第三十五条第一項第二号、第三十八条第一項第一号イ(2)及び第三十九条第一項第一号イ(2)中「後期高齢者支援金の額」とあるのは、「後期高齢者支援金の額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

2　国民健康保険法附則第十条第一項の規定により支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、同項に規定する被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ロ(2)中「納付に要する費用を」とあるのは、「納付に要する費用及び国民健康保険法附則第十一条第一項に規定する療養給付費等拠出金の納付に要する費用を」とする。

（保険料の特例）

第十四条　後期高齢者医療広域連合は、第百四条第二項の規定にかかわらず、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものの区域内に住所を有する被保険者の保険料については、平成二十年四月一日から起算して六年以内において後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間に限り、政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連

合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。

2　後期高齢者医療広域連合が前項の規定により不均一の保険料の賦課をした場合において、当該賦課により得られるべき保険料の総額が第百四条第二項本文の規定に基づく保険料の賦課を行うこととした場合に得られるべき保険料の総額に比べて減少することとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該減少することとなる保険料の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を、政令で定めるところにより、一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

3　国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、第二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

（後期高齢者支援金の算定に係る経過措置）

第十五条　平成二十年度から平成二十四年度までの間の各年度に係る概算後期高齢者支援金調整率及び確定後期高齢者支援金調整率は、第百二十条第二項及び第百二十一条第二項の規定にかかわらず、すべての保険者について、百分の百とする。

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「政府、健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

第百六十八条第一項中「健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合」に改める。

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項を削る。

第七十四条第十項中「及び第四項」を削り、「並びに第七十二条」を「及び第七十二条」に改める。

第七十五条第七項中「及び第四項」を削り、「並びに前条第五項」を「及び前条第五項」に改める。

第七十六条第六項中「及び第四項」を削り、「並びに第七十四条第五項」を「及び第七十四条第五項」に改める。

第八十二条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに前条」を「及び前条」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第十条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条の二中「被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する」を削る。

附則第十三項から第十四項までの規定中「平成十七年度」を「平成十八年度から平成二十一年度までの各年度」に改める。

附則第二十項中「（平成十四年法律第百二号）」を「（平成十八年法律第　　号）」に改め、「、医療保険制度の在り方についての検討の状況」を削り、「平成十七年度」を「平成二十一年度」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第十九項を附則第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21　平成十九年度から平成二十一年度までの間の各年度の第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額から、附則第十九項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額とする。

附則第十八項中「附則第十六項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項の次に次の一項を加える。

15　平成十九年度における第七十二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「算定した額」とあるのは、「算定した額）から附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額」とし、同年度における同項第二号の規定の適用については、同号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第十二項の規定による繰入金の合算額」とする。

第十一条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「除く。」の下に「次項第一号及び第三項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供たる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供たる療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養

三　評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下同じ。）

四　選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）

第四十二条第一項第一号中「次号から第四号までに掲げる場合以外の」を「三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第四号中「十分の二」を「十分の三」に改める。

第五十二条第一項中「被保険者（」の下に「特定長期入院被保険者及び」を加え、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第五十二条の二　保険者は、特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該特定長期入院被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3　健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十三条の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が自己の選定する保険医療機関等について評価療養又は選定療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

第五十三条第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、生活療養標準負担額を控除した額

第五十三条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「並びに第四十五条の二」を「、第四十五条の二並びに第五十二条第三項から第五項まで」に、「選定療養及びこれに伴う特定療養費」を「評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「第三項」を「前項において準用する第五十二条第三項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十四条第一項中「、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「（食事療養」の下に「及び生活療養」を、「当該食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第四項中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条の二第二項の規定を、保険外併用療養費」に改める。

第五十四条の三第一項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「第四十五条の二」の下に「、第五十二条第五項」を加え、「及び第五項」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第五項中「「特定療養費」を「「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費」に、「ならば特定療養費」を「ならば保険外併用療養費」に改める。

第五十四条の四第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十五条第一項中「特定療養費に係る療養」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養」に、「特定療養費の支給」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条第一項及び第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第三項及び第四項中「又は特定承認保険医療機関」を削る。

第五十七条中「並びに療養費及び特例療養費」を「及び療養費」に、「、療養費又は特例療養費」を「又は療養費」に改める。

第五十七条の二第一項中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十九条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十五条第二項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、「、第五十三条第三項」を「（第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第六十八条の二第一項、第七十条第一項及び第三項第一号イ、第七十二条の四第一項第一号並びに第七十三条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第八十九条第一項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項ただし書中「又は特定承認保険医療機関」を削る。

第百十四条第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百十九条の二中「第五十三条第七項及び第八項並びに」を「第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び」に改める。

第百二十一条第一項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「第五十三条第六項及び第七項並びに」を「第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び」に改める。

附則第八項第一号及び第九項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附則第十六項を次のように改める。

16　連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、平成十八年度から平成二十一年度までの間、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。

一　政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村（連合会の会員である市町村をいう。以下同じ。）が共同で負担することに伴う交付金

二　政令で定める額以上の高額な医療に要する費用を国、都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金

附則第十七項中「高額医療費共同事業に要する費用に充てるため」を「前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに」に改める。

附則第十九項中「附則第十七項」を「附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る附則第十七項」に、「高額医療費共同事業」を「当該事業」に改める。

附則第二十項中「高額医療費共同事業」を「附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業」に改める。

第十二条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「のうち、」の下に「合併により消滅する組合の地区を合併後存続する組合の地区の一部とする地区の拡張に係る規約の変更その他の」を加える。

第四十五条第六項中「前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた」を「国民健康保険団体連合会は、前項の規定及び健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

2　連合会は、前項の規定による事務の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査を審査委員会に行わせることができる。

第八十九条第一項中「当該保険医療機関等に対して」を「当該保険医療機関等若しくは指定訪問看護の事業を行う事業所に対して」に、「当該保険医療機関等において」を「指定訪問看護事業者若しくは当該保険医療機関等において」に改め、同条第二項ただし書中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護の事業を行う事業所」を加える。

第百二十一条第一項中「又はこれらの委員であつた者」を「若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」に改め、「保険医療機関等の開設者、医師、歯科医師若しくは薬剤師の業務上の秘密又は個人の」を削り、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「職務上前項の秘密を知得した」を削り、「又はこれを行つていた者」を「若しくはこれを行つていた者又は指定法人の役員、職員若しくはこれらの職にあつた者」に、「その」を「職務上知得した」に改める。

第十三条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の二」を「第五十七条の三」に、

「第五章　費用等
　第一節　費用の負担（第六十九条―第八十一条）
　第二節　退職被保険者等に係る被用者保険等保険者の拠出金（第八十一条の二―第八十一条の九）
　第三節　社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務（第八十一条の十―第八十一条の十二）」

を「第五章　費用の負担（第六十九条―第八十一条）」に、「第百二十一条」を「第百二十条の二」に改める。

第六条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

第六条第四号中「健康保険法、」を削り、「健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者の被扶養者」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の二を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

第八条第一項中「第六号及び第七号」を「第九号及び第十号」に改め、同条第二項中「第六条第六号又は第七号」を「第六条第九号又は第十号」に改める。

第八条の二を削る。

第九条第三項中「及び第七十二条の四」を「、附則第七条第一項第三号並びに附則第二十一条第三項第三号及び第四項第三号」に改め、「老人保健法の規定による医療又は」を削り、「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改め、同条第六項及び第八項中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改める。

第十三条第三項中「第七号を除く。以下この節において同じ。」を「第八号及び第十号を除く」に改め、「同条各号」の下に「（第十号を除く。）」を加え、同条第四項中「第六条各号」の下に「（第八号及び第十号を除く。）」を加える。

第十九条第一項ただし書及び第二十条中「第六条各号」の下に「（第十号を除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「第六号」を「第九号及び第十号」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「第六条第六号」を「第六条第九号」に改める。

第三十六条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次項第一号及び第三項において同じ。）」を削り、同条

第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第四十二条第一項第一号中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同項第二号中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同項第三号中「十分の一」を「十分の二」に改める。

第五十二条第一項中「及び老人保健法の規定による医療を受けることができる者」を削る。

第五十三条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の四第一項中「老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。」を削る。

第五十五条第一項中「第六条第五号」を「第六条第七号」に改め、「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養」を削り、同条第二項第一号中「若しくは家族移送費の支給又は老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給（次項後段の規定に該当する場合における医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給を除く。）」を「又は家族移送費の支給」に改め、同項第二号中「第四号まで、第六号又は第八号」を「第六号まで、第八号、第九号又は第十一号」に改め、同条第三項後段を削る。

第五十六条第一項中「若しくは地方公務員等共済組合法」を「、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第五十七条の二第一項中「被保険者の療養」を「療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養」に改め、「費用」の下に「の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）」を加え、第四章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第五十七条の三　保険者は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2　前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第六十八条の二第一項中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、「並びに老人保健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）の納付に要する費用」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　費用の負担

「第一節　費用の負担」を削る。

第六十九条中「老人保健法の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに」に改める。

第七十条第一項各号列記以外の部分中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金及び」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに」に改め、同項第一号中「一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

第七十条第三項中「であつて」の下に「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、「第一号に掲げる額が指定年度の第二号」を「当該各号イに掲げる額（災害その他の政令で定める特別の事情により当該額が多額となつたときは、当該額から当該事情により多額となつた部分の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）が指定年度の当該各号ロ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合を超える場合

イ　(1)に掲げる額の合算額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

(2)　前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を

控除した割合を乗じて得た額

ロ　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

(2)　政令の定めるところにより、平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

二　平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合

イ　(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1)　前号イ(1)に掲げる額の合算額

(2)　前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ　(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1)　前号ロ(1)に掲げる額

(2)　政令の定めるところにより、平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

5　第三項各号において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　前期高齢被保険者加入割合　当該市町村の被保険者の数に対する当該前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の数の割合

二　平均前期高齢被保険者加入割合　すべての市町村の被保険者の総数に対する当該前期高齢被保険者の総数の割合

三　前期高齢被保険者一人当たり給付額　当該市町村の前期高齢被保険者に係る第三項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額

四　平均一人当たり給付額　すべての市町村の被保険者に係る第三項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額

五　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額　すべての市町村の前期高齢被保険者に係る第三項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

第七十二条第二項第二号中「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改める。

第七十二条の四を削り、第七十二条の三を第七十二条の四とする。

第七十二条の二の二第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条を第七十二条の三とする。

第七十二条の五を次のように改める。

第七十二条の五　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第七十三条第一項中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金及び」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに」に、「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第八号」に改め、同項第一号ロ中「納付に要する費用の額」の下に「（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第二項中「老人保健医療費拠出金及び」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに」に改める。

第七十四条中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」に改める。

第七十五条中「第七十二条の二の二第二項及び第七十二条の三第二項」を「第七十二条の三第二項、第七十二条の四第二項及び第七十二条の五」に、「老人保健拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第七十六条第一項中「老人保健拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改め、「、第八十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を」を削り、同条の次に次の三条を加える。

（賦課期日）

第七十六条の二　市町村による前条の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

（保険料の徴収の方法）

第七十六条の三　市町村による第七十六条の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

2　前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつ

て政令で定めるものをいう。

（介護保険法の準用）

第七十六条の四　介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条中「第八十一条の二第一項」を「附則第十条第一項」に改め、「除く。」の下に「第九十一条第一項において同じ。」を加える。

第八十条の二中「市町村は、」の下に「普通徴収の方法による」を加える。

第八十一条中「、賦課期日」を削る。

第五章第二節及び第三節を削る。

第八十二条第一項中「保険者は」の下に「、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて」を加える。

第八十六条中「第八十二条」の下に「（特定健康診査等に係るものを除く。）」を加える。

第九十一条第一項中「（拠出金を除く。）」を削る。

第百十三条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第百十八条中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改める。

第十二章中第百二十一条の前に次の一条を加える。

第百二十条の二　保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二十一条の二を削る。

附則第一項を附則第一条とし、同条の前に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第二項を附則第二条とする。

附則第三項中「前項」を「前条」に改め、同項を附則第三条とする。

附則第四項中「前二項」を「前二条」に改め、同項を附則第四条とする。

附則第五項中「前四項」を「前三条」に改め、同項を附則第五条とする。

附則第六項中「健康保険の被保険者（」の下に「六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。」を、「被扶養者（」の下に「六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるもの又は」を加え、「第八十一条の四」を「附則第十二条」に、「第八十一条の五」を「附則第十三条」に、「第八十一条の六」を「附則第十四条」に改め、同項を附則第二十一条第一項とし、附則第七項中「基金」を「支払基金」に改め、同項を同条第二項とし、附則第八項中「第八十一条の四第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同項第一号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、同項第二号中「が負担する老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」を「に係る調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担する後期高齢者支援金の合算額」に、「特例退職被保険者等加入割合」を「特例退職被保険者等所属割合」に改め、同項第三号中「（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、附則第九項中「第八十一条の五第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同項第一号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、同項第二号中「が負担した老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合」を「に係る調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した後期高齢者支援金の合算額に特例退職被保険者等所属割合」に改め、同項を同条第四項とし、附則第十項中「第六項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に見出しとして「（特例退職被保険者等の経過措置）」を付し、同条の前に次の十五条を加える。

（退職被保険者等の経過措置）

第六条　平成二十六年度までの間において、市町村が行う国民健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間（当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。）又はこれらの期間を合算した期間（以下この項及び附則第二十条において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間）以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものに該当する者は、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一　厚生年金保険法

二　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）

三　国家公務員共済組合法

四　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）

五　地方公務員等共済組合法

六　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）

七　私立学校教職員共済法

八　地方公務員の退職年金に関する条例

九　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）

2　市町村が行う国民健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、退職被保険者の被扶養者とする。

一　退職被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同

じ。）その他三親等内の親族であつて、その退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

二　退職被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

三　前号の配偶者の死亡後における父母及び子であつて、引き続きその退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

（療養給付費等交付金）

第七条　退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の住所の存する市町村（第百十六条又は第百十六条の二の規定により他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合については、当該他の市町村とする。以下「退職被保険者等所属市町村」という。）が負担する費用のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額（以下「被用者保険等拠出対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が退職被保険者等所属市町村に対して交付する療養給付費等交付金をもつて充てる。

一　退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

二　調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に当該退職被保険者等所属市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者等の総数の割合として厚生労働省令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額

三　退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

2　前項の療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）は、附則第十条の規定により支払基金が徴収する療養給付費等拠出金をもつて充てる。

3　第一項第二号に規定する調整対象基準額は、療養給付費等交付金の交付を受ける年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。）とする。ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額（同法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該年度の概算調整対象基準額からその超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（当該年度の前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算調整対象基準額と確定調整対象基準額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額をいう。以下同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

4　前項の被用者保険等保険者は、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるものとする。

（療養給付費等交付金の減額）

第八条　厚生労働大臣は、退職被保険者等所属市町村の退職被保険者等に係る国民健康保険事業の運営に関し、退職被保険者等所属市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は退職被保険者等所属市町村が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、政令の定めるところにより、支払基金に対し、前条第一項の規定により当該退職被保険者等所属市町村に対して交付する同項の療養給付費等交付金の額を減額することを命ずることができる。

2　前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができない。

（国の負担等の経過措置に関する読替え）

第九条　退職被保険者等所属市町村については、第七十条第一項第一号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者（附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、同条第三項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同号イ(2)及びロ並びに同項第二号イ(2)及びロ(2)並びに同条第五項第一号中「被保険者の数」とあるのは「一般被保険者の数」と、同項第二号中「被保険者の総数」とあるのは「一般被保険者の総数」と、同項第四号及び第七十二条の三第一項中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とする。

2　附則第七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、第七十六条第一項中「保険者」とあるのは「附則第七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める組合」と、「並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第百七十九条に規定する組合にあつては、同法」とあるのは「、介護納付金、附則第十条第一項の規定による拠出金並びに健康保険法」とする。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第十条　支払基金は、附則第十七条に規定する

業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、被用者保険等保険者から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下この条、附則第十六条及び第十七条において「拠出金」という。）を徴収する。

2　被用者保険等保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

（療養給付費等拠出金の額）

第十一条　前条第一項の規定により被用者保険等保険者から徴収する療養給付費等拠出金の額は、当該年度の概算療養給付費等拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算療養給付費等拠出金の額が前々年度の確定療養給付費等拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算療養給付費等拠出金の額からその超える額とその超える額に係る拠出金調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算療養給付費等拠出金の額が前々年度の確定療養給付費等拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算療養給付費等拠出金の額にその満たない額とその満たない額に係る拠出金調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2　前項に規定する拠出金調整金額は、前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療養給付費等拠出金の額と確定療養給付費等拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額とする。

（概算療養給付費等拠出金）

第十二条　前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額又は給料の月額及び期末手当等の額の当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額及び標準賞与の額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2　前項の概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の各退職被保険者等所属市町村における被用者保険等拠出対象額の見込額の合計額を当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

（確定療養給付費等拠出金）

第十三条　附則第十一条第一項の確定療養給付費等拠出金の額は、各被用者保険等保険者の前々年度の標準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

2　前項の確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、前々年度の各退職被保険者等所属市町村における被用者保険等拠出対象額の合計額を前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

（事務費拠出金の額）

第十四条　附則第十条第一項の規定により各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十七条に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額を前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（通知等）

第十五条　退職被保険者等所属市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における被用者保険等拠出対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2　退職被保険者等所属市町村は、前項の規定による通知の事務を第四十五条第五項に規定する者に委託することができる。

（拠出金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用）

第十六条　高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十三条から第四十六条まで、第百三十四条第二項及び第三項並びに第百五十九条の規定は、拠出金に関して準用する。この場合において、これらの規定中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と読み替えるものとする。

（支払基金の業務）

第十七条　支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務（以下「退職者医療関係業務」という。）を行う。

一　被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。

二　退職被保険者等所属市町村に対し附則第七条第一項の療養給付費等交付金を交付すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第十八条　附則第八条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、退職者医療関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

（支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用）

第十九条　高齢者の医療の確保に関する法律第百四十条から第百五十二条まで、第百五十四条、第百六十八条及び第百七十条第一項の規定は、支払基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資料の提供等）

第二十条　退職被保険者等所属市町村は、退職被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、退職被保険者の年金保険の被保険者等であつた期間又は退職被保険者に対する附則第六条第一項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の支給状況につき、当該年金たる給付の支払をする者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則第十一項を附則第二十三条とし、同条に見出しとして「（合併市町村における保険料の賦課に関する特例）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（病床転換支援金の経過措置）

第二十二条　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは「、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、同項第二号（附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び第二項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条及び第七十六条第一項（附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第七条第一項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、前条第三項第二号及び第四項第二号中「調整対象基準額及び」とあるのは「調整対象基準額並びに」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附則第十二項中「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改め、同項を附則第二十四条第一項とし、附則第十三項を同条第二項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に見出しとして「（国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（国の負担の特例）

第二十五条　平成二十年度及び平成二十一年度における第七十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額」とし、当該年度における第七十二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第七十条第一項第一号」とあるのは、「附則第二十五条により読み替えられた第七十条第一項第一号」とし、当該年度における同項第二号の規定の適用については、同号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額」とする。

附則第十五項を削る。

附則第十六項を附則第二十六条第一項とし、附則第十七項を同条第二項とし、附則第十八項を同条第三項とし、附則第十九項中「附則第十六項第二号」を「第一項第二号」に、「附則第十七項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、附則第二十項中「附則第十六項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条に見出しとして「（高額な医療に係る交付金事業等）」を付する。

附則第二十一項中「附則第十九項」を「前条第四項」に改め、同項を附則第二十七条とし、同条に見出しとして「（調整交付金の特例）」を付する。

附則第二十二項中「附則第十二項から前項まで」を「附則第二十四条から前条まで」に改め、同項を附則第二十八条とし、同条に見出しとして「（検討等）」を付する。

第十四条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項を削る。

第五十二条第六項中「及び第四項」を削り、「並びに第四十五条の二」を「及び第四十五条の二」に改める。

第五十二条の二第三項中「及び第四項」を削り、「並びに前条第三項」を「及び前条第三項」に改める。

第五十三条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに第五十二条第三項」を「及び第五十二条第三項」に改める。

第五十四条の三第二項中「及び第四項」を削る。

第五十五条第一項中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十三第二項第一号中「特定療養費」を「、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第十六条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条の九第二項に次の一号を加える。

六　第七百六条第二項及び第三項、第七百十八条の七第一項及び第二項並びに第七百十八条の八第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税　第七百十八条の三第一項（第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する年金保険者に対する通知の期限

第十七条の四第一項第一号中「及び市町村民税」の下に「並びに国民健康保険税」を加え、「本

章」を「この章」に改める。

第二十条の四の二に次の一項を加える。

9　特別徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税については、第六項中「千円」とあるのは、「百円」とする。

第七百三条の四第一項中「老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むもの」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下この条において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含むもの」に、「老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。」に改め、同条第二項中「介護保険法の規定による納付金」を「後期高齢者支援金等及び介護納付金」に、「同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を」を「後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の分賦金を」に、「並びに当該世帯主」を「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の分賦金とする。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主」に、「同法第九条第二号」を「介護保険法第九条第二号」に、「国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金」を「国民健康保険税のうち、介護納付金」に、「同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金と」を「介護納付金の納付に要する費用の分賦金と」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　国民健康保険税の標準基礎課税総額は、当該年度の初日における被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分の六十五に相当する額並びに当該年度分の前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額の合算額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下この項において「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該前期高齢者交付金を控除した額）（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。

第七百三条の四第五項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者である」を「被保険者である」に、「に属する一般被保険者」を「に属する被保険者」に改め、同項後段を削り、同条第六項中「第十三項及び第二十一項」を「第十六項及び第二十五項」に改め、同条第八項中「第十四項及び第二十二項」を「第十七項及び第二十六項」に改め、同条第十項及び第十一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第十二項から第十七項までを次のように改める。

12　第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

13　国民健康保険税の標準後期高齢者支援金等課税総額は、当該年度分の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。

14　前項の標準後期高齢者支援金等課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準後期高齢者支援金等課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額		百分の四十
資産割総額		百分の十
被保険者均等割総額		百分の三十五
世帯別平等割総額		百分の十五
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	百分の五十
	被保険者均等割総額	百分の三十五
	世帯別平等割総額	百分の十五
所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	百分の五十
	被保険者均等割総額	百分の五十

15　国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち後期高齢者支援金等課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

16　前項の所得割額は、第十四項の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。

17　第八項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行つている市町村においては、第十五項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。

第七百三条の四第二十七項中「第五項」の下に「及び第十五項」を加え、「同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」を「これらの規定中「被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者」に、「一般被保険者（を「被保険者（に、「「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第十二項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、第十七項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは、「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第二十項」を「第二十四項」に、「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第二十四項」に、「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十四項」に、「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「国民健康保険税のうち」を「国民健康保険税の」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項の次に次の四項を加える。

18　第十五項の資産割額は、第十四項の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

19　第十五項の被保険者均等割額は、第十四項の被保険者均等割総額を被保険者の数にあん分して算定する。

20　第十五項の世帯別平等割額は、第十四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。

21　第十五項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

第七百三条の五第二項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第七百五条中「、共同施設税及び国民健康保険税」を「及び共同施設税」に、「の納期」を「及び国民健康保険税の納期（次条第二項及び第三項、第七百十八条の七第一項及び第二項並びに第七百十八条の八第一項の規定による特別徴収の方法による場合の納期を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国民健康保険税の賦課期日は、四月一日とする。

第七百六条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、市町村は、当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、特別徴収対象被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、この限りでない。

3　市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。以下この項及び第七百十八条の二から第七百十八条の十までにおいて同じ。）は、当該年度の初日の属する年の四月二日から八月一日までの間に、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となつた場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

第七百六条の二第一項中「納期において」の下に「普通徴収の方法によつて」を加え、同条第二項中「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七百十八条第一項中「を特別徴収」の下に「（第七百六条第二項及び第三項、第七百十八条の七第一項及び第二項並びに第七百十八条の八第一項の規定による特別徴収を除く。）」を加え、同条の次に次の十条を加える。

（年金保険者の特別徴収義務）

第七百十八条の二　市町村は、第七百六条第二項及び第三項、第七百十八条の七第一項及び第二項並びに第七百十八条の八第一項の規定により特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収しようとする場合においては、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）を特別徴収義務者として当該国民健康保険税を徴収させなければならない。

2　市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について老齢等年金給付が二以上ある場合においては、政令で定めるところにより、一の老齢等年金給付（以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。）について国民健康保険税を徴収させるものとする。

（特別徴収税額の通知等）

第七百十八条の三　市町村は、第七百六条第二項の規定により特別徴収の方法によつて特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を徴収しようとする場合においては、当該国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額その他総務省令で定める事項を、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の七月三十一日（政令で定める年金保険者については、政令で定める日）までに、当該特別徴収対象被保険者に対しては当該年の九月三十日までに通知しなければならない。

2　前項の支払回数割保険税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象被保険者につき、特別徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税額（当該特別徴収対象被保険者に対して課する当該年度分の国民健康保険税額から普通徴収の方法によつて徴収される額を控除して得た額とする。第七百十八条の九第一項及び第七百十八条の十第二項において「特別徴収対象保険税額」という。）を、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（特別徴収の方法によつて徴収した国民健康保険税額の納入の義務）

第七百十八条の四　年金保険者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、同条第二項に規定する支払回数割保険税額を、総務省令で定めるところにより、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第七百十八条の五　市町村は、第七百十八条の三第一項の規定により同条第二項に規定する支払回数割保険税額を年金保険者に通知した後に当該通知に係る特別徴収対象被保険者が国民健康保険の被保険者である資格を喪失した場合その他総務省令で定める場合においては、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2　年金保険者が前項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降、第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

（特別徴収の手続規定の準用）

第七百十八条の六　前三条の規定は、第七百六条第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（六月二日から八月一日までの間に特別徴収対象被保険者となつた場合）
第七百十八条の三第一項	七月三十一日	九月三十日
	当該年の九月三十日	当該年の十一月三十日
第七百十八条の三第二項	十月一日から翌年の三月三十一日まで	十二月一日から翌年の三月三十一日まで
第七百十八条の四	十月一日から翌年の三月三十一日まで	十二月一日から翌年の三月三十一日まで

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（六月二日から八月一日までの間に特別徴収対象被保険者となつた場合）
第七百十八条の三第一項	七月三十一日	十一月三十日
	当該年の九月三十日	その翌年の一月三十一日
第七百十八条の三第二項	十月一日から翌年の三月三十一日まで	翌年の二月一日から三月三十一日まで
第七百十八条の四	十月一日から翌年の三月三十一日まで	翌年の二月一日から三月三十一日まで

（既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収）

第七百十八条の七　市町村は、当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第七百六条第二項及び第三項の規定により第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2　市町村は、前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において、同項に規定する支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

3　第七百十八条の三第一項、第七百十八条の四及び第七百十八条の五の規定は、前二項の規定による特別徴収についてそれぞれ準用する。この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える規定		読み替えられる字句	読み替える字句（第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（第二項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（第三項の規定による特別徴収に係る場合）
第七百十八条の三第一項		七月三十一日	一月三十一日	四月三十日	六月一日から九月三十日まで
		九月三十日	三月三十一日	五月三十一日	
第七百十八条の四		十月一日から翌年の三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで	六月一日から九月三十日まで	

4　市町村は、前項において準用する第七百十八条の三第一項の規定による年金保険者又は特別徴収対象被保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の国民健康保険税に係る第七百十八条の三第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による年金保険者又は特別徴収対象被保険者に対する通知とそれぞれ併せて行うことができる。

5　当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において第一項又は第二項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象被保険者について、第七百六条第二項の規定の適用がある場合における第七百十八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用については、第七百十八条の三第二項中「という。）」とあるのは、「という。）から、第七百十八条の七第一項又は第二項の規定により当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

6　当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間において、第七百六条第二項又は第三項の規定により前項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における第一項の規定の適用については、同項中「第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第五項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

（新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収）

第七百十八条の八　市町村は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

一　第七百六条第三項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の八月二日から十月一日までの間に当該市町村の特別徴収対象被保険者となつた者　当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間

二　当該年度の初日の属する年の前年の十月二日から十二月一日までの間に当該市町村の特別徴収対象被保険者となつた者　当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間

三　当該年度の初日の属する年の前年の十二月二日からその翌年の二月一日までの間に当該市町村の特別徴収対象被保険者となつた者　当該年度の初日の属する年の八月一日から九月三十日までの間

2　前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する当該年度の前年度分の国民健康保険税額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の当該年度における支払の回数で除して得た額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

3　第七百十八条の三第一項、第七百十八条の四及び第七百十八条の五の規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える規定		読み替えられる字句	読み替える字句（第一項第一号に掲げる者に係る場合）	読み替える字句（第一項第二号に掲げる者に係る場合）	読み替える字句（第一項第三号に掲げる者に係る場合）
第七百十八条の三第一項		七月三十一日	一月三十一日	三月三十一日	五月三十一日
		九月三十日	三月三十一日	五月三十一日	七月三十一日
第七百十八条の四		十月一日から翌年の三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで	六月一日から九月三十日まで	八月一日から九月三十日まで

4　当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において第一項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象被保険者について、第七百六条第二項の規定の適用がある場合における第七百十八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用については、第七百十八条の三第二項中「という。）」とあるのは、「という。）から、第七百十八条の八第一項の規定により当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

5　当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間において、第七百六条第二項の規定により前項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「次条第四項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

（特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつた場合の取扱い）

第七百十八条の九　年金保険者は、当該年金保険者が第七百六条第二項若しくは第三項、第七百十八条の七第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により徴収すべき特別徴収対象保険税額に係る特別徴収対象被保険者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他総務省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき特別徴収対象保険税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2　前項に規定する場合においては、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた特別徴収対象被保険者その他総務省令で定める者の氏名、当該特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

（普通徴収国民健康保険税額への繰入れ）

第七百十八条の十　市町村は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第七百五条第一項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2　市町村は、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該特別徴収対象被保険者に還付しなければならない。ただし、当該特別徴収対象被保険者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該年金保険者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

（政令への委任）

第七百十八条の十一　第七百十八条の二から前条までに定めるもののほか、年金保険者の市町村に対する国民健康保険税額の通知その他国民健康保険税の特別徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第七百十九条第一項中「前条第二項」を「第七百十八条第二項」に改める。

第七百二十四条第二項中「第七百十八条第二項」の下に「又は第七百十八条の四（第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第三十八条を次のように改める。

（退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例）

第三十八条　国民健康保険を行う国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等所属市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している退職被保険者等所属市町村）における第七百三条の四（附則第三十八条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び第七百三条の五の規定の適用については、当分の間、第七百三条の四第三項中「標準基礎課税総額」とあるのは「一般被保険者（国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等（以下この条において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る標準基礎課税総額」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同条第五項中「基礎課税額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎課税額」と、「被保険者である」とあるのは「一般被保険者である」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「とする。」とあるのは「とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。」と、同条第十項及び第十一項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第十二項中「第五項の基礎課税額」とあるのは「第五項又は附則第三十八条の二第一項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と附則第三十八条の二第一項の基礎課税額との合算額）」と、同条第十三項中「標準後期高齢者支援金等課税総額」とあるのは「一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額」と、「の後期高齢者支援金等」とあるのは「の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等」と、同条第十五項中「後期高齢者支援金等課税額」とあるのは「一般被保険者に

係る後期高齢者支援金等課税額」と、「被保険者である」とあるのは「一般被保険者である」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「とする。」とあるのは「とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。」と、同条第十九項及び第二十項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第二十一項中「第十五項の後期高齢者支援金等課税額」とあるのは「第十五項又は附則第三十八条の二第六項の後期高齢者支援金等課税額とが同一の世帯に属する場合には、第十五項の後期高齢者支援金等課税額と附則第三十八条の二第六項の後期高齢者支援金等課税額との合算額）」と、同条第三十一項中「被保険者である世帯主及び」とあるのは「一般被保険者である世帯主及び」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「第二十四項」とあるのは「第十二項及び第二十一項の規定の適用については、これらの規定中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十四項」と、第七百三条の五第二項中「被保険者に係る」とあるのは「一般被保険者に係る」とする。

附則第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二　前条の場合において、同条に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条において「退職者所属市町村」という。）における国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第三項に規定する退職被保険者等（以下この条において「退職被保険者等」という。）に係る基礎課税額は、当該退職者所属市町村における同項に規定する一般被保険者（以下この条において「一般被保険者」という。）に係る国民健康保険税についての前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額）とする。

2　前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第六項に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この項及び第七項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、同条第四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

3　前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第八項の規定に基づいて同条第五項の所得割額の算定を行つている退職者所属市町村においては、前項の規定にかかわらず、第一項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る同条第八項に規定する各種控除後の総所得金額等（以下この項及び第八項において「各種控除後の総所得金額等」という。）又は同条第八項に規定する市町村民税所得割額（以下この項及び第八項において「市町村民税所得割額」という。）に、同条第四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

4　第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

5　第一項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十項又は同条第十一項の規定により算定した額と同額とする。

6　前条の場合において、退職者所属市町村における国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等課税額は、当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十四項の表の上欄に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額）とする。

7　前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

8　前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第八項の規定に基づいて同条第五項の所得割額の算定を行つている退職者所属市町村においては、前項の規定にかかわらず、第六項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額に、同条第十四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

9　第六項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十四項の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

10　第六項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十九項又は同条第二十項の規定により算定した額と同額とする。

11　国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合における第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とする。

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

第三十八条の三　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは「、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この条において「病床転換支援金等」という。）」と、同条第二項中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」と、同条第十三項中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

（船員保険法の一部改正）

第十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第九条ノ三第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第二十五条ノ三第二項中「若ハ特定承認保険医療機関（同法第八十六条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ）」を削り、同条第三項中「、第二十九条第四項」を「（第二十八条ノ八第四項及第二十九条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改め、「若ハ特定承認保険医療機関」を削る。

第二十八条第二項を次のように改める。

前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

一　食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号ニ規定スル療養病床ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニシテ当該療養ヲ受クル際七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者（以下特定長期入院被保険者等ト称ス）ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス）

二　左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス）

イ　食事ノ提供タル療養

ロ　温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養

三　評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号ニ規定スル評価療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

四　選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

第二十八条ノ三第一項第一号中「次号又ハ第三号ニ掲グル場合以外ノ」を「七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル」に改め、同項第三号中「百分ノ二十」を「百分ノ三十」に改め、同条第三項中「八一部負担金」の下に「（第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一部負担金）」を加える。

第二十八条ノ三ノ二の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ三ノ三　社会保険庁長官ハ災害其ノ他ノ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニシテ保険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル一部負担金ヲ支払フコト困難ナリト認メラルルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ講ズルコトヲ得

一　一部負担金ヲ減額スルコト

二　一部負担金ノ支払ヲ免除スルコト

三　保険医療機関又ハ保険薬局ニ対スル支払ニ代ヘテ一部負担金ヲ直接徴収シ其ノ徴収ヲ猶予スルコト

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ拘ラズ前項第一号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ其ノ減額セラレタル一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フヲ以テ足リ同項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フコトヲ要サズ

前条ノ規定ハ前項ノ一部負担金ノ支払ニ付之ヲ準用ス

第二十八条ノ七第一項中「被保険者タリシ者」の下に「（特定長期入院被保険者等ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）」を加え、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ八　特定長期入院被保険者等ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ之ヲ支給ス

入院時生活療養費ノ額ハ当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額（同条第二項ニ規定スル生活療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時生活療養費ノ

額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時生活療養費ノ額ニ付テハ入院時生活療養費算定額トス

健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ前条第四項乃至第六項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条第一項中「左ニ掲グル療養」を「同条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ評価療養又ハ選定療養」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「特定療養費ノ」を「保険外併用療養費ノ」に改め、「合算額」の下に「、当該療養ニ生活療養ガ含マルルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及生活療養」を加え、「第四項」を「次項」に、「特定療養費算定額」を「保険外併用療養費算定額」に改め、「得タル額」の下に「（療養ノ給付ニ係ル同項ノ規定ニ依ル一部負担金ニ付第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額）」を加え、同項第二号中「第四項」を「次項」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

第二十九条第三項中「特定療養費ノ」を「保険外併用療養費ノ」に、「特定療養費算定額」を「保険外併用療養費算定額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養ニ生活療養ガ含マルルトキハ当該保険外併用療養費算定額及入院時生活療養費算定額ノ合算額」を加え、同条第九項中「並ニ第二十八条ノ六第一項」を「、第二十八条ノ六第一項並ニ第二十八条ノ七第四項乃至第六項」に、「選定療養及之ニ伴フ特定療養費」を「評価療養及選定療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費」に改め、同条第十項中「第四項」を「前項ノ規定ニ依リ準用スル第二十八条ノ七第四項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第四項から第八項までを削る。

第二十九条ノ二中「若ハ特定療養費」を「、入院時生活療養費ノ支給若ハ保険外併用療養費」に改め、「及特定承認保険医療機関」を削る。

第二十九条ノ三第一項中「（食事療養」の下に「及生活療養」を、「当該食事療養」の下に「又ハ生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額」に改め、同条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定、保険外併用療養費」に改める。

第二十九条ノ四第四項中「得タル額」の下に「（療養ノ給付ニ係ル第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額）」を加える。

第二十九条ノ五第一項中「、特定療養費」を「、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　入院時生活療養費ノ支給　第二十八条ノ八第二項ニ規定スル入院時生活療養費算定額ヨリ其ノ生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

第二十九条ノ五第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第二十九条ノ六第一項及び第三十条第二項第二号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第三十一条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費」に改め、同条第二項第一号及び第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第三十一条ノ二第一項中「又ハ特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「合算額」の下に「、当該療養ニ生活療養ガ含マルルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及生活療養」を加え、同号イ中「ロ乃至ニニ掲グル場合以外ノ」を「被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル」に改め、同号ニ中「百分ノ八十」を「百分ノ七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

第三十一条ノ二第三項中「（選定療養」を「（評価療養及選定療養」に、「特定承認保険医療機関ヨリ療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ヨリ選定療養」を「保険医療機関等ヨリ評価療養又ハ選定療養」に改め、「第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定」の下に「、前項第三号ノ生活療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定」を加え、同条第六項中「、第二十九条第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ二ノ二　社会保険庁長官ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁長官ガ定メタル割合トスル措置ヲ講ズルコトヲ得

前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項ノ規定ノ適用ニ付同項中「家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額」トアルハ「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ

超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）トス此ノ場合ニ於テ社会保険庁長官ハ当該支払ヒタル額ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ヲ控除シタル額ヲ其ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十一条ノ三第二項中「前条第二項第一号イ」を「第三十一条ノ二第二項第一号イ」に改め、「得タル額」の下に「（家族療養費ノ支給ニ付前条第一項又ハ第二項ノ規定ガ適用セラルベキトキハ当該規定ガ適用セラレタル場合ノ額）」を加える。

第三十一条ノ六第一項中「食事療養」の下に「及生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十条ノ九第一項中「トシテ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス）」を削り、同項第三号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

葬祭料ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

一　職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額（其ノ額厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス）

二　職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額

第五十条ノ十中「前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ七十ニ相当スル金額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十一条第一項、第五十二条及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条ノ三中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条に次の一項を加える。

家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ関シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ此等ニ相当スル保険給付ノ支給アリタルトキハ之ヲ為サズ

第五十八条第三項中「特定療養費ニ係ル」を「保険外併用療養費ニ係ル」に、「入院時食事療養費、特定療養費」を「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十九条第六項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第十八条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上　七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上　八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一八級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満

第二一級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二八級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円未満
第三一級	五三〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円未満
第三二級	五六〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

第四条ノ五第一項中「此ノ場合ニ於テ当該標準賞与額ガ二百万円ヲ超ユルトキハ之ヲ二百万円」を「但シ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度（毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零」に改める。

第十九条ノ三第四項中「保険給付」の下に「（出産手当金ヲ除ク）」を加える。

第三十条第二項第三号中「百分ノ六十」を「三分ノ二」に改め、「金額」の下に「（其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）」を加え、同条第三項中「ナルコト」の下に「（第三十二条ノ三及第三十二条ノ四ニ於テ支給要件期間ト称ス）」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一項ノ規定ニ依ル傷病手当金ノ支給ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ起算シ一年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ

第三十二条第二項中「百分ノ六十」を「三分ノ二」に改め、「金額」の下に「（其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）」を加える。

第三十二条ノ三中「第三十二条ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルトキニ限リ之ヲ支給ス」を「第三十二条第一項ノ規定ニ依リ出産育児一時金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス」に改める。

第三十二条ノ四を次のように改める。

第三十二条ノ四　被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル第三十二条第二項ノ規定ニ依リ出産手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ第十九条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日前ニ分娩シタルコト又ハ同条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六

月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第十九条　船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に、「第六十七条」を「第六十六条」に、「第六十八条」を「第六十七条」に改める。

第一条第三項に次のただし書を加える。

但シ後期高齢者医療ノ被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条ノ規定ニ依ル被保険者ヲ謂フ）及同条各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同法第五十一条ノ規定ニ依リ後期高齢者医療ノ被保険者ト為ラザリシモノ（以下後期高齢者医療ノ被保険者等ト称ス）ハ此ノ限ニ在ラズ

第一条第三項第一号中「被保険者ノ」を「被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ」に改める。

第五条第一項中「高額療養費」の下に「、高額介護合算療養費」を加える。

第九条ノ四を第九条ノ五とし、第九条ノ三の次に次の一条を加える。

第九条ノ四　船員保険ヲ管掌シタル政府ノ職員又ハ職員タリシ者ハ船員保険事業（第三章第四節乃至第六節及第七節第一款ニ規定スル保険給付ニ関スル事業ヲ除ク）ニ関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当ノ理由ナクシテ漏ラサザルベシ

第十九条ノ三第一項中「同ジ」の下に「又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等」を加える。

第十九条ノ四中「又ハ第五号」を「乃至第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

六　後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

第二十八条第三項第一号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を「次号ニ掲グル者以外ノ被保険者」に改め、同項第二号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。

第二十八条ノ三第一項第二号中「百分ノ十」を「百分ノ二十」に改める。

第二十九条ノ五第一項中「高額療養費」の下に「又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

傷病手当金ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第三十一条第二項第一号中「老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費」を「高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費」に改め、「（次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク）」を削り、同項第二号中「又ハ国民健康保険ノ被保険者」を「、国民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等」に改め、同条第三項後段を削る。

第三十一条ノ二第一項中「（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月」を「六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日ノ翌日」に改め、同号ロ中「三歳ニ達スル日ノ属スル月」を「六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分ノ九十」を「百分ノ八十」に改める。

第三十一条ノ三第一項及び第三十一条ノ四第一項中「（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を削る。

第三十一条ノ五第一項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第三十一条ノ六第一項中「控除シタル額」の下に「（次条ニ於テ一部負担金等ノ額ト称ス）」を加え、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ七　一部負担金等ノ額（前条第一項ノ高額療養費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ニ相当スル額ヲ控除シテ得タル額）並ニ介護保険法第五十一条第一項ニ規定スル介護サービス利用者負担額（同項ノ高額介護サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）及同法第六十一条第一項ニ規定スル介護予防サービス利用者負担額（同項ノ高額介護予防サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）ノ合計額著シク高額ナリシトキハ当該一部負担金等ノ額ニ係ル療養ノ給付又ハ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス

前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条第一項中「被保険者タリシ者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）」を加える。

第五十条ノ九に次の一項を加える。

葬祭料ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料ニ相当スル給付ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十七条ノ二第一項中「政府ハ」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律第二十条ノ規定ニ依ル特定健康診査及同法第二十四条ノ規定ニ依ル特定保健指導（以下本項ニ於テ特定健康診査等ト称ス）ヲ為スモノノ外特定健康診査等以外ノ事業ニシテ」を加える。

第五十八条第四項中「老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金（以下老人保健拠出金ト称ス）及国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」を「高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等（以下前期高齢者納付金等ト称ス）及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」に改める。

第五十九条第一項中「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第二項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「依ル被保険者」の下に

「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十六ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四　第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

第五十九条第六項中「高額療養費」の下に「、高額介護合算療養費」を加え、「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第八項中「老人保健拠出金若ハ退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等若ハ後期高齢者支援金等」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項第三号又ハ第四号ノ規定ニ拘ラズ後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者ガ後期高齢者医療ノ被保険者等ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ一般保険料率ハ同項第一号又ハ第二号ニ該当スルモノトス但シ其ノ月ニ於テ再ビ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条に次の二項を加える。

特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依ル其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額（高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額）ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第六十条第一項第一号中「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第二号中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項第三号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第四号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

五　第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ九（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

第六十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

第六十七条を削る。

第六章中第六十八条の前に次の一条を加える。

第六十七条　第九条ノ四ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

附則第二十四項の次に次の二項を加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金ガ同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ「、同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ「、同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ「、病床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ「、病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

附則第十九項から第二十一項までを削る。

第二十条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項を削る。

第二十八条ノ七第七項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ六第一項」を「及前条第一項」に改める。

第二十八条ノ八第四項中「及第七項」を削り、「並ニ前条第四項」を「及前条第四項」に改める。

第二十九条第四項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ七第四項」を「及第二十八条ノ七第四項」に改める。

第三十一条ノ二第六項中「、第五項及第七項」を「及第五項」に改める。

第三十一条ノ五第一項中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加える。

（社会保険医療協議会法の一部改正）

第二十一条　社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「基準」の下に「、同法第八十五条の二第二項の規定による基準」を加え、同項第三号中「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第三号及び第四号」に改め、「定め」の下に「（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）」を加え、「、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令」を削り、同条第二項中「、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し」を削る。

第二十二条　社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「八人」を「七人」に改め、同項第三号中「四人」を「六人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、第一項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

第八条中「それぞれ、中央協議会又は厚生労働省令で定める基準に従い地方協議会が」を「政令で」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条　中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

2　中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

（介護保険法の一部改正）

第二十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「若しくは保険薬局」を「又は保険薬局」に、「、又は同法第八十六条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認（以下この項において「指定等」という。）」を「は、その指定」に、「指定等の」を「指定の」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消し」を削る。

第二十四条　介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第六十一条の三」を「第六十一条の四」に改める。

第十二条第五項中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第二十二条第三項中「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に、「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第四十条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　高額医療合算介護サービス費の支給

第五十一条第一項中「得た額」の下に「（次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。）」を加える。

第四章第三節中第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（高額医療合算介護サービス費の支給）

第五十一条の二　市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

第五十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　高額医療合算介護予防サービス費の支給

第六十一条第一項中「得た額」の下に「（次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。）」を加える。

第四章第四節中第六十一条の三を第六十一条の四とし、第六十一条の二を第六十一条の三とし、第六十一条の次に次の一条を加える。

（高額医療合算介護予防サービス費の支給）

第六十一条の二　市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

第六十六条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項中「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に、「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第六十九条第一項中「及び高額介護予防サービス費の支給」を「、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び

高額医療合算介護予防サービス費の支給」に、「及び高額介護予防サービス費並びに」を「、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに」に改め、同条第四項中「第五十一条の三第一項」の下に「、第五十一条の四第一項」を加え、「及び第六十一条の三第一項」を「、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項」に改める。

第百十七条第四項中「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画」を削る。

第百十八条第四項中「及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画」を削る。

第百三十四条第一項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「おいては、」の下に「政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「次項」を「第十項」に、「前各項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　前項において、社会保険庁長官を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

第百三十四条第六項の次に次の一項を加える。

7　年金保険者（社会保険庁長官に限る。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を経由して行うものとする。

第百三十五条第一項中「認めるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第百三十六条第四項中「七月三十一日までに」の下に「、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して」を加え、同条第五項及び第六項中「七月三十一日までに、」の下に「政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び」を加える。

第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第百七十六条第一項第一号及び第百七十九条中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に改める。

第二百五条第一項中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に、「第五十一条の二第七項」を「第五十一条の三第七項」に、「第六十一条の二第七項」を「第六十一条の三第七項」に改める。

附則に次の一条を加える。

（病床転換の円滑化への配慮）

第七条　厚生労働大臣は、基本指針を定めるに当たっては、医療に要する費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する病床の転換が円滑に行われるよう、介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の入所定員の増加について適切に配慮するものとする。

第二十五条　介護保険法の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「政府、健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

第六十八条第五項中「認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者」の下に「当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十六条　介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第百六条」を「第百十五条」に改め、「第三款　指定介護療養型医療施設（第百七条―第百十五条）」を削る。

第八条第十項中「、介護療養型医療施設」を削り、同条第二十二項中「、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、同条第二十三項中「、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス」を「及び介護保健施設サービス」に、「、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に改め、同条第二十六項を削る。

第八条の二第十項中「、介護療養型医療施設」を削る。

第百十八条第一項第三号を削り、同条第六項中「、第九十七条第三項」を「又は第九十七条第三項」に改め、「又は第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）」を削る。

第五十一条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七十二条第一項中「又は介護療養型医療施設」、「又は第四十八条第一項第三号の指定」及び「又は指定」を削り、同条第二項中「又は介護療養型医療施設」を削り、「若しくは第百四条第一項」を「又は第百四条第一項」に改め、「、又は第百七条の二第一項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百十四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により指定の取消しがあったとき」を削る。

第七十八条の九第七号中「、第百四条及び第百十四条」を「及び第百四条」に改める。

第九十四条第三項第七号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。

第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百十五条までを次のように改める。

第百七条から第百十五条まで　削除

第百十五条の二十九第一項中「、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「、指定介護療養型医療施設」を削り、同条第六項中「、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に、「、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは指定介護老人福祉施設」に改める。

第百十八条第二項第一号中「（指定介護療養型

医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）」を削る。

第二百九条第二号中「、第百十二条第一項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二　第二十二条及び附則第五十二条第三項の規定　平成十九年三月一日

三　第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定　平成十九年四月一日

四　第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定　平成二十年四月一日

五　第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定　平成二十年十月一日

六　第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条及び第百十一条の規定　平成二十四年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　高齢者医療確保法による高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

3　政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条又は第三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四条　厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第八十五条の二第二項の基準、同法第八十六条第二項第一号の定め並びに同法第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

第五条　施行日において現に第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第一項第一号の規定により特定承認保険医療機関の承認を受けている病院又は診療所は、施行日に、健康保険法第六十三条第三項第一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項本文の規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期間は、健康保険法第六十八条第一項の規定にかかわらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第十二項において準用する同法第六十八条第一項の規定により承認の効力を有するとされた期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

第六条　第一条の規定による改正後の健康保険法第百条及び第百三十六条の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であった者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であった者の第一条の規定による改正前の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七条　平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特例退職被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）

の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第二条の規定による改正後の健康保険法第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成十九年四月一日から同年八月三十一日までの標準報酬月額とする。

第八条　平成十九年四月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第九条　第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2　第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

3　第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第十条　第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者及び同条の規定による改正前の健康保険法第百六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第百二条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

3　第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者及び同条の規定による改正前の健康保険法第百六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

第十一条　平成二十年四月一日以降における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法（以下「平成二十年十月改正前健保法」という。）第百六十条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額、健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第四条の規定による改正後の健康保険法第百六十条の二に規定する準備金の積立てに要する費用の予定額」と、「国庫補助」とあるのは「国庫負担、国庫補助」と、「おおむね五年を通じ」とあるのは「平成二十一年三月三十一日までの間」とするほか、同条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第十二条　厚生労働大臣は、第四条の規定による改正後の健康保険法（以下「平成二十年十月改正健保法」という。）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会（以下「協会」という。）の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、協会の成立の時において、平成二十年十月改正健保法第七条の十一第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第十三条　厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を定めなければならない。

3　設立委員は、定款を定め、並びに第四条の規定の施行の日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4　設立委員は、第四条の規定の施行の日までに、平成二十年十月改正健保法第七条の二十二第一項に規定する運営規則を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6　厚生労働大臣は、第三項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7　協会は、前項の告示があったときは、第四条の規定の施行の日に、成立する。この場合において、協会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

第十四条　設立委員又はその職にあった者は、協会の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

2　前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条　設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2　社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3　前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であって第四条の規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、協会の成立の時において、協会の職員として採用される。

4　第一項の規定により提示する労働条件の内容

となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5　協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

第十六条　前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　協会は、協会の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、前条第三項の規定により引き続いて協会の職員として採用された者のうち協会の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであって、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第十七条　附則第十五条第三項の規定により協会の職員として採用された者であって、協会の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、協会の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、協会の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、協会の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第十八条　協会の成立の際現に厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第九十四号に掲げる事務に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。

2　前項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から協会に対し出資されたものとする。

3　前項の資産の価額は、協会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条　前条第一項の規定により協会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第二十条　協会が附則第十八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

第二十一条　第四条の規定の施行の日の前日において平成二十年十月改正前健保法第五条第二項に規定する政府が管掌する健康保険（以下「旧政管健保」という。）の被保険者であった者（同日において、その者が平成二十年十月改正前健保法第三十六条各号又は第三十八条第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）は、第四条の規定の施行の日において、平成二十年十月改正健保法第五条第二項に規定する全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者になるものとする。

第二十二条　第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日前に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出をしていない者が、第四条の規定の施行の日以後その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると協会が認めた場合には、その認めた日。次項において同じ。）までの間に当該申出を協会に行ったときは、その者は退職の日の翌日から同条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

2　第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日の前日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を社会保険庁長官に行った者（当該申出を退職の日から起算して二十日を経過する日までの間に行った者に限る。）は、退職の日の翌日から第四条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

3　第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の任意継続被保険者である者（前二項の規定により任意継続被保険者であった者とされた者を含み、同日において平成二十年十月改正前健保法第三十八条第一号から第三号までのいずれかに該当した者を除く。）は、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。この場合において、その者の旧政管健保の当該任意継続被保険者であった期間は、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者であった期間とみなす。

4　第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の被保険者（任意継続被保険者を除く。）であった者であって、同日にその使用される事業所を退職し、かつ、同日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を社会保険庁長官に行ったものは、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。

第二十三条　第四条の規定の施行の日の前日にお

いて健康保険法第百二十三条第一項に規定する政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の被保険者であった者は、第四条の規定の施行の日において平成二十年十月改正健保法第百二十三条第一項の規定による協会を保険者とする日雇特例被保険者の保険の被保険者になるものとする。

第二十四条　第四条の規定の施行の日前に社会保険庁長官が健康保険法の規定によってした保険給付は、協会が同法の相当する規定によってした保険給付とみなす。

2　第四条の規定の施行の日前に給付事由が生じた健康保険法の規定による保険給付のうち同日においてまだ支給していないものについては、協会によって支給するものとする。

第二十五条　第四条の規定の施行の日前に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前健保法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第百八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものは社会保険庁長官が行うものとする。

第二十六条　協会の成立の際現に係属している平成二十年十月改正健保法第七条の二第二項及び第三項に規定する協会の業務に関する訴訟事件又は非訟事件であって協会が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、協会を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

第二十七条　第四条の規定の施行の際現にその名称中に全国健康保険協会という文字を用いている者については、平成二十年十月改正健保法第七条の八の規定は、第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第二十八条　協会の最初の事業年度は、平成二十年十月改正健保法第七条の二十五の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第二十九条　協会は、成立後一年内に、平成二十年十月改正健保法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）を決定しなければならない。

2　協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの間は、協会が管掌する健康保険の被保険者の保険料については、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率を用いる。

3　協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの間は、平成二十年十月改正健保法第百六十八条第一項第一号イに規定する平均保険料率は、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率とする。

第三十条　協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定については、平成二十年十月改正健保法第百六十条第六項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「当該変更に係る都道府県」とあるのは「各都道府県」と、同条第七項中「前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合」とあるのは「前項の意見を求められた場合」と読み替えるものとする。

第三十一条　平成二十年十月改正健保法第百六十条第三項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から起算して五年間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　第六条又は第七条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療等については、それぞれなお従前の例による。

第三十三条　厚生労働大臣は、第六条の規定による改正後の老人保健法第十七条第二項第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第三十一条の二の二第二項及び第四項の基準並びに同法第三十一条の三第二項第一号及び第三項の基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

2　厚生労働大臣は、高齢者医療確保法第六十四条第二項第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に関するものを除く。）、高齢者医療確保法第七十一条第一項の基準、高齢者医療確保法第七十四条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十五条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十六条第二項第一号及び第三項の基準並びに高齢者医療確保法第七十八条第四項及び第七十九条第一項の基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、第七条の規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

第三十四条　厚生労働大臣及び都道府県知事は、高齢者医療確保法第八条第一項の医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第九条第一項の都道府県医療費適正化計画の作成のため、第七条の規定の施行の日前においても、関係行政機関の長又は関係市町村（特別区を含む。以下同じ。）との協議その他の必要な準備行為をすることができる。

2　厚生労働大臣及び保険者は、高齢者医療確保法第十八条第一項の特定健康診査等基本指針及び高齢者医療確保法第十九条第一項の特定健康診査等実施計画の作成のため、第七条の規定の施行の日前においても、関係行政機関の長との協議その他の必要な準備行為をすることができる。

第三十五条　都道府県及び市町村は、第七条の規定の施行の日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第三十六条　この法律の公布の日に現に存する市町村（この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。）は、高齢者医療確保法の

施行の準備のため、平成十八年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

2　平成十八年度の末日までに前項の広域連合に加入していない現存市町村以外の市町村は、同日後速やかに同項の広域連合に加入するものとする。

第三十七条　第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の老人保健法（以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第二十五条の二の規定による市町村長に対する届出（高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。）は、高齢者医療確保法第五十四条第一項の規定によりされた後期高齢者医療広域連合に対する届出とみなす。

2　第七条の規定の施行の際現に受けている平成二十年四月改正前老健法第二十五条第一項第二号の規定による市町村長の認定（高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。）は、高齢者医療確保法第五十条第二号の規定により後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなす。

第三十八条　第七条の規定の施行の日前に平成二十年四月改正前老健法の規定により行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用については、平成二十年四月改正前老健法第四章（第五十一条及び第五十二条を除く。）、第五章及び第六章（第七十九条第一項及び第二項を除く。）の規定（これらの規定に基づく命令を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条　市町村は、第七条の規定の施行後三年間は、附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　第十一条又は第十三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四十一条　第十三条の規定の施行の日前に同条による改正前の国民健康保険法の規定により、同法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等（現に第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成二十年四月改正国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等である者を除く。）について行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に要する費用の負担及びこれらの事務の執行に要する費用については、これらの者を平成二十年四月改正国保法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなして、同条から平成二十年四月改正国保法附則第二十一条までの規定を適用する。

第四十二条　平成十八年度及び平成十九年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について、平成二十年四月改正国保法第七十条第三項の規定により平成二十年度及び平成二十一年度における基準超過費用額を算定する場合においては、同項の規定にかかわらず、第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項の規定の例により算定する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　第十五条の規定による改正後の地方税法の規定は、平成十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第四十四条　次項に定めるものを除き、第十六条の規定による改正後の地方税法（次項及び次条において「新地方税法」という。）の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2　新地方税法第七百十八条の八の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

第四十五条　市町村は、平成十九年十月一日において、平成十九年度分の国民健康保険税の納税義務者が新地方税法第七百六条第二項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成二十年四月一日までの間において、年齢六十五歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において「特別徴収対象被保険者」という。）について、平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間において新地方税法第七百十八条の二第二項に規定する特別徴収対象年金給付（次項において「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収することができる。

2　前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成十九年度分の国民健康保険税額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成二十年度における支払の回数で除して得た額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

3　新地方税法第七百十八条の二から第七百十八条の五まで及び第七百十八条の九の規定（新地方税法第七百十八条の三第二項の規定を除く。）は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
新地方税法第七百十八条の三第一項	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	平成二十年一月三十一日
	当該年の九月三十日	同年三月三十一日
新地方税法第七百十八条の四	当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日まで	平成二十年四月一日から同年九月三十日まで

4　平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間において、第一項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象被保険者について、平成二十年度分の国民健康保険税について新地方税法第七百六条第二項の規定の適用がある場合における新地方税法第七百十八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用については、新地方税法第七百十八条の三第二項中「という。）」とあるのは、「という。）から、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）附則第四十五条第一項の規定により平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

5　平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、新地方税法第七百六条第二項の規定により前項の規定により読み替えて適用される新地方税法第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における平成二十一年度分の国民健康保険税についての新地方税法第七百十八条の七第一項の規定の適用については、同項中「第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

6　第一項の規定による特別徴収が行われる場合における新地方税法第十四条の九第二項第六号、第七百五条第一項、第七百十八条第一項及び第七百二十四条第二項の規定の適用については、新地方税法第十四条の九第二項第六号中「並びに第七百十八条の八第一項」とあるのは「、第七百十八条の八第一項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号。以下「健康保険法等改正法」という。）附則第四十五条第一項」と、「又は第七百十八条の八第三項」とあるのは「、第七百十八条の八第三項又は健康保険法等改正法附則第四十五条第三項」と、新地方税法第七百五条第一項及び第七百十八条第一項中「並びに第七百十八条の八第一項」とあるのは「、第七百十八条の八第三項又は健康保険法等改正法附則第四十五条第一項」と、新地方税法第七百二十四条第二項中「又は第七百十八条の八第三項」とあるのは「、第七百十八条の八第三項又は健康保険法等改正法附則第四十五条第三項」とする。

7　前各項に定めるもののほか、新地方税法第七百十八条の二第一項に規定する年金保険者の市町村に対する国民健康保険税額の通知その他国民健康保険税の特別徴収の準備に関し必要な事項は、政令で定める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　第十七条又は第十九条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四十七条　第十七条の規定による改正後の船員保険法第五十条ノ九及び第五十条ノ十の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者の第十七条による改正前の船員保険法の葬祭料及び家族葬祭料の支給については、なお従前の例による。

第四十八条　平成十九年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十八条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成十九年四月改正船保法」という。）第四条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同年四月からその標準報酬月額を改定する。

第四十九条　平成十九年四月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第五十条　第十八条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（平成十九年四月改正船保法第三十条第三項の規定に該当する者に限る。）についての傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

2　第十八条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（平成十九年四月改正船保法第三十条第三項の規定に該当する者を除く。）についての第十八条の規定の施行の日前までの傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第五十一条　第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に同条の規定による改正前の船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者（以下この条において「疾病任意継続被保険者」という。）であった者を除く。次項において同じ。）に係る第十八条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2　第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に疾病任意継続被保険

者となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、平成十九年四月改正船保法第十九条ノ三第四項の規定にかかわらず、平成十九年四月改正船保法第三十二条第二項の規定を適用する。

3　第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に疾病任意継続被保険者であった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　第二十二条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命されることとなる同法第三条第一項第三号の委員に係る同条第五項に規定する委員の任命のために必要な行為については、第二十二条の規定の施行の日前においても行うことができる。

2　社会保険医療協議会法第三条第六項及び第七項の規定は、前項の委員の任命について準用する。

3　第二十二条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命される同法第三条第一項第三号の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する者の任期は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　第二十六条の規定の施行の日前に行われた同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十四条　健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第五十五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「一部負担金」の下に「（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第二項中「規定する保険医療機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「掲げる保険医療機関」に改め、同条第三項中「若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第五十一条第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四　健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

第五十五条の三の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

第五十五条の三第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「規定する金額」を「掲げる金額」に、「、当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十五条の三第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第五十四条第三項」の下に「及び第五十五条の三第三項から第六項まで」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第四項」を「前項において準用する第五十五条の三第四項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の二第一項中「組合員」の下に「（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「前条第一項各号」を「第五十五条第一項各号」に改め、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同条第六項中「前条第一項各号」を「第五十五条第一項各号」に改め、同条を第五十五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第五十五条の四　特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第

一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3　第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第五十五条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第四項中「規定する一部負担金」の下に「（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第五項中「第二項に規定する一部負担金」の下に「（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（一部負担金の額の特例）

第五十五条の二　組合は、災害その他の財務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

三　当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3　前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第五十六条第一項中「、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「当該療養（食事療養」の下に「及び生活療養」を、「現に療養（食事療養」の下に「又は生活療養」を、「当該食事療養」の下に「又は生活療養」を、「現に食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第四項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条の二第二項中「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加える。

第五十六条の三第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十七条の三を第五十七条の四とする。

第五十七条の二第二項中「前条第二項第一号イ」を「第五十七条第二項第一号イ」に改め、「得た金額」の下に「（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）」を加え、同条を第五十七条の三とする。

第五十七条第一項中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「、当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号イ中「ロからニまでに掲げる場合以外の」を「被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十七条第三項中「療養（」の下に「評価療養及び」を加え、「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から」を「保険医療機関等から評価療養又は」に、「第五十五条の三第二項」を「第五十五条の五第二項」に、「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「算定の」を「算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の」に改め、同条第五項中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第七項中「、第五十五条の二第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（家族療養費の額の特例）

第五十七条の二　組合は、第五十五条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2　組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合

員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

第五十八条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。

第五十九条第一項、第二項及び第三項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「若しくは移送費」を「、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費」に改め、同条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十条の二第一項中「一部負担金」の下に「（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第六十一条第一項中「標準報酬の月額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。

第六十三条第一項中「標準報酬の月額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「埋葬料」の下に「及び家族埋葬料」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第六十五条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第八十七条の五第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百十七条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

附則第十二条第九項中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。

第五十六条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項ただし書」を削る。

第六十六条第一項中「組合員」の下に「（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）」を加え、「百分の六十五」を「三分の二」に改め、「金額」の下に「（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を加える。

第六十七条第一項中「百分の六十五」を「三分の二」に改め、「金額」の下に「（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の二第一項中「（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）」を削り、「を含み、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く」を「を含む」に改める。

第六十八条の三第一項中「（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第百十五条第二項中「については」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第六条の二第二項中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」を「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」に改める。

第五十七条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十八条」を「第百二十七条の二」に改める。

第二条第一項第二号中「掲げる者で」を「掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で」に改め、「として組合員」の下に「（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第三条第三項中「第五十一条各号」を「第五十一条第一項各号」に、「短期給付及び」を「短期給付」に改め、「長期給付」の下に「及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業」を加え、同条第四項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）に、「及び」を「並びに」に改め、同条第五項中「第九十八条第一項各号」の下に「第一号の二を除く。）」を加え、「（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）」を削る。

第六条第一項第七号中「福祉事業」の下に「（第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。第五章を除き、以下同じ。）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（秘密保持義務）

第十三条の二　組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業（短期給付

に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十六条中「第十一条から第十七条まで」を「第十一条から第十三条まで、第十四条から第十七条まで」に改める。

第五十一条の見出しを「（短期給付の種類等）」に改め、同条第二号の二中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2　短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には、適用しない。

3　短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4　第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

第五十二条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十四条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第五十五条第二項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第五十七条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の四までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同号ロ中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第五十九条第一項中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費」及び「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第三項第一号中「給付若しくは」を「給付又は」に、「次項前段」を「次項」に、「同項前段」を「同項」に改め、「、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき」を削り、同項第二号中「又は国民健康保険の被保険者」を「、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十条の二第一項中「した金額」の下に「（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第六十条の三　一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十七条の五第一項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第九十八条第一項第一号中「事業」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第九十九条の二において「特定健康診査等」という。）

第九十九条第一項中「老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに」に改め、同項第一号中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第九十九条の二　国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第百条第三項中「前条第二項第二号」を「第九十九条第二項第二号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第九十九条第一項第三号」に改める。

第百二十条中「及び第六十条の二」を「、第六十条の二及び第六十条の三」に、「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に改める。

第百二十一条中「第五十一条第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改める。

第百二十六条の五第一項中「であつた者」の下に「（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）」を加え、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、「第四号」の下に「又は第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六　後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第百二十八条の前の見出しを削り、第九章中同条の前に次の一条を加える。

第百二十七条の二　第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の二　当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護納付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

附則第十二条第一項中「国民健康保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法」に改め、同条第九項中「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第十三条の規定による改正前の」に改める。

附則第二十条の二中「及び国民年金法」を「並びに国民年金法」に、「及び」を「並びに」に、「及び基礎年金拠出金」を「並びに基礎年金拠出金及び」を「、基礎年金拠出金並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第二十条の二の二　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。）とあるのは「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）と、第九十九条第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第五十八条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項を削る。

第五十五条の三第七項を削る。

第五十五条の四第三項及び第五十五条の五第三項中「第五十四条第三項及び」を削る。

第五十七条第七項中「第五十四条第三項、」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　附則第五十五条又は第五十七条の規定の施行の日前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十条　附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第六十一条　附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十三条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第六十二条　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

2　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第六十三条　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。）に係る附則第五十六条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第六十四条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「一部負担金」の下に「（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第二項中「規定する保険医療機関若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「掲げる保険医療機関」に改め、同条第三項中「若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第五十三条第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十五条の二中「第五十七条の二、第五十七条の三」を「第五十七条の三から第五十七条の五まで」に改め、「第五十八条の三第一項」の下に「、第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、第五十九条の四第一項」を加え、「第六十五条第一項若しくは第二項」を「第六十五条」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、「移送費」の下に「、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」を、「埋葬料」の下に「、家族埋葬料」を加える。

第五十六条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四　健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

第五十七条の三の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

第五十七条の三第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「、当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十七条の三第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第五十六条第三項」の下に「及び第五十七条の三第三項から第六項まで」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第四項」を「前項において準用する第五十七条の三第四項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の二第一項中「組合員」の下に「（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「前条第一項各号」を「第五十七条第一項各号」に改め、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第五十七条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第二号」を「第五十七条第一項第二号」に改め、同条第六項中「前条第一項各号」を「第五十七条第一項各号」に改め、同条を第五十七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第五十七条の四　特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3　第五十六条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第五十七条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第四項中「規定する一部負担金」の下に「（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一

部負担金）」を加え、同条第五項中「第二項に規定する一部負担金」の下に「（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（一部負担金の額の特例）

第五十七条の二　組合は、災害その他の総務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

三　当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3　前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第五十八条第一項中「、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「（食事療養」の下に「及び生活療養」を、「当該食事療養」及び「現に食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第四項中「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費」に改める。

第五十八条の二第二項中「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加える。

第五十八条の三第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十九条の三を第五十九条の四とする。

第五十九条の二第二項中「前条第二項第一号イ」を「第五十九条第二項第一号イ」に改め、「得た金額」の下に「（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）」を加え、同条を第五十九条の三とする。

第五十九条第一項中「第五十九条の三」を「第五十九条の四」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「、当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号イ中「ロからニまでに掲げる場合以外の」を「被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十九条第三項中「療養（」の下に「評価療養及び」を加え、「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から」を「保険医療機関等から評価療養又は」に、「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の五第二項」に、「、第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に、「算定の」を「算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の」に改め、同条第五項中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第七項中「、第五十七条の二第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（家族療養費の額の特例）

第五十九条の二　組合は、第五十七条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2　組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

第六十条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。

第六十一条第一項、第二項及び第三項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十二条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十二条の二第一項中「一部負担金」の下に「（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第六十三条第一項中「給料の一月分に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項本文の規定に

よる出産費の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。

第六十五条第一項中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。

第六十七条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第九十六条第一項及び第百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第百四十四条の二十八第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。

附則第十八条第七項中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。

第六十五条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項ただし書」を削る。

第六十八条第一項中「組合員」の下に「（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）」を加え、「百分の八十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改める。

第六十九条第一項中「百分の八十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十条の二第一項中「（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第七十条の三第一項中「（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第百四十四条の二十六第二項中「については」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第三十三条を次のように改める。

（短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例）

第三十三条　健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が六十二万円を超える間における短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額及び掛金の標準となる期末手当等の額についての第百十四条第四項の規定の適用については、同項中「六十二万円」とあるのは「健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額」と、「その月に受けた期末手当等の額が百五十万円」とあるのは「その年度に受けた期末手当等の額の累計額が政令で定める額」と、「期末手当等の額が百五十万円である」とあるのは「当該月に受けた期末手当等の額が当該累計額から当該政令で定める額を控除して得た額を当該期末手当等の額から控除して得た額（当該額が零を下回るときは、零）である」とする。

第六十六条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第百十二条」の下に「・第百十二条の二」を加え、「第百四十七条」を「第百四十六条の二」に改める。

第二条第一項第二号中「掲げる者」の下に「（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）」を、「として組合員」の下に「（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

（秘密保持義務）

第十九条の二　組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、組合の事業（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十八条の二第三項中「第百三十八条第四項」の下に「、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百三十八条第二項」を「介護保険法第百三十八条第二項」に改め、「第百四十一条第二項」の下に「、国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百十条」を加え、「並びに同法」を「並びに介護保険法」に改め、「第百四十条第三項」の下に「、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第百十条」を加える。

第四十二条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十四条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

第五十三条の見出しを「（短期給付の種類等）」に改め、同条第二号の二中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2　短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には、適用しない。

3　短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4　第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

第五十四条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十六条第一項中「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十八条の三までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第五十七条第二項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第五十九条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十九条の四までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同号ロ中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第六十一条第一項中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費」及び「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第二項中「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第三項第一号中「療養の給付若しくは」を「療養の給付又は」に、「次項前段」を「次項」に、「同項前段」を「同項」に改め、「、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき」を削り、同項第二号中「又は国民健康保険の被保険者」を「、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十二条の二第一項中「した金額」の下に「（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第六十二条の三　一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第九十六条第一項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第百十二条第一項第一号中「事業」の下に「（次条に規定するものを除く。）」を加える。

第五章中第百十二条の次に次の一条を加える。

第百十二条の二　組合は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十四条の規定による特定保健指導（第百十三条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとする。

第百十三条第一項中「老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）に、「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第百十三条の二　国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第百三十六条中「及び第六十二条の二」を「、第六十二条の二及び第六十二条の三」に、「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に改める。

第百三十七条中「第五十三条第三号」を「第五十三条第一項第三号」に改める。

第百四十四条の二第一項中「であつた者」の下に「（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）」を加え、同条第二項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、「第四号」の下に「又は第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六　後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第百四十七条の前の見出しを削り、第十章中同条の前に次の一条を加える。

第百四十六条の二　第十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第十四条の三第一項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

附則第十八条第一項中「あつた者で」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第十三条の規定による改正前の」を加え、同条第五項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条第七項中

「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第十三条の規定による改正前の」に改める。

附則第四十条の三の次に次の二条を加える。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における費用の負担の特例）

第四十条の三の二　当分の間、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第百十三条第一項、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百十三条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」と、第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金」と、附則第十四条の三第一項中「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における費用の負担の特例）

第四十条の三の三　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第百十三条第一項、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百十三条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」と、第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金」と、附則第十四条の三第一項中「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　附則第六十四条又は第六十六条の規定の施行の日前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十九条　附則第六十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十三条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第六十四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第七十条　附則第六十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十五条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第六十四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七十一条　附則第六十五条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2　附則第六十五条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十八条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3　附則第六十五条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第七十二条　附則第六十五条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十九条第一項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

2　附則第六十五条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十九条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

3　附則第六十五条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十九条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第七十三条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第二十五条の表第四十七条第二項の項を次のように改める。

第四十七条第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関
	又は健康保険法	若しくは健康保険法
	その保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の医師

第二十五条の表第五十三条第一項の項の次に次のように加える。

第五十四条第二項第一号及び第二号	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者

第二十五条の表第五十五条第三項の項の次に次のように加える。

第五十五条の二第一項	財務省令	文部科学省令
第五十五条の三第一項及び第五十五条の四第一項	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者

第六十六条第一項	第六十八条の三	第六十八条
	三分の二	百分の八十

第二十五条の表第六十七条第一項の項中「百分の六十五」を「三分の二」に改め、同表第六十七条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

附則第二十六項中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」を「当該標準賞与の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準賞与の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与の額は零とする」に改める。

第七十五条　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

目次中「七十歳以上」を「高齢」に、「第三十九条・第四十条」を「第三十八条の二―第四十条」に、「第五十条・第五十一条」を「第五十条―第五十二条」に改める。

第二十条第一項第三号中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項及び附則第十二条第六項の項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第二十六条第一項第一号中「加入者」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者」に改める。

第三十五条第三項中「事務」の下に「及び特定健康診査等の実施」を加える。

第八章の章名を次のように改める。

第八章　高齢の教職員等に係る特例

第八章中第三十九条の前に次の二条を加える。

（短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十八条の二　この法律の短期給付に関する規定は、教職員等のうち、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という。）に該当するものには、適用しない。

2　この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規定によりその適用を受けないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

3　第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなす。

（掛金率の特例）

第三十八条の三　前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

（秘密保持義務）

第四十七条の四　事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務（事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。）に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

本則に次の一条を加える。

第五十二条　第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第三十三項を附則第三十五項とし、附則第三十二項中「附則第三十四項」を「附則第三十三項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十一項を附則第三十三項とし、附則第三十項の次に次の二項を加える。

（国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）

31　当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」とする。

32　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とある。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第七十六条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による拠出金」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十三条第一項第二号中「老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

第十三条の二　当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。

2　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附則第十四条中「及び国民年金法」を「並びに国民年金法」に、「及び厚生年金保険法（」を「並びに厚生年金保険法（」に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第七十七条　防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第七十八条　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「入院時食事療養費」の下に、「入院時生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」を、「高額療養費若しくは高額介護合算療養費」に改め、同条第二項中「高額療養費」の下に「又は高額介護合算療養費」を加える。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第七十九条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第十条第二項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ」に改める。

第十九条第二項中「老人福祉」を「高齢者ノ福祉」に、「老後」を「高齢期」に、「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第一号中「老人保健法第六十四条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第三項」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同項第二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同項第三号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法

律」に、「拠出金ノ一部ニ充ツル為及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ一部ニ充ツル為並ニ」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金ヲ納付スル間第一条中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金ト第三条及第十条第二項中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」トス

第二十六条　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、第三条、第十条第二項並ニ第十九条第二項第二号及第三号中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

第八十条　厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ経理ヲ明確ニスル為、」に、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十五条ノ規定ニ依ル保険料（任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク）」に、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ」を「健康保険法ノ」に改め、「、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金」を削り、「同事業経営上ノ保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子」を「全国健康保険協会ヘノ交付金」に、「並ニ同事業」を「及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」及び「及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金」を削る。

第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」を削り、「健康保険事業及厚生年金保険事業」を「此等ノ業務及事業」に、「此等ノ事業」を「此等ノ業務及事業」に改め、「、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条　健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第九条第一項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削り、「又ハ」の下に「健康勘定及」を加え、同条第二項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十一条を削り、第十一条ノ二を第十一条とする。

第十三条第一項中「事業運営安定資金及」を削る。

第十八条ノ六を削り、第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、第十八条ノ七を次のように改める。

第十八条ノ七　削除

第十八条ノ八第一項中「昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ」を削り、「乃至第八項」を「及第三項」に改め、同条第三項及び第五項から第八項までを削り、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「（昭和五十七年法律第八十号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十一条　附則第七十九条の規定による改正後の厚生保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第八十二条　附則第八十条の規定による改正後の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定の適用については、同法第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料」とあるのは「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル社会保険庁長官ガ徴収スル保険料」と、「同事業経営上ノ保険給付費」とあるのは「健康保険事業経営上ノ保険給付費、全国健康保険協会ヘノ交付金」と、「同事業ノ」とあるのは「同事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ」とし、同法第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」とあるのは「健康保険事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」と、「健康保険事業及厚生年金保険事業」及び「此等ノ事業」とあるのは「此等ノ事業及業務」とする。

（児童福祉法の一部改正）

第八十三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十第二項第一号中「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第一号」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第六十三条の三の二第三項中「読替え」の下に

「その他これらの規定の適用に関し必要な事項」を加える。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第八十四条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第六条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第十九条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「並びに第二十四条及び第二十五条」を削り、同条を附則第一条とする。

第二十条から第二十六条までを削り、第二十七条を附則第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間、第一条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による拠出金」と、第三条及び第六条中「後期高齢者支援金等、国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第一条、第三条及び第六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（船員保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条　前条の規定による改正後の船員保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第八十六条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「診療報酬請求書の審査に関して」を「職務上」に改め、「医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の」を削り、「秘密を」の下に「故なく」を加える。

第三十三条中「審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたとき」を「第二十条の規定に違反して秘密を漏らした者」に改める。

第八十七条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険組合」の下に「、後期高齢者医療広域連合」を、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」を加える。

第十五条第二項中「、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」を「又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項」及び「若しくは老人訪問看護療養費」を削る。

第八十八条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第一条中「政府」の下に「、全国健康保険協会」を加える。

（船員職業安定法の一部改正）

第八十九条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第五項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第九十条　船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三条第二項第二号」を「及び第五十三条第二項第二号」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第九十一条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第四項中「、同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十六項に規定する介護療養施設サービス」を「及び同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス」に改める。

第三十一条第四項中「、介護老人保健施設（同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護療養型医療施設（同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）」を「又は介護老人保健施設（同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」に改め、「若しくは介護療養型医療施設」を削る。

第三十四条の二第二項中「、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改める。

第五十四条の二第一項中「、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に、「、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第九十二条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「健康保険組合、」を「全国健康保険協会、健康保険組合、」に改める。

第九条第一項中「又は国民年金基金」を「、国民年金基金又は健康保険法の規定により健康保険の事務を行う社会保険庁長官」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第九十三条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「健康保持及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条の二中「前条第一項に規定する老人保健法に基づく措置及び同条第二項」を「前条」に改める。

第二十条の八第六項中「老人保健法第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画及び」を削る。

第二十条の九第四項中「老人保健法第四十六

条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画及び」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十号の二中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改め、同号を同条第十号の三とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十八条の二　この法律の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第三十一条第三項中「国民健康保険の被保険者」の下に「、後期高齢者医療の被保険者」を加える。

附則第七条中「第七条第十号の二」を「第七条第十号の三」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第九十五条　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第五十九条第五項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「第六十条第一項第一号、第三号及び第五号」に改め、同条第六項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第九十六条　船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三条第二項第二号」を「及び第五十三条第二項第二号」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正）

第九十七条　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業」を削る。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第九十八条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「社会保険各法による」を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による」に、「社会保険各法の」を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の」に改め、同条第五項中「社会保険各法の規定による」を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による」に、「社会保険各法の規定により」を「社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により」に、「社会保険各法の規定にかかわらず」を「社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定にかかわらず」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第九十九条　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の三第一項」に改め、同条第六項中「第五十一条の二第三項」を「第五十一条の三第三項」に改め、同条第七項中「第五十一条の二第六項」を「第五十一条の三第六項」に改める。

（健康増進法の一部改正）

第百条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の四」に改める。

第六条第十号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「市町村」を「政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

第八条に次の一項を加える。

4　国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

第十七条に次の一項を加える。

2　市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

第十八条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章中第十九条の次に次の三条を加える。

（市町村による健康増進事業の実施）

第十九条の二　市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

（都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施）

第十九条の三　都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（報告の徴収）

第十九条の四　厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

第二十八条を次のように改める。

（特別用途表示の許可の取消し）

第二十八条　厚生労働大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一　第二十六条第五項の規定に違反したとき。

二　当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。

三　当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至ったとき。

第二十九条第二項中「第五項まで」の下に「及び前条」を加え、「、前条の規定は同項の承認を受けて特別用途表示をする者について」を削り、「前条中「同条第五項」」を「前条第一号中「第二十六条第五項」」に改める。

第百一条　健康増進法の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同条第十号中「政府、健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第百二条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費」に改め、同条第七項中「（同法第八十六条第十二項において準用する場合を含む。）」及び「又は同法第八十六条第一項第一号の承認」を削る。

第百三条　構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付」に改める。

第百四条　構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「政府」の下に「、全国健康保険協会」を加える。

（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五条　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中「額」の下に「から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第十条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年改正後国保法」という。）附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額」を加え、同条第四項中「得た額」の下に「から、平成十八年改正後国保法附則第十九項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額として予算で定める額」を加え、同項第六号中「繰入金」の下に「及び平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額」を加える。

附則第五条第四項第一号中「掲げる額」の下に「から平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額」を加える。

第百六条　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項各号列記以外の部分中「新国保法第七十条第一項」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第十一条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年十月改正後国保法」という。）第七十条第一項」に改め、同項第一号中「新国保法」を「平成十八年十月改正後国保法」に改め、「（平成十八年法律第　　号）」を削り、同条第三項中「新国保法」を「平成十八年十月改正後国保法」に改める。

附則第五条第一項、第三項及び第四項第一号中「新国保法」を「平成十八年十月改正後国保法」に改める。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正）

第百七条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（政府が管掌する」を「（政府が管掌していた」に、「供する」を「供していた」に、「及び政府」を「及び全国健康保険協会」に改める。

第十四条第三号中「供する」を「供していた」に改める。

第十五条第三項中「借入金及」とあるのは「」を「拠出金及」とあるのは「拠出金、」に改め、「、借入金」を削る。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正に伴う経過措置）

第百八条　前条の規定による改正後の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第十五条第三項の規定は、平成二十一年度の予算から適用する。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百九条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（障害者自立支援法の一部改正）

第百十条　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「次に掲げる額の合算額」を「第一号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）」に改め、同項第一号中「（健康保険法第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）」を「及び生活療養」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第百十一条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者

に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第百十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同項第四号中「若しくは特定療養費」を「、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百十三条　前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第百十四条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による保険料

第百十五条　所得税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会	健康保険法

（法人税法の一部改正）

第百十六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会	健康保険法

（印紙税法の一部改正）

第百十七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第六十四条第一項各号（基金の業務）に掲げる業務」を「第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務」に、「第八十一条の十第一項各号（基金の業務）」を「附則第十七条各号（支払基金の業務）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第百十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十五の項を次のように改める。

十五　全国健康保険協会	健康保険法	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第百十九条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号イ及びロ中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百二十条　消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ロ中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「基づく医療」を「基づく療養の給付」に、「又は医療費」を「、療養費又は特別療養費」に、「老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護」を「訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護」に改める。

第百二十一条　消費税法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会	健康保険法

（地方自治法の一部改正）

第百二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の項第一号中「第五項」の下に「（第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二の二第一項」を加え、「及び第四項」を削り、同項第二号中「第五項（」の下に「これらの規定を」を加え、「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を「、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

第百二十三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の項を次のように改める。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	第四十四条第四項（第百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用す

る場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	

（地方財政法の一部改正）

第百二十四条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」に改める。

第百二十五条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第十六号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百二十六条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第十二号を次のように改める。

十二　後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費

第十条第十六号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金及び」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに」に改め、「介護納付金の納付」の下に「並びに特定健康診査及び特定保健指導」を加える。

第十一条の二中「第十条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては、介護保険の」を「第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の」に改め、「係るもの」の下に「並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」を加える。

第三十七条中「係るもの」とあるのは、「係るもの」を「減額に係るもの」とあるのは、「減額に係るもの」に、「並びに高額医療費共同事業」を「、高額医療費共同事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病床転換助成事業に要する経費に係る特例）

第三十八条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条に規定する政令で定める日までの間における第十条第十六号の規定の適用については、同号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第百二十七条　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。

第百二十八条　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二　後期高齢者医療制度に関すること。

第十四条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第十八条第一項中「第九十一号（第二十九条第三項に定める事務に係る部分を除く。）」を「第九十一号」に、「第百号」を「第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第百号」に改める。

第二十九条第三項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護」に、「老人保健関係業務、退職者医療関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改める。

附則に次の一項を加える。

4　第二十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「高齢者医療制度関係業務」とあるのは、「高齢者医療制度関係業務、退職者医療関係業務」とする。

第百二十九条　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第九十四号（一）の下に「全国健康保険協会及び」を加える。

第二十七条中「社会保険庁は」の下に「、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分」を加え、「健康保険事業、」を削る。

第二十八条中「同項第九十四号」の下に「（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

第百三十条　次に掲げる法律の規定中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十条の二

二　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十七条第一項

三　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第三十号

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十九条

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定によってしたものとみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、保険給付の内容及び範囲の見直し、医療費適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度の創設等の措置を総合的に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進を図るとともに、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　医療費適正化の推進

㈠　厚生労働大臣は、医療費の適正化を推進するため、医療費適正化基本方針を定めるとともに、全国医療費適正化計画を定めるものとすること。

㈡　都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、都道府県医療費適正化計画を定めるものとすること。

㈢　厚生労働大臣及び都道府県は、それぞれの計画目標の達成状況及び施策の実施状況に関する評価を行うものとすること。

㈣　医療保険者は、四十歳以上の加入者に対し、健康診査を行うとともに、保健指導を行うこと。

㈤　現役世代並みの所得のある高齢者の患者負担の引上げ、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直し等を行うこと。

2　新たな高齢者医療制度の創設

㈠　七十五歳以上の後期高齢者を対象とする新たな医療制度を創設し、後期高齢者の保険料、医療保険制度を通じた現役世代からの支援及び公費を財源に、都道府県単位の市町村広域連合が運営するものとすること。

㈡　六十五歳から七十四歳までの前期高齢者の医療費等について、前期高齢者の加入割合の不均衡を調整するため、各医療保険の加入者数に応じた調整を行うものとすること。

3　保険者の再編・統合

㈠　国民健康保険において、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化等を図るための共同事業等の拡充を行うこと。

㈡　政府管掌健康保険の保険者を新たに設立する全国健康保険協会とするとともに、都道府県ごとの医療費を反映した保険料率を設定すること。

4　介護保険において、介護療養型医療施設の廃止等を行うこと。

5　中央社会保険医療協議会について、委員構成を見直すとともに、団体推薦規定の廃止等を行うこと。

6　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十八年十月一日から施行すること。なお、医療費適正化計画、新たな高齢者医療制度の創設等については平成二十年四月一日から、全国健康保険協会の設立は平成二十年十月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進を図るとともに、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴い、医療保険制度に係る平成十八年度一般会計予算の支出は、約三百五十億円減少する見込みである。また、平成二十年度の支出は、約三千三百億円減少する見込みである。

右報告する。

平成十八年五月十七日

厚生労働委員長　岸田　文雄

衆議院議長　河野　洋平殿

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律

（医療法の一部改正）

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第五号中「病院」の下に「又は診療所」を加え、同条第三項中「療養病床を」を「病床を」に改め、「療養病床の」を削り、「病床数」の下に「、病床の種別」を加える。

第七条の二第一項中「における病院」の下に「又は診療所」を加え、「（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、診療所の療養病床を含む。）」を削り、同条第二項中「療養病床の設置」を「病床の設置」に、「療養病床の病床数」を「病床数」に改め、同条第六項中「療養病床を」を「病床を」に改め、「療養病床の」を削り、「増加しようと」を「増加させ、若しくは病床の種別を変更しようと」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない。

第三十条の三第二項第一号中「除き、診療所の療養病床を含む。）」を「除く。）及び診療所の病床」に改める。

第三十条の七中「療養病床の設置」を「病床の設置」に、「療養病床の病床数」を「病床数」に改める。

第二条　医療法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第六条）

第二章　医療に関する選択の支援等

第一節　医療に関する情報の提供等（第六条の二―第六条の四）

第二節　医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告（第六条の五―第六条の八）

第三章　医療の安全の確保（第六条の九―第六条の十二）

第四章　病院、診療所及び助産所

第一節　開設等（第七条―第九条）

第二節　管理（第十条―第二十三条）

第三節　監督（第二十三条の二―第三十条）

第四節　雑則（第三十条の二）

第五章　医療提供体制の確保

第一節　基本方針（第三十条の三）

第二節　医療計画（第三十条の四―第三十条の十一）

第三節　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十二・第三十条の十三）

第四節　公的医療機関（第三十一条―第三十八条）

第六章　医療法人

第一節　通則（第三十九条―第四十三条）

第二節　設立（第四十四条―第四十六条）

第三節　管理（第四十六条の二―第五十四条）

第四節　社会医療法人債（第五十四条の二―第五十四条の八）

第五節　解散及び合併（第五十五条―第六十二条）

第六節　監督（第六十三条―第七十一条）

第七章　雑則（第七十一条の二―第七十一条の六）

第八章　罰則（第七十一条の七―第七十七条）

附則

第一条中「この法律は」の下に「、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項」を、「整備」の下に「並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携」を加え、「医療を提供する体制」を「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制」に改める。

第一条の二第二項中「保持」を「保持増進」に改め、「基礎として」の下に「、医療を受ける者の意向を十分に尊重し」を、「介護老人保健施設」の下に「、調剤を実施する薬局」を、「機能」の下に「（以下「医療機能」という。）」を、「効率的に」の下に「、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ」を加える。

第一条の四第三項中「連係」を「連携」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

第四条第一項中「第四十二条第二項に規定する特別医療法人」を「第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人」に改める。

第五条第一項中「第八条、第九条及び第六十九条又は第七十一条」を「第六条の五又は第六条の七、第八条及び第九条」に改める。

第六章中第七十二条の前に次の九条を加える。

第七十一条の七　社会医療法人の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会医療法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の八　社会医療法人の代表社会医療法人債権者（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十六条第一項の規定により選任された代表社会医療法人債権者をいう。第七十一条の十一第一項及び第七十五条の二において同じ。）又は決議執行者（第五十四条の七において準用する同法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。第七十一条の十一第一項及び第七十五条の二において同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社会医療法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年

以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の九　前二条の罪の未遂は、罰する。

第七十一条の十　社会医療法人の役員又は社会医療法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、社会医療法人債を引き受ける者の募集をするに当たり、社会医療法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　社会医療法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第七十一条の十一　社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決議執行者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2　前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十一条の十二　次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一　社会医療法人債権者集会における発言又は議決権の行使

二　社会医療法人債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社会医療法人債を有する社会医療法人債権者の権利の行使

2　前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第七十一条の十三　第七十一条の十一第一項又は前条第一項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十一条の十四　第七十一条の七から第七十一条の九まで、第七十一条の十一第一項及び第七十一条の十二第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2　第七十一条の十一第二項及び第七十一条の十二第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第七十一条の十五　第七十一条の八、第七十一条の十又は第七十一条の十一第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第七十一条の九の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

第七十二条に次の一項を加える。

3　第六条の十一第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条第一号を次のように改める。

一　第六条の五第三項、第六条の六第四項、第六条の七第二項又は第七条第一項の規定に違反した者

第七十三条第三号中「第二十三条の二」を「第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二」に改める。

第七十四条第二号中「第五条第二項」の下に「、第六条の八第一項」を加え、「同条第一項」を「第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十五条の二　社会医療法人の役員、社会医療法人債原簿管理人（第五十四条の七において準用する会社法第六百八十三条に規定する者をいう。）、社会医療法人債管理者、事務を承継する社会医療法人債管理者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理者の事務を承継する社会医療法人債管理者をいう。）、代表社会医療法人債権者又は決議執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　この法律において準用する会社法の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二　この法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三　この法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四　社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

五　社会医療法人債原簿、議事録（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一条第一項の規定により作成する議事録をいう。次号において同じ。）、第五十四条の七において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せ

ず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六　第五十四条の七において準用する会社法第六百八十四条第一項又は第七百三十一条第二項の規定に違反して、社会医療法人債原簿又は議事録を備え置かなかつたとき。

七　社会医療法人債の発行の日前に社会医療法人債券を発行したとき。

八　第五十四条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、社会医療法人債券を発行しなかつたとき。

九　社会医療法人債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十　第五十四条の五の規定に違反して社会医療法人債を発行し、又は第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する社会医療法人債管理者を定めなかつたとき。

第七十六条第一号の二中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二号中「第五十二条第一項」を「第五十一条の二」に、「同条第二項」を「同条」に改め、同条第五号中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項」に改める。

第六章を第八章とする。

第七十一条の四中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第五章の二を第七章とする。

「第五章　医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告」を削る。

第四章中第三十九条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二　医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第四十二条第一項中「介護老人保健施設」の下に「（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）」を加え、同項第七号中「第二条第三項第二号から第六号まで」を「第二条第二項及び第三項」に改め、「又は同項第七号に掲げる事業」を削り、同項に次の一号を加える。

八　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

第四十二条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二　医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一　役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

二　社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

三　財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

四　救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行つていること。

五　前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

イ　当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

ロ　当該業務を行うための体制

ハ　当該業務の実績

六　前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

七　定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

2　都道府県知事は、前項の認定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3　収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十三条の次に次の節名を付する。

第二節　設立

第四十四条第二項第三号中「介護老人保健施設」の下に「（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。）」を加え、同項第七号中「あつては、」の下に「社員総会及び」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

第四十四条第四項中「この章」を「この節」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第九号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

第四十六条の次に次の節名を付する。

第三節　管理

第四十六条の二に次の一項を加える。

3　役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

第四十六条の三第二項中「第四項」を「次条第二項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の四　理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3　監事の職務は、次のとおりとする。

一　医療法人の業務を監査すること。

二　医療法人の財産の状況を監査すること。

三　医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四　第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五　社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六　財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七　医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

第四十七条第一項中「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の」に改め、「、管理者」の下に「（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）」を加える。

第四十八条中「介護老人保健施設」の下に「（指定管理者として管理する病院等を含む。）」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第四十八条の二　理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十八条の三　社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3　議長は、社員総会において選任する。

4　理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一以上の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

5　社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6　社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第四十八条の四　社員は、各一個の議決権を有する。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　財団たる医療法人に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（第四十六条の二第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員）をもつて、組織する。

3　評議員会は、理事長が招集する。

4　評議員会に、議長を置く。

5　理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

6　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7　評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十九条の二　次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一　予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二　事業計画の決定又は変更

三　寄附行為の変更

四　合併

五　第五十五条第二項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

六　その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2　前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十九条の三　評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2　理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十九条の四　評議員となる者は、次に掲げる者とする。

一　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二　病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三　医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

四　前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2　評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。

第五十条に次の一項を加える。

4　第四十四条第四項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二　医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2　理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。

3　社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二　医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一　事業報告書等

二　第四十六条の四第三項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三　定款又は寄附行為

2　社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一　前項各号に掲げる書類

二　前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一　事業報告書等

二　監事の監査報告書

三　第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2　都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第五十四条の次に次の一節及び節名を加える。

第四節　社会医療法人債

第五十四条の二　社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債（第五十四条の七において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であつて、次条第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下同じ。）を発行することができる。

2　前項の社会医療法人債を発行したときは、社会医療法人は、当該社会医療法人債の発行収入金に相当する金額を第四十二条の二第三項に規定する特別の会計に繰り入れてはならない。

第五十四条の三　社会医療法人は、その発行する社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社会医療法人債（当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　募集社会医療法人債の発行により調達する資金の使途

二　募集社会医療法人債の総額

三　各募集社会医療法人債の金額

四　募集社会医療法人債の利率

五　募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

六　利息支払の方法及び期限

七　社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときは、その旨

八　社会医療法人債に係る債権者（以下「社会医療法人債権者」という。）が第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

九　社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨

十　各募集社会医療法人債の払込金額（各募集社会医療法人債と引換えに払い込む金銭の額をいう。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十一　募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みの期日

十二　一定の日までに募集社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十三　前各号に掲げるもののほか、厚生労働

省令で定める事項

2　前項第二号に掲げる事項その他の社会医療法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として厚生労働省令で定める事項は、理事の過半数で決しなければならない。

第五十四条の四　社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「種類」という。）

二　種類ごとの社会医療法人債の総額及び各社会医療法人債の金額

三　各社会医療法人債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日

四　社会医療法人債権者（無記名社会医療法人債（無記名式の社会医療法人債券が発行されている社会医療法人債をいう。）の社会医療法人債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所

五　前号の社会医療法人債権者が各社会医療法人債を取得した日

六　社会医療法人債券を発行したときは、社会医療法人債券の番号、発行の日、社会医療法人債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社会医療法人債券の数

七　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十四条の五　社会医療法人は、社会医療法人債を発行する場合には、社会医療法人債管理者を定め、社会医療法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社会医療法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社会医療法人債の金額が一億円以上である場合その他社会医療法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第五十四条の六　社会医療法人債権者は、社会医療法人債の種類ごとに社会医療法人債権者集会を組織する。

2　社会医療法人債権者集会は、この法律又は次条において準用する会社法に規定する事項及び社会医療法人債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。

第五十四条の七　会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百十四条まで、第七百十七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の八　社会医療法人債は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

第五節　解散及び合併

第五十五条第一項第三号中「総会」を「社員総会」に改める。

第五十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十二条の次に次の節名を付する。

第六節　監督

第六十三条第二項中「第二十五条第五項及び第六項」を「第六条の八第三項及び第四項」に改める。

第六十四条の二中「収益業務を行う特別医療法人につき」を「社会医療法人が」に、「事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対して、収益業務」を「場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部」に改め、同条各号を次のように改める。

一　第四十二条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二　定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。

三　収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。

四　収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障があると認めるとき。

五　不正の手段により第四十二条の二第一項の認定を受けたとき。

六　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

第六十四条の二に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十六条の二中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項」に改める。

第六十八条第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「第五十九条から第六十六条まで」を「第六十二条から第六十四条まで、第六十五条第二項及び第三項、第六十六条」に、「第七十八条」を「並びに第七十八条」に改め、「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、「同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第六十条及び第六十一条中「理事」とあるのは「理事長」と」を「同法第六十五条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と」に、「解散の場合」と読み替える」を「解散の場合」と、同法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、会社法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは「残余財産の

帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替える」に改める。

第六十八条の二第一項中「適用については」の下に「、第四十二条の二第一項及び第二項」を、「及び第二項」の下に「、第四十六条の四第三項第四号」を加え、「第五十条、第五十一条第一項」を「第五十条第一項から第三項まで、第五十二条」に改め、「、第五十六条第二項及び第三項」を削り、「第六十七条まで並びに」を「第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに」に改め、「厚生労働大臣」と」の下に「、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項」を、「第六十四条第三項」の下に「、第六十四条の二第二項」を、「社会保障審議会」と」の下に「、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と」を加え、同条第二項中「適用される」の下に「第四十二条の二第一項の規定による認定並びに」を加え、「、第五十六条第二項及び第三項並びに」を「及び」に改める。

第六十九条から第七十一条までを次のように改める。

第六十九条から第七十一条まで　削除

第四章を第六章とする。

「第三章　公的医療機関」を削る。

「第二章の二　医療計画」を「第二章の二　医療提供体制の確保」に改める。

第二章の二中第三十条の三の前に次の節名を付する。

第一節　基本方針

第三十条の三を次のように改める。

第三十条の三　厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項

二　医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項

三　医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

四　医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

五　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項

六　次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

七　その他医療提供体制の確保に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三十条の七を第三十条の十一とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の十二　都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

一　特定機能病院

二　地域医療支援病院

三　第三十一条に規定する公的医療機関

四　医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院

五　診療に関する学識経験者の団体

六　大学その他の医療従事者の養成に関係する機関

七　当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

八　その他厚生労働省令で定める者

2　前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の十三　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前条第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。

第四節　公的医療機関

第三十条の六を削り、第三十条の五を第三十条の十とし、第三十条の四を第三十条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の九　国は、医療計画の達成を推進するため、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十条の三の次に次の節名及び四条を加える。

第二節　医療計画

第三十条の四　都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2　医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項

二　第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三　医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四　生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五　次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ　救急医療
ロ　災害時における医療
ハ　へき地の医療
ニ　周産期医療
ホ　小児医療（小児救急医療を含む。）
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
六　居宅等における医療の確保に関する事項
七　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
八　医療の安全の確保に関する事項
九　地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
十　主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
十一　二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
十二　療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
十三　前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

3　都道府県は、前項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。
一　医療連携体制の構築の具体的な方策について、前項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからヘまでに掲げる医療ごとに定めること。
二　医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができることを確保するものであること。
三　医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。
四　医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること。

4　第二項第十号及び第十一号に規定する区域の設定並びに同項第十二号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

5　都道府県は、第二項第十二号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

6　都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

7　都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

8　都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るように努めなければならない。

9　都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

10　都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

11　都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聴かなければならない。

12　都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

第三十条の五　都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の六　都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十条の七　医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、

医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

2　病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

3　病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、第三十条の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条　削除

第三十四条第一項中「はかる」を「図る」に、「前条」を「第三十一条」に改める。

第三十五条第一項第一号中「差支ない」を「差し支えない」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該公的医療機関の所在地の都道府県の医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずること。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

第三十六条から第三十八条まで　削除

第二章の二を第五章とする。

第二章中第七条の前に次の節名を付する。

第一節　開設等

第七条第一項中「以下「臨床研修修了医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修修了歯科医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」に、「以下「臨床研修修了歯科医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」に改める。

第七条の二第一項中「この項において「療養病床等」を「この条において「療養病床等」に、「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に、「第三十条の三第二項第一号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め、同条第二項中「第三十条の三第二項第一号」を「第三十条の四第二項第十号」に、「第三十条の三第四項」を「同条第四項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は」を「若しくは」に、「しようと」を「し、又は第三項の規定により命令しようと」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第三十条の三第四項」を「第三十条の四第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行つていないときは、当該業務を行つていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

第八条中「臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」に改める。

第九条の次に次の節名を付する。

第二節　管理

第十条中「臨床研修修了医師」を「臨床研修等修了医師」に、「臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了歯科医師」に改める。

第十二条の二に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十二条の三に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十六条の二に次の一項を加える。

2　地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

第十六条の三に次の一項を加える。

2　特定機能病院の管理者は、第三十条の四第二項第二号に規定する医療連携体制が適切に構築されるように配慮しなければならない。

第十七条中「第十三条」を「第六条の十及び第十三条」に改める。

第十九条中「嘱託医師を定めて置かなければならない」を「厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない」に改める。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第三節　監督

第二十五条第五項を次のように改める。

5　第六条の八第三項の規定は第一項及び第三項の立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。

第二十五条第六項を削る。

第二十九条第一項第三号中「開設者が」の下に「第六条の三第六項、」を加え、同条第三項第二号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改め、同項第四号中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、同条第四項第二号中「第十二条の三」を「第十二条の三第一項」に改め、同項第四号中「第十六条の三」を「第十六条の三第一項」に改める。

第二十九条の二中「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を削る。

第三十条の次に次の節名を付する。

第四節　雑則

第二章を第四章とする。

第一章の次に次の二章を加える。

第二章　医療に関する選択の支援等

第一節　医療に関する情報の提供等

第六条の二　国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

第六条の三　病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2　病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3　病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6　都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第六条の四　病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれる場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

一　患者の氏名、生年月日及び性別

二　当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名

三　入院の原因となつた傷病名及び主要な症状

四　入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画

五　その他厚生労働省令で定める事項

2　病院又は診療所の管理者は、患者又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

3　病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。

4　病院又は診療所の管理者は、第一項の書面の作成に当たつては、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の有する知見を十分に反映させるとともに、当該書面に記載された内容に基づき、これらの者による有機的な連携の下で入院中の医療が適切に提供されるよう努めなければならない。

5　病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たつては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない。

第二節　医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告

第六条の五　医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一　医師又は歯科医師である旨

二　診療科名

三　病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四　診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五　法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六　入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

七　当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

八　患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

九　紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十　診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十一　当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

十二　当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三　その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2　厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3　第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4　第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の六　前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による許可に係る診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。

第六条の七　助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一　助産師である旨

二　助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名

三　就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四　入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五　当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六　患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七　第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八　助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九　その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2　前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

3　第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の八　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

3　第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章　医療の安全の確保

第六条の九　国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条の十　病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

第六条の十一　都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、第六条の九に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。

一　患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。

二　当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。

三　当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。

四　前三号に掲げるもののほか、当該都道府県等の区域内における医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと。

2　都道府県等は、前項の規定により医療安全支援センターを設けたときは、その名称及び所在地を公示しなければならない。

3　都道府県等は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の厚生労働省令で定める者に対し、医療安全支援センターにおける業務を委託することができる。

4　医療安全支援センターの業務に従事する職員（前項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員を含む。）又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の十二　国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

第八十二条第二項中「第七十条第二項」を「第六条の六第一項」に改める。

第三条　医療法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「助産師」の下に「（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）」を加える。

（医師法の一部改正）

第四条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「備え、」の下に「登録年月日、第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の」を加える。

第七条第二項中「その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　戒告

二　三年以内の医業の停止

三　免許の取消し

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「受けた者」の下に「（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつた者として前項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二　厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍に登録する。

3　厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4　第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　前条第十一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三　厚生労働大臣は、医師について第七条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該

事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八条中「外」を「ほか」に、「関しては、政令でこれを」を「関して必要な事項は政令で、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で」に改める。

第三十条の二中「、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項」に改め、第五章の二中同条を第三十条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十条の二　厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の二を次のように改める。

第三十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第三項、第十八条、第二十条から第二十二条まで又は第二十四条の規定に違反した者

二　第七条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三　第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

本則中第三十三条の二の次に次の一条を加える。

第三十三条の三　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（歯科医師法の一部改正）

第五条　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「備え、」の下に「登録年月日、第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の」を加える。

第七条第二項中「その免許を取り消し、又は期間を定めて歯科医業の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　戒告

二　三年以内の歯科医業の停止

三　免許の取消し

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「受けた者」の下に「（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつた者として前項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二　厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた歯科医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持又は歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

3　厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4　第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　前条第十一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三　厚生労働大臣は、歯科医師について第七条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八条中「外」を「ほか」に、「関しては、政令でこれを」を「関して必要な事項は政令で、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で」に改める。

第三十条の二中「、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項」に改め、第五章の二中同条を第三十条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十条の二　厚生労働大臣は、歯科医療を受ける者その他国民による歯科医師の資格の確認及び歯科医療に関する適切な選択に資するよう、歯科医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第三項、第十八条、第二十条、第二十一条又は第二十三条の規定に違反した者

二　第七条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三　第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

本則中第三十一条の二の次に次の一条を加える。

第三十一条の三　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（保健師助産師看護師法の一部改正）

第六条　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三・第四十二条の四」を「第四十二条の四・第四十二条の五」に、「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第七条中「、助産師又は看護師」を削り、「、助産師国家試験又は」を「及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2　助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3　看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第十二条第一項中「免許」を「保健師免許」に、「、助産師国家試験若しくは」を「及び」に改め、「又は准看護師試験」及び「、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍」を削り、同条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行う。

3　看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行う。

4　准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行う。

第十九条各号列記以外の部分中「、看護師国家試験に合格した者又は第二十一条各号のいずれかに該当する者であつて、かつ」を削り、「もの」を「者」に改める。

第二十条各号列記以外の部分中「、看護師国家試験に合格した者又は次条各号のいずれかに該当する者であつて、かつ」を削り、「もの」を「者」に改める。

第四章の二中第四十二条の四を第四十二条の五とし、第四十二条の三を第四十二条の四とする。

第四章中第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三　保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

2　助産師でない者は、助産師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

3　看護師でない者は、看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

4　准看護師でない者は、准看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

本則中第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二　第四十二条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第五十二条第三項中「第七条」を「第七条第二項」に改める。

第五十三条第一項中「第三十一条」の下に「及び第四十二条の三第三項」を加え、同条第三項中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

第七条　保健師助産師看護師法の一部を次のように改正する。

第十条中「備え、」の下に「登録年月日、第十四条第一項の規定による処分に関する事項その他の」を加える。

第十一条中「備え、」の下に「登録年月日、第十四条第二項の規定による処分に関する事項その他の」を加える。

第十四条第一項中「その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　戒告

二　三年以内の業務の停止

三　免許の取消し

第十四条第二項中「その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　戒告

二　三年以内の業務の停止

三　免許の取消し

第十四条第三項中「受けた者」の下に「（第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2　都道府県知事は、第十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師

としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。

4　都道府県知事は、第二項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録する。

5　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前二項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

6　第三項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

7　前条第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）及び第十八項の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条中「書換え交付」を「書換交付」に、「関しては、政令でこれを」を「関して必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師再教育研修の実施、同条第三項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第四項の准看護師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で」に改める。

第四十二条の四中「、第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項」を「及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二　第三十三条又は第四十条から第四十二条までの規定に違反した者

（薬事法の一部改正）

第八条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項本文中「薬剤師」の下に「（薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（薬局開設者による薬局に関する情報の提供等）

第八条の二　薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。

2　薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3　薬局開設者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

第九条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第二十七条中「第七条から第九条まで」を「第七条、第八条及び第九条」に改める。

第四十条第一項中「第八条」の下に「及び第九条」を加える。

第六十九条第一項中「第七十二条の三」を「第七十二条の四」に改め、同条第二項中「から第七十三条まで」を「、第七十二条の四、第七十三条」に、「第九条」を「第八条の二第一項若しくは第二項、第九条」に、「第七十二条の二、第七十二条の三、第七十三条、第七十四条」を「第七十二条の二から第七十四条まで」に改める。

第七十二条の三第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七十二条の四とし、第七十二条の二の次に次の一条を加える。

第七十二条の三　都道府県知事は、薬局開設者が第八条の二第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該薬局開設者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

第八十三条第一項中「動物」と」の下に「、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と」を加え、「から第七十三条まで」を「、第七十二条の四、第七十三条」に改める。

第八十六条第一項第十五号中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改める。

（薬剤師法の一部改正）

第九条　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第六条中「備え、」の下に「登録年月日、第八条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の」を加える。

第八条第二項中「該当するに至つた」を「該当

し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた」に、「その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　戒告

二　三年以内の業務の停止

三　免許の取消し

第八条第四項中「取り消された者」の下に「（第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者として第二項の規定により免許を取り消された者にあつては、その取消しの日から起算して五年を経過しない者を除く。）」を加え、同条に次の十五項を加える。

5　厚生労働大臣は、第一項、第二項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6　厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

7　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

8　厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

9　都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

10　厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

11　厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第九項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

12　厚生労働大臣は、第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

13　前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二　当該処分の原因となる事実

三　弁明の聴取の日時及び場所

14　厚生労働大臣は、第十二項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

15　第十三項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

16　都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

17　厚生労働大臣は、第六項又は第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該処分に係る者の氏名及び住所

二　当該処分の内容及び根拠となる条項

三　当該処分の原因となる事実

18　第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

19　第六項若しくは第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第八条の次に次の二条を加える。

（再教育研修）

第八条の二　厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

3　厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4　第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　前条第十二項から第十九項まで（第十四項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（調査のための権限）

第八条の三　厚生労働大臣は、薬剤師について第八条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、調剤録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十条の見出し中「政令」を「政令等」に改め、同条中「書換え交付」を「書換交付」に、「、政令で」を「政令で、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第二十二条中「薬剤師は」の下に「、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き」を加え、「厚生労働省令で別段の定めをした場合」を「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合」に改める。

第二十八条の二中「第九条」を「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条」に改め、第四章中同条を第二十八条の三とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（薬剤師の氏名等の公表）

第二十八条の二　厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十二条中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　第八条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二　第八条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条中「第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項」を「前条第二号又は第六号（第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）」に改める。

（外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の一部改正）

第十条　外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「外国医師又は外国歯科医師」を「外国医師等」に、「医師法第十七条及び歯科医師法第十七条」を「医師法第十七条等」に改める。

第一条中「又は外国歯科医師」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等」に、「又は歯科医業」を「若しくは歯科医業又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条に規定する業等」に、「第十七条の」を「第十七条並びに保健師助産師看護師法第三十一条第一項等の」に改める。

第二条第七号中「第八条」を「外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督する第八条」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第八条」を「外国医師が行う臨床修練を実地に指導監督する第八条」に改め、「医師」の下に「（外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督する場合を除く。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　臨床修練外国看護師等　次条第一項の許可を受けた外国看護師等をいう。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「又は外国歯科医師」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者（以下「外国救急救命

士」という。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、「病院」の下に「（以下この号において「指定病院」という。）」を加え、「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。）」に、「医業又は歯科医業（政令で定めるものを除く。以下同じ。）」を「その外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国救急救命士が指定病院に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する重度傷病者（以下この号において「重度傷病者」という。）を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等（以下この号において「救急用自動車等」という。）において、又は当該指定病院への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者（医師又は救急救命士に限る。）の実地の指導監督の下に次のヨに定める業」に改め、同号に次のように加える。

イ　医師　医業（政令で定めるものを除く。）

ロ　歯科医師　歯科医業（政令で定めるものを除く。）

ハ　助産師　保健師助産師看護師法第三条及び第五条に規定する業

ニ　看護師　保健師助産師看護師法第五条に規定する業

ホ　歯科衛生士　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項及び第二項に規定する業

ヘ　診療放射線技師　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項及び第二十四条の二に規定する業

ト　歯科技工士　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第二項に規定する業

チ　臨床検査技師　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業

リ　理学療法士　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十五条第一項に規定する業（理学療法に限る。）

ヌ　作業療法士　理学療法士及び作業療法士法第十五条第一項に規定する業（作業療法に限る。）

ル　視能訓練士　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十七条第二項に規定する業

ヲ　臨床工学技士　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十七条第一項に規定する業

ワ　義肢装具士　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十七条第一項に規定する業

カ　言語聴覚士　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十二条第一項に規定する業

ヨ　救急救命士　救急救命士法第四十三条第一項に規定する業

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　外国看護師等　外国において助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士に相当する資格を有する者をいう。

第二条に次の一号を加える。

十　臨床修練指導者　第八条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督する場合に限る。）及び第四号ハからヨまでに掲げる資格を有する者をいう。

第三条第一項中「又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一　医師　医師法第十七条

二　歯科医師　歯科医師法第十七条

三　助産師　保健師助産師看護師法第三十条及び第三十一条第一項

四　看護師　保健師助産師看護師法第三十一条第一項

五　歯科衛生士　保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに歯科衛生士法第十三条

六　診療放射線技師　保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに診療放射線技師法第二十四条

七　歯科技工士　歯科技工士法第十七条第一項

八　臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士　保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条

第三条第二項第二号中「医業又は歯科医業」を「許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ医業若しくは歯科医業」に、「又は歯科医学」を「若しくは歯科医学」に改め、「技能」の下に「又は同号ハからヨまでに定める業に関する必要な知識及び技能」を加え、同項第三号中「外国」を「許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ外国」に、「又は歯科医師」を「若しくは歯科医師」に改め、「経験」の下に「又は外国において同号ハからヨまでに掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験」を加え、同条第三項中「いずれか」の下に「（外国看護師等にあつては、第二号）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　外国の法令による処分であつて、医師法第七条第二項、歯科医師法第七条第二項、保健師助産師看護師法第十四条第一項、歯科衛生士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止の命令又

は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国においてその者が有する資格に係る業務を行うことができない者

第三条第四項第一号中「又は歯科医師法第四条各号」を「、歯科医師法第四条各号、保健師助産師看護師法第九条各号、歯科衛生士法第四条各号、診療放射線技師法第四条各号、歯科技工士法第四条各号、臨床検査技師等に関する法律第四条各号、理学療法士及び作業療法士法第四条各号、視能訓練士法第四条各号、臨床工学技士法第四条各号、義肢装具士法第四条各号、言語聴覚士法第四条各号又は救急救命士法第四条各号」に改め、同項第二号中「者」の下に「（許可の申請に係る資格の区分が前条第四号ヘからチまでに掲げるものである場合を除く。）」を加え、同条第五項中「二年」の下に「（外国看護師等にあつては、一年）」を加える。

第四条第一項中「又は外国歯科医師」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等」に改め、同条第二項中「又は臨床修練外国歯科医師」を「若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」に改める。

第五条中「外国医師又は外国歯科医師」を「外国において当該許可に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格を有する者」に改める。

第六条第一項中「第三条第三項各号」の下に「（外国看護師等にあつては、同項第二号）」を加える。

第八条の見出し中「臨床修練指導歯科医」の下に「並びに臨床修練指導者」を加え、同条中「医師又は歯科医師」を「第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者（同号イ又はロに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第一項又は歯科医師法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項又は歯科医師法第七条の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。）」に、「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に改め、同条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「技能」の下に「又は第二条第四号ハからヨまでに定める業に関する専門的な知識及び技能」を加える。

第九条中「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に、「又は臨床修練外国歯科医師」を「若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　臨床修練指導者（医師を除く。）は、診療の補助、歯科衛生士法第二条第一項に規定する業、診療放射線技師法第二条第二項に規定する業又は歯科技工士法第二条第二項に規定する業に係る臨床修練に関して医師又は歯科医師の指示を受けたときは、これに従つて指導監督しなければならない。

第十条第一項中「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に改め、同項第一号中「医師又は歯科医師」を「当該認定に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告若しくは業務の停止、保健師助産師看護師法第十四条第一項、歯科衛生士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

第十条第二項中「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に改める。

第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第六号に規定する臨床修練外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

第二十一条中「第十一条第二項」の下に「、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十四条第二項」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十条を削る。

第十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十二条」を「第十七条」に、「者」を「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師若しくは臨床修練外国助産師若しくは臨床修練外国看護師又はこれらであつた者」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床修練外国看護師等（臨床修練外国助産師又は臨床修練外国看護師を除く。）又はこれらであつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条を第二十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第一項において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者

二　第十二条第一項において準用する保健師

助産師看護師法第四十二条の規定に違反した者

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第一項において準用する救急救命士法第四十六条の規定に違反した者

二　第十五条において準用する歯科技工士法第十八条又は第十九条の規定に違反した者

第二十八条　第十三条第一項において準用する診療放射線技師法第二十八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第十八条を削り、第十七条を第二十二条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（罰則）

第二十三条　第十六条第一項において準用する保健師助産師看護師法第三十七条（臨時応急の手当に係る部分を除く。）又は第三十八条本文の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十六条第二項において準用する歯科衛生士法第十三条の二本文の規定に違反した者

二　第十六条第三項において準用する診療放射線技師法第二十六条第一項又は第二項本文の規定に違反した者

三　第十六条第六項において準用する視能訓練士法第十八条の規定に違反した者

四　第十六条第七項において準用する臨床工学技士法第三十八条の規定に違反した者

五　第十六条第八項において準用する義肢装具士法第三十八条の規定に違反した者

六　第十六条第十項において準用する救急救命士法第四十四条の規定に違反した者

第十六条を削る。

第十五条中「（昭和三十年法律第百六十八号）」を削り、同条を第二十一条とする。

第十四条中「（昭和二十六年法律第二百二十六号）」を削り、同条を第二十条とする。

第十三条第一項中「（昭和二十三年法律第二百三号）」を削り、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、同条第二項中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（歯科衛生士法の特例）

第十九条　臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における歯科衛生士法第十三条の規定の適用については、同条中「歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

第十二条中「又は臨床修練外国歯科医師」を「若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の次に次の五条を加える。

（助産録の記載等）

第十二条　保健師助産師看護師法第四十二条の規定は、許可を受けた外国において助産師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国助産師」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「病院、診療所又は助産所に勤務する助産師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第十二条第一項に規定する臨床修練外国助産師」と、「その病院、診療所又は助産所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

2　臨床修練指導者は、臨床修練外国助産師が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国助産師が前項において準用する保健師助産師看護師法第四十二条第一項の規定により記載した助産録にその旨を記載し、署名しなければならない。

（照射録の記載等）

第十三条　診療放射線技師法第二十八条の規定は、許可を受けた外国において診療放射線技師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国診療放射線技師」という。）について準用する。

2　臨床修練指導者は、臨床修練外国診療放射線技師が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国診療放射線技師が前項において準用する診療放射線技師法第二十八条第一項の規定により記載した照射録にその旨を記載し、署名しなければならない。

（救急救命処置録の記載等）

第十四条　救急救命士法第四十六条の規定は、許可を受けた外国救急救命士（以下「臨床修練外国救急救命士」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に第二条第一項に規定する重度傷病者を搬送すべき同法第十四条第一項に規定する臨床修練外国救急救命士」と、「その機関」とあるのは「その指定病院」と読み替えるものとする。

2　臨床修練指導者は、臨床修練外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国救急救命士が前項において準用する救急救命士法第四十六条第一項の規定により記載した救急救命処置録にその旨を記載し、署名しなければならない。

（歯科技工指示書による歯科技工等）

第十五条　歯科技工士法第十八条及び第十九条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同法第十八条中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指

定病院」と読み替えるものとする。

（業務上の制限等）

第十六条　保健師助産師看護師法第三十七条（臨時応急の手当に係る部分を除く。）及び第三十八条本文の規定は臨床修練外国助産師について、同法第三十七条（臨時応急の手当に係る部分を除く。）の規定は許可を受けた外国において看護師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国看護師」という。）について準用する。

2　歯科衛生士法第十三条の二本文の規定は、許可を受けた外国において歯科衛生士に相当する資格を有する者について準用する。

3　診療放射線技師法第二十六条第一項及び第二項本文並びに第二十七条の規定は、臨床修練外国診療放射線技師について準用する。この場合において、同項本文中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

4　歯科技工士法第二十条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。

5　理学療法士及び作業療法士法第十五条第二項の規定は、許可を受けた外国において理学療法士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同項中「病院若しくは診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

6　視能訓練士法第十八条及び第十八条の二の規定は、許可を受けた外国において視能訓練士に相当する資格を有する者について準用する。

7　臨床工学技士法第三十八条及び第三十九条の規定は、許可を受けた外国において臨床工学技士に相当する資格を有する者について準用する。

8　義肢装具士法第三十八条及び第三十九条の規定は、許可を受けた外国において義肢装具士に相当する資格を有する者について準用する。

9　言語聴覚士法第四十三条の規定は、許可を受けた外国において言語聴覚士に相当する資格を有する者について準用する。

10　救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十三条第二号」とあるのは「この項」と、「病院又は診療所」とあるのは「指定病院」と読み替えるものとする。

第十一条　外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条中「又は口」を「からニまで」に、「又は歯科医師法第七条の二第一項」を「、歯科医師法第七条の二第一項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第一項」に、「又は歯科医師法第七条の二第二項」を「、歯科医師法第七条の二第二項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第三項」に改める。

第十条第一項第二号中「若しくは歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号」を「、歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは保健師助産師看護師法第十四条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「、保健師助産師看護師法第十四条第一項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定　公布の日

二　第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定　平成十九年一月一日

三　第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定　平成二十年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（診療所の療養病床以外の病床に関する経過措置）

第三条　診療所の療養病床以外の病床であってその構造設備について附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に、医療法第二十七条の規定により許可証の交付を受けたものについては、同日において、第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項の規定に基づき診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなす。

2　次に掲げる病床については、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の七の規定にかかわらず、同条の規定による都道府県知事の勧告の対象としない。

一　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に第一条の規定による改正前の医療法第七条第一項又は第二項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床

二　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により

同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

3　第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床（次項において「特定病床」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法第七条の二第一項及び第二項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

4　特定病床は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前項の政令で定める日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条の二第三項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

（入院中の医療に関する書面の作成及び交付等に関する経過措置）

第四条　施行日において現に病院又は診療所に入院している患者については、新医療法第六条の四第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（業務に関する報告書の内容の公表に関する経過措置）

第五条　施行日前に第二条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第十二条の二又は第十二条の三の規定に基づき提出された業務に関する報告書については、新医療法第十二条の二第二項又は第十二条の三第二項の規定は、適用しない。

（嘱託する病院又は診療所に関する経過措置）

第六条　施行日において現に開設している助産所の開設者に対する新医療法第十九条の規定の適用については、施行日から一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（医療計画に関する経過措置）

第七条　施行日前に旧医療法第三十条の三第一項の規定により定められた医療計画（同条第十項の規定により変更されたものを含む。）は、新医療法第三十条の四第一項の規定により定められるまでの間は、同項の規定により定められた医療計画とみなす。

（特別医療法人に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に旧医療法第四十二条第二項に規定する特別医療法人である者（以下この条において「旧特別医療法人」という。）については、施行日から五年を経過する日までの間（当該期間内に新医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたときは、その日までの間）は、旧医療法第四十二条第二項及び第三項並びに第六十四条の二（旧医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定（旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過する日までの間に新医療法第四十二条の二第一項の認定の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。

（定款又は寄附行為の変更に関する経過措置）

第九条　施行日前に設立された医療法人は、施行日から一年以内に、この法律の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、新医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する医療法第五十条第一項の認可）の申請をしなければならない。

2　施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から一年を経過する日（前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があった日）までは、新医療法第六章の規定により定められた定款又は寄附行為とみなす。この場合において、当該定款又は寄附行為と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（残余財産に関する経過措置）

第十条　新医療法第四十四条第四項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

2　施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として新医療法第四十四条第四項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）、新医療法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

（役員の任期に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行の際現に医療法人の役員である者の任期は、新医療法第四十六条の二第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員としての残任期間と同一の期間とする。

（事業報告書等に関する経過措置）

第十二条　新医療法第四十六条の四第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

2　新医療法第五十一条から第五十二条までの規定は、施行日以後に始まる会計年度について適用し、施行日前に始まる会計年度については、旧医療法第五十一条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有する。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置）

第十三条　施行日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の規定の適用については、新医療法第七十一条の七から第七十一条の十まで及び第七十一条の十二の罪は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

別表に掲げる罪とみなす。

（再免許の交付に関する経過措置）

第十四条　施行日前に第四条の規定による改正前の医師法第七条第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第四条の規定による改正後の医師法第七条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　施行日前に第五条の規定による改正前の歯科医師法第七条第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第五条の規定による改正後の歯科医師法第七条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

3　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第七条の規定による改正前の保健師助産師看護師法第十四条第一項又は第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第七条の規定による改正後の保健師助産師看護師法第十四条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

4　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第九条の規定による改正前の薬剤師法第八条第二項の規定により免許を取り消された者に係る第九条の規定による改正後の薬剤師法第八条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行の際現に保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに紛らわしい名称を使用している者については、第六条の規定による改正後の保健師助産師看護師法第四十二条の三の規定は、施行日から六月間は、適用しない。

（施行日前の準備）

第十六条　新医療法第六条の五第一項第七号若しくは第十一号から第十三号までに掲げる事項の案又は同条第四項に規定する基準の案の作成については、厚生労働大臣は、施行日前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。

（健康保険法の一部改正）

第十七条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「療養病床」を「病床」に改め、同条第四項第二号中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に、「第三十条の十一」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十八条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の項中「、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項」に改め、同表歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の項中「、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項」に改め、同表保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項中「、第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項」を「及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項」に改め、同表薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の項中「第九条」を「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第十五条第三項並びに第九条」に改める。

（地域保健法の一部改正）

第十九条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十条の三第二項第一号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第二十条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二養護教諭の項第二欄ロ中「第七条」を「第七条第一項」に、同欄ハ中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

別表第六備考第二号中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十二条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「第三項前段」の下に、「第七条の二第一項、第七条の三」を加え、「並びに第三十三条」を、「、第三十三条の二並びに第三十三条の三」に改め、同項の表中

厚生労働大臣	沖縄県知事
免許を取り消し	業務を禁止し

を

第七条第二項	第七条第二項
第七条第二項第三号	

厚生労働大臣	沖縄県知事
免許の取消し	業務の禁止

に改め、同表第七条第三項の項の次に次のように加える。

第七条の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
	再免許	禁止処分の取消し
第七条の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事

第百条第三項の表第三十三条の項中「第三十三条」を「第三十三条の二第一号」に改め、同表に次のように加える。

第三十三条の二第二号	第七条の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において準用する第七条の二第一項
第三十三条の二第三号	第七条の三第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において準用する第七条の三第一項

第百条第五項中「行なう」を「行う」に、「第六十九条」を「第六条の五」に改め、同条第六項中「第三条第一項」の下に「、第六条の三及び第六条の四」を加え、「以下「臨床研修修了医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」に、「以下「臨床研修修了歯科医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」に、「「臨床研修修了医師」とあり」を「「臨床研修等修了医師」とあり」に、「第十二条第二項」を「第六条の五第一項第六号及び第七号、第十二条第二項」に、「及び第七十二条第一項」を「並びに第七十二条第一項」に改め、「並びに第六十九条第一項第五号」を削り、同条第七項中「及び第七十二条から第七十四条まで」を「、第七十二条第一項及び第二項、第七十三条並びに第七十四条」に、「行なう」を「行う」に改め、同項の表第七十三条第一号の項中「第六十九条第一項若しくは第五項」を「第六条の五第三項」に改め、同表第七十四条第一号の項を次のように改める。

第七十四条第一号	第八条	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第八条
	第九条から第十二条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第九条

第百一条第二項中「第三項前段」の下に「、第七条の二第一項、第七条の三」を加え、「並びに第三十一条」を「、第三十一条の二並びに第三十一条の三」に改め、同項の表中

厚生労働大臣	沖縄県知事	第七条第二項
免許を取り消し	業務を禁止し	第七条第二項第三号

を

厚生労働大臣	沖縄県知事	第七条第二項
免許の取消し	業務の禁止	第七条第二項第三号

に改め、同表第七条第三項の項の次に次のように加える。

第七条の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
	再免許	禁止処分の取消し
第七条の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事

第百一条第二項の表第三十一条の項中「第三十一条」を「第三十一条の二第一号」に改め、同表に次のように加える。

第三十一条の二第二号	第七条の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七条の二第一項

第三十一条の二第三号	第七条の三第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七条の三第一項

第百一条第三項中「「臨床研修修了医師」を「臨床研修等修了医師」とあり」に、「「臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了歯科医師」とあり」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第五項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第二十四条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者　同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

第百六十九条の二第三項第一号中「第七百六条第一項の社債権者集会」を「第七百六条第一項（医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十五条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「、同法第五十一条、」を「、同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」に、「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「毎事業年度」と」の下に「、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と」を加え、同条第五項中「第六十九条第一項」を「第六条の五第一項」に改める。

（破産法の一部改正）

第二十六条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者　同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第二十七条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九十条中「第二章」を「第四章」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十八条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条のうち医療法第七条の二第六項の改正規定中「第七条の二第六項」を「第七条の二第七項」に改める。

（障害者自立支援法の一部改正）

第二十九条　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第四項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

附則第九十七条を次のように改める。

第九十七条　削除

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）」の下に「、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

良質な医療が提供される体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、国民の医療に関する選択を支援し、医療の安全を確保するために必要な措置を導入するとともに、医療計画制度の拡充、医療法人の非営利性の強化及び地域における医療従事者の確保に資する施策の実施を行うほか、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設等、医療従事者の資質の向上を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、良質な医療を提供する体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改革を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国民の医療に関する適切な選択の支援等

(一)　病院等の管理者は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を都道府県知事に報告しなければならないものとするとともに、都道府県知事はその内容を公表しなければならないものとすること。また、医業等の広告に関する規制を緩和するものとすること。

(二)　病院等の管理者は、患者に対し、入院中の治療に関する計画等について書面により適切な説明が行われるようにしなければならないものとすること。

2　医療計画制度の見直し

(一)　厚生労働大臣は、医療提供体制の確保を図るための基本方針を定めるものとすること。

(二)　都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて定める医療計画において、厚生労働省令で定める疾病の治療又は予防に係る事業及び救急医療等の確保に必要な事業の目標等を定めるものとすること。

(三)　都道府県は、少なくとも五年ごとに、目標の達成状況等の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとすること。

3　都道府県は、救急医療等に係る医療従事者の確保等に関し必要な施策を定めなければならないものとし、公的医療機関は、当該施策の実施に協力しなければならないものとすること。

4　医療法人制度について、非営利性を強化するため、解散時の残余財産の帰属先を国又は地方公共団体等に限定するとともに、救急医療等を行う等公益性の高い医療法人として、社会医療法人制度を創設すること。

5　医師等の医療従事者に係る行政処分の類型に戒告を追加するとともに、行政処分を受けた者に対する再教育制度を創設すること。

6　病院等の管理者は、医療の安全を確保するための指針の策定、研修の実施等の措置を講じなければならないものとし、都道府県等は、医療安全支援センターの設置に努めなければならないものとすること。

7　保健師又は助産師になろうとする者は、看護師国家試験にも合格しなければならないものとすること。

8　外国人臨床修練制度の対象として、新たに看護師等に相当する海外の資格を有する者を追加すること。

9　この法律は、一部を除き、平成十九年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

良質な医療を提供する体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改革を行おうとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十八年五月十七日

厚生労働委員長　岸田　文雄

衆議院議長　河野　洋平殿

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十二日

参議院議長　扇　千景

衆議院議長　河野　洋平殿

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「圧縮ガスを使用するものを含む」を「圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ」に改める。

第三条第三項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の二第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の三第二項及び第三条の五第四号中「掲げる」を「規定する」に改める。

第三条の六第三号中「掲げる所持」を「規定する所持」に改める。

第四条第一項第一号中「者」の下に「（第四号に該当する者を除く。）」を加える。

第五条の二第二項第二号中「、刀剣類」の下に「、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（準空気銃の所持の禁止）

第二十一条の三　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）を所持してはならない。

一　法令に基づき職務のため所持する場合

二　国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三　前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四　事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者（使用人を含む。）がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

2　前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める。

第二十四条の二第七項中「第三条第一項」の下に「又は第二十一条の三第一項」を加え、「当該銃砲又は刀剣類を所持すること」を「その所持」に、

「もので」を「銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃で」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第八項中「の銃砲又は刀剣類」を「の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

第三十一条の十六第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十一条の三第一項の規定に違反した者

第三十七条第一項中「第三号」を「第四号」に、「第五号若しくは第六号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に準空気銃（この法律による改正後の第二十一条の三第一項に規定する準空気銃をいう。以下同じ。）を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造（準空気銃に該当しない物とするための改造に限る。次項において同じ。）を委託された者については、この法律の施行の日から六月間は、当該準空気銃に関する限り、同条の規定は、適用しない。

3　この法律の施行前に準空気銃に相当する銃を製造し、輸入し、又は販売した事業者は、この法律の施行の際現に準空気銃を所持している者が行う改造に協力するよう努めなければならない。

4　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第四条又は第六条の規定による猟銃の所持の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の第十一条第一項第三号に該当することを理由とする同項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備

圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの（以下「準空気銃」という。）について、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、所持を禁止することとすること。

2　猟銃の許可の基準の特例に関する規定の整備

準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならないこととすること。

3　準空気銃の一時保管等に関する規定の整備

警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等をすることができることとすること。

4　その他の規定の整備

罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとすること。

5　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

㈡　所要の経過措置等を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年五月十七日

内閣委員長　佐藤　剛男

衆議院議長　河野　洋平殿

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案

右の議案を提出する。

平成十八年三月十六日

提出者

山田　正彦　菅　直人

篠原　孝　岡本　充功

仲野　博子

賛成者

安住　淳外百三名

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　国内の農業生産の確保等のための農政の改革に関する方針（第六条―第十六条）
第三章　国内の漁業生産の確保のための水産行政の改革に関する方針（第十七条―第二十一条）
第四章　食料の安全性及び消費者の安心の確保のための農政等の改革に関する方針（第二十二条・第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、将来における世界的な食料の供給の不足が予想される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、必要な数量の農産物及び水産物の主たる部分を国内で生産できるようにすること及び食料の安全性を確保すること等が、国民が健全な食生活を送るために緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革について、その基本理念及び方針、国及び地方公共団体の責務その他の基本となる事項を定め、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する施策を総合的に推進することにより、食料の国内生産及び安全性の確保等を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　食料の国内生産の確保のための農政等の改革は、国民に対し食料の安定的な供給を行うために、主要な農産物については、目標を定めてその生産の確保を図るとともに、水産物については、適切な資源管理を行うことによりその生産の確保を図ることを旨として行われなければならない。

2　食料の国内生産の確保のための農政等の改革は、農業及び水産業の有する農産物及び水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）に配意するとともに、農産物及び水産物の品質の向上を図ることを旨として行われなければならない。

3　食料の国内生産の確保のための農政の改革は、農業が将来にわたり国の根幹的な産業であるにもかかわらず、我が国と外国との生産条件に格差があること及び国内の他の産業と比較して生産性が低いことにかんがみ、国又は地方公共団体による必要な関与の下に農産物の生産の確保が図られることを旨として行われなければならない。

4　食料の国内生産の確保のための農政等の改革は、農産物及び水産物の生産の確保のために必要な措置について広く国民の理解が得られるよう、適切な情報の公開によりその透明性及び公正性が確保されることを旨として行われなければならない。

5　食料の安全性の確保のための農政等の改革は、農林水産物が食生活を通じて国民の健康の維持に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、その安全性の確保が図られることを旨として行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革（以下「食料生産確保等の改革」という。）に関する施策を総合的に策定するとともに、生産者その他の関係者の協力を得つつ、その施策を実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携の下に、食料生産確保等の改革に関し、その地域の特性に応じた施策を策定するとともに、生産者その他の関係者の協力を得つつ、その施策を実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第四条　国は、食料生産確保等の改革に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（改革の実施時期）

第五条　食料生産確保等の改革は、平成十九年四月一日以降、できる限り速やかに、実施するものとする。

第二章　国内の農業生産の確保等のための農政の改革に関する方針

（食料自給率の目標）

第六条　国は、我が国の食料自給率については、食料として供給される熱量で、第八条第一項の生産数量の目標が設定された年度から起算して十年度を経過した年度においては五十パーセントに達するようにするとともに、将来においては六十パーセントに達するようにすることを目標とするものとする。

（主要農産物）

第七条　この章の規定に基づいて講ずる施策の対象とする主要農産物は、次に掲げるものとする。

一　米、小麦、大豆及び菜種

二　前号に掲げる農産物以外の農産物であって、我が国の食料自給率の向上に資すると認められるものとして国が当該施策において定めるもの

三　前二号に掲げる農産物以外の農産物であって、地域の農業の振興を図るため必要があると認められるものとして、地方公共団体の意見を踏まえて、国が当該施策において定めるもの

（生産数量の目標）

第八条　国は、第六条の食料自給率の目標の達成に資するため、主要農産物について、その種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。

2　都道府県は、前項の国の生産数量の目標を踏まえ、主要農産物について、その種類ごとに当該都道府県の区域内における生産数量の目標を設定するものとする。

3　市町村は、前項の都道府県の生産数量の目標を踏まえ、主要農産物について、その種類ごとに当該市町村の区域内における生産数量の目標を設定するものとする。

4　国、都道府県及び市町村は、前三項の生産数量の目標を設定するに当たっては、農業者その他の関係者の意見を聴くものとするとともに、都道府県にあっては国と、市町村にあっては都道府県と必要な協議を行うものとする。

5　国、都道府県及び市町村は、第一項から第三項までの生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めるものとする。

（販売を行う農業者に対する直接支払の導入）

第九条　国及び地方公共団体は、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、我が国と外国との生産条件の格差の是正を図ることを目的として、販売に供する目的で主要農産物を計画的に生産する農業者について、直接支払（国又は地方公共団体の行う支出であって、その相手方の所得を補う目的を有するものをいう。以下同じ。）を行うものとする。

2　前項の直接支払は、主要農産物の種類ごとに標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して面積当たりの単価を定め、その単価を基にして同項の農業者に係る当該主要農産物の生産面積（別に法律で生産面積として定める面積をいう。以下同じ。）に応じて算定をした当該種類ごとの額を合算して得た額の交付金を、国及び地方公共団体が当該農業者に対して交付することにより、行うものとする。この場合において、当該交付金の額に係る当該算定に当たっては、生産面積の規模に応じた加算、品質に応じた加算及び当該生産が環境保全に資する度合に応じた加算を行うものとする。

3　第一項の直接支払の総額は、一年度当たりおおむね一兆円を目途とするものとする。

（米の生産調整の廃止）

第十条　米の生産調整は、前条第一項の直接支払の実施の時に廃止するものとする。

（農業集落に対する支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、農業生産の維持・増進に資するとともに、農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う農地、農業用の水路等の保全、管理等の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（農業への参入要件の緩和等）

第十二条　国は、農業生産力の増進を図るため、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四章の三に規定するもののほか、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）以外の区域であって農業の振興を図る必要があると認められる区域において、耕作の継続を条件として、農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）以外の法人に農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の貸付けをすることができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

第十三条　国は、農業生産力の増進を図るため、農業生産法人の要件について、その緩和のために必要な施策を講ずるものとする。

第十四条　国は、農業生産力の増進を図るため、農用地区域以外の区域であって農業の振興を図る必要があると認められる区域における農地法第三条の規定による許可については、同条第二項第五号に定める農地等に係る権利の取得のための最低限度の面積の要件の適用を除外するために必要な施策を講ずるものとする。

第十五条　国は、遊休農地（農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地をいう。）について、同法第四章の二に規定するもののほか、農業上の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（食料の備蓄の推進）

第十六条　国は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定等に著しい支障を生じないよう、主要農産物であって主食としての役割を果たしているものについて、必要な数量の備蓄を行うものとする。

2　前項の備蓄は、一定の期間保有を続ける方式によるものとし、当該備蓄に係る主要農産物がその期間を経過したときは、飼料、バイオマス（生物に由来する有機物をエネルギー源その他の資源として利用することをいう。）その他の用途に利用するものとする。

第三章　国内の漁業生産の確保のための水産行政の改革に関する方針

（水産資源に関する調査及び研究）

第十七条　国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、地方公共団体と連携し、水産資源の種類を定めて、我が国の周辺の海域等における水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

（漁獲限度量の割当て及び漁業権等の見直し）

第十八条　国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十一条に規定するもののほか、水産物の種類を定めて、当該水産物の漁獲を行う漁業者について登録の制度を設け、その登録を受けた漁業者及び遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者（以下「漁業者等」という。）に当該水産物の漁獲量の限度の割当てを行うことができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。この場合において、国は、当該施策の実施に伴い収入の減少が生ずる漁業者等について、当該収入の減少に係る直接支払を行うものとする。

2　国は、前項の施策を実施する等のため、水産資源の適切な保存及び管理の観点から、漁業権等に関する制度について、必要な見直しを行うものとする。

（漁場環境の保全）

第十九条　国は、水産資源の回復に資するため、藻場又は干潟の造成その他の漁場環境の保全のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、水産資源の回復に資するため、水域の環境と密接な関係を有する地域の森林の保全及び整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（水産資源の保存及び管理のための輸入の制限等）

第二十条　国は、水産資源の適切な保存及び管理のため必要があると認めるときは、漁業者その他の関係者の意見を踏まえ、水産物の種類を定めて、その輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

（漁業集落に対する支援）

第二十一条　国及び地方公共団体は、漁業生産の維持・増進を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う漁場の生産力の増進に関する取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章　食料の安全性及び消費者の安心の確保のための農政等の改革に関する方針

（加工食品等の原材料原産地の表示）

第二十二条　国は、食品の表示が消費者の選択及び食品の安全性の確保において重要な役割を果たしていることにかんがみ、その充実を図るため、加工食品（店舗等において提供される料理を含む。）の原材料の原産地（輸入された原材料にあっては、原産国）について、表示することが困難でない限り、その表示を行わせるために必要な施策を講ずるものとする。

（輸入検疫体制の強化等）

第二十三条　国は、外国から輸入される食料について、国内で生産される食料と同等の安全性を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、食料の安全性の確保に資するため、外国から輸入される動植物について、家畜の伝染病のまん延又は有害な動植物の付着の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

3　国は、食料の安全性の確保に資するため、我が国に食料を輸出する国と協定を締結し、職員を駐在させて、その国の農林水産物に関して必要な査察を行わせる等の必要な施策を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

将来における世界的な食料の供給の不足が予想される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、必要な数量の農産物及び水産物の主たる部分を国内で生産できるようにすること及び食料の安全性を確保すること等が、国民が健全な食生活を送るために緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革の方針を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外四名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、将来における世界的な食料の供給の不足が予想される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、必要な数量の農産物及び水産物の主たる部分を国内で生産できるようにすること及び食料の安全性を確保すること等が緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法を制定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　総則

目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務等について定めるものとすること。

2　国内の農業生産の確保等のための農政の改革に関する方針

㈠　国は、食料自給率について、十年後に五十パーセント、将来においては六十パーセントを目標とするものとすること。

㈡　国及び地方公共団体は、米、小麦、大豆及び菜種等を、主要農産物とし、生産数量の目標を定めるものとすること。

㈢　国及び地方公共団体は、販売を行う農業者に対して、単年度当たりおおむね一兆円を目途とする直接支払を行うものとし、米の生産調整は廃止するものとすること。

㈣　国及び地方公共団体は、集落が行う農地等の保全管理等の取組みを支援するものとすること。

㈤　国は、農業への参入要件の緩和及び食料の備蓄の推進等のため、必要な施策を講ずるものとすること。

3　国内の漁業生産の確保のための水産行政の改革に関する方針

国は、水産資源に関する調査及び研究、漁獲限度量の割当、これに伴う漁業者への直接支払及び漁業権等の見直し、漁場環境の保全、水産資源の保存及び管理のための輸入の制限、漁場生産力の向上に取り組んだ漁業集落に対する直接支払等の施策を講ずるものとすること。

4　食料の安全性及び消費者の安心の確保のための農政等の改革に関する方針

国は、加工食品等の原料原産地の表示の義務付け、輸入検疫体制の強化、主要な輸入食料に対する輸入先国での査察等の施策を講ずるものとすること。

5　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二　議案の否決理由

本案は、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法を制定しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年五月十七日

農林水産委員長　稲葉　大和

衆議院議長　河野　洋平殿

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一　国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

二　前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2　この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一　次のいずれかに該当するものであること。

イ　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であって、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

ロ　農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であって、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

二　環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三　その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

（生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付）

第三条　政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一　当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積（当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）に応じて交付する交付金

二　当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2　前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3　面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4　第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分（以下「品質区分」という。）別の数量当たりの単価（以下「数量単価」という。）に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5　数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6　農林水産大臣は、面積単価又は数量単価（以下「面積単価等」という。）を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7　農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8　農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付）

第四条　政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

2　前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3　農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（交付金の交付の申請等）

第五条　第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2　前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（交付金の返還）

第六条　偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3　前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（報告及び検査）

第七条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条　偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九条　第七条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。

（面積単価等に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。

2　前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたものとみなす。

（施行のために必要な準備）

第三条　農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（大豆交付金暫定措置法の廃止）

第四条　大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）は、廃止する。

（大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

第五条　平成十八年以前の生産に係る大豆に係る前条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法の規定による交付金（次条において「大豆交付金」という。）の交付については、なお従前の例による。

（大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う罰則に関する経過措置）

第六条　附則第四条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金の交付に係る附則第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第八条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「第十四号」の下に「、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第　号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）」を加える。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第九条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

理　由

米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手の経営の安定を図ることにより、国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、我が国における農業の生産条件に関する不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、認定農業者等の担い手の経営全体に着目してその安定を図るために必要な交付金を交付する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　交付金の交付対象となる農産物及び農業者の範囲

㈠　対象農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょのように、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要であって、相互の組み合わせによる生産が広く行われているものとすること。

㈡　対象農業者は、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織（一定の要件を満たす集落営農）であって、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合する等の要件を満たすものとすること。

2　生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付

我が国の地理的条件が悪いこと等に起因する諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産物のうち、その生産費が販売価格を上回るものについて、両者の差額に応じ、次の交付金を交付するものとすること。

㈠　過去の一定期間における平均生産面積に応じて交付する交付金

㈡　毎年の生産量・品質に応じて交付する交付金

3　収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付

豊凶変動等による対象農産物に係る収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、自ら一定の積立てを行っていることを要件として、収入減の一部を補てんする交付金を交付するものとすること。

4　交付金の交付業務の適正な執行の確保

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた者に対し交付金の返還を命ずるとともに、必要

な場合にはその徴収ができるものとすること。

5　施行期日等

(一)　この法律は、一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

(二)　大豆交付金暫定措置法を廃止するとともに、その廃止に伴う必要な経過措置を定めるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、国民に対する食料の安定供給の確保に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年五月十七日

農林水産委員長　稲葉　大和

衆議院議長　河野　洋平殿

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律

（砂糖の価格調整に関する法律の一部改正）

第一条　砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　砂糖の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第三条―第十条）

第二節　異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条―第十八条）

第三節　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第十九条―第二十二条）

第四節　雑則（第二十三条―第二十五条）

第三章　でん粉の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置（第二十六条―第三十二条）

第二節　でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付（第三十三条―第三十六条）

第四章　雑則（第三十七条―第三十九条）

第五章　罰則（第四十条―第四十三条）

附則

第一条中「係る砂糖」の下に「及びでん粉等」を加え、「国内産糖に」を「甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉に」に、「国内産糖の」を「甘味資源作物及びでん粉原料用いもに係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の」に、「促進し、もつて甘味資源作物に係る農業所得の確保と」を「通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて」に改める。

第二条第一項中「及び「国内産糖」」を削り、「それぞれ、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第一項及び第二項に規定する甘味資源作物及び国内産糖」を「てん菜及びさとうきび」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「「砂糖年度」」の下に「及び「でん粉年度」」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　この法律において「でん粉原料用いも」とは、でん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょをいう。

6　この法律において「国内産いもでん粉」とは、でん粉原料用いもを原料として国内で製造されるでん粉をいう。

7　この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差にかんがみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「国内産糖」とは、甘味資源作物を原料として国内で製造される砂糖をいう。

「第二章　輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置」を「第二章　砂糖の価格調整に関する措置」に改める。

第三条の前の見出しを「（砂糖調整基準価格）」に改め、同条第一項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条第二項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に、「下つて」を「下回つて」に、「一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費」を「甘味資源作物が特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産糖が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、政令で定めるところにより粗糖の国際価格の動向を考慮して定める額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に、「政令で定めるところにより、砂糖の製造、販売、輸入又は消費に関し学識経験を有する者」を「食料・農業・農村政策審議会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同項を同条第四項とし、第二章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

第四条第一項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第三項及び第四項」に、「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改める。

第五条第一項中「粗糖の」を削り、「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改める。

第六条第一項中「以下」の下に「この節及び次

節において」を加え、「平均額及び」を「平均額に」に、「平均額を」を「平均額を加えて得た額を」に改める。

第九条第一項第一号中「控除して得た額」の下に「（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）」を加え、同号イ中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同項第二号中「控除して得た額」の下に「（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）」を加え、同号イ中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条第二項第一号中「製造数量を」を「供給数量を」に、「推定製造数量」を「推定供給数量」に改め、同項第二号中「製造数量」を「供給数量」に改め、同条第四項中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改める。

第三章から第六章までの章名を削る。

第十一条中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第二節　異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

第十五条第一項第二号中「控除して得た額」の下に「（その額が輸入異性化糖につき第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額）」を加え、同項第三号中「控除して得た額」の下に「（その額が輸入混合異性化糖につき同項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額）」を加え、同条第二項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条第四項中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改める。

第十八条の次に次の節名を付する。

第三節　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（甘味資源作物交付金の交付）

第十九条　機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、甘味資源作物の生産者であつて、当該甘味資源作物の作付面積その他の甘味資源作物の安定的な生産を確保するため必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「対象甘味資源作物生産者」という。）に対し、その生産する甘味資源作物（気象、土壌その他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域として農林水産大臣が指定するもの（第二十一条において「指定地域」という。）の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び糖度のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、甘味資源作物交付金を交付するものとする。

2　対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第　　号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（甘味資源作物交付金の金額）

第二十条　甘味資源作物交付金の金額は、対象甘味資源作物生産者ごとに、次項の規定により定められる糖度別の甘味資源作物交付金の単価に、当該対象甘味資源作物生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産糖製造事業者に売り渡した甘味資源作物の糖度別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2　甘味資源作物交付金の単価は、てん菜及びさとうきびごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が糖度別に定める。

一　対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生産費の額

二　前号の甘味資源作物の次条に規定する対象国内産糖製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額

3　甘味資源作物交付金の単価は、毎年、てん菜にあつては翌年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年十月一日から翌々年九月三十日までに収穫されるものにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4　甘味資源作物交付金の単価は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改定後の甘味資源作物交付金の単価を告示しなければならない。

第二十九条中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十九条を第四十三条とする。

第二十八条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第二十五条若しくは第二十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とし、第二十七条を第四十一条とする。

第二十六条に見出しとして「（報告及び検査）」を付し、同条第一項中「地域内国内産糖製造事業者、異性化糖製造者、精製糖若しくはでん粉の製造業者」を「甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者」に、「販売業者」を「製造業者若しくは販売業者」に、「若しくは異性化糖等」を「、異性化糖等、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章　罰則

第四十条　偽りその他不正の手段により甘味資源作物交付金若しくは国内産糖交付金又はでん粉原料用いも交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十五条の前の見出し及び同条を削る。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、「加えて得た額」の下に「（輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、それぞれその額が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額）」を加え、同項第一号中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一章並びに章名及び二条を加える。

第三章　でん粉の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置

（でん粉調整基準価格）

第二十六条　農林水産大臣は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五日までに、でん粉につき、でん粉調整基準価格を定めなければならない。

2　でん粉調整基準価格は、輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物を原料として製造されるでん粉の価格がその額を下回つて低落した場合にこれによるでん粉原料用いもの生産の振興及び国内産いもでん粉の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物の価格を調整することが必要となると認められる価格として、でん粉原料用いもが特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産いもでん粉が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、政令で定めるところによりでん粉の国際価格の動向を考慮して定める額を基準とし、政令で定めるところによりでん粉の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）に換算して、定めるものとする。

3　第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、でん粉調整基準価格について準用する。この場合において、同条第一項中「砂糖」とあるのは、「でん粉」と読み替えるものとする。

（輸入に係る指定でん粉等の機構への売渡し）

第二十七条　でん粉（国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差にかんがみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものに限る。）又はでん粉原料用輸入農産物（以下「指定でん粉等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定でん粉等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時について適用される次条の平均輸入価格がでん粉調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定でん粉等が関税定率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2　第五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による売渡しに係る指定でん粉等について準用する。

（平均輸入価格）

第二十八条　でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格（以下この節において「平均輸入価格」という。）は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の次に掲げる額を基準とし、当該一定期間内における輸入に係るでん粉の数量とでん粉原料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量に換算した数量との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一　海外におけるでん粉の主要な生産地域におけるでん粉の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額

二　海外における代表的なでん粉原料用輸入農産物の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額を、政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉の価格に換算した額

2　第六条第二項から第四項までの規定は、平均輸入価格について準用する。この場合において、同条第三項中「粗糖」とあるのは「でん粉」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入に係る指定でん粉等の買入れの価格）

第二十九条　第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉等についての機構の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。

一　当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、その輸入申告の時について適用される平均輸入価格

二　当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつては、その輸入申告の時について適用される平均輸入価格を政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格

（輸入に係る指定でん粉等の売戻し）

第三十条　機構は、第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡しをした者に対し、その指定でん粉等を売り戻さなければならない。

2　第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定でん粉等の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは「その売渡しに係る指定でん粉等」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」と読み替えるものとする。

（輸入に係る指定でん粉等の売戻しの価格）

第三十一条　前条第一項の規定による機構の指定でん粉等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一　当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、でん粉調整基準価格と第二十九条第一号に掲げる額との差額にそのでん粉に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る農林水産大臣の定める率（以下この条において「指定でん粉等調整率」という。）を乗じて得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、同号に掲げる額に加えて得た額

二　当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつては、でん粉調整基準価格を政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格と第二十九条第二号に掲げる額との差額にそのでん粉原料用輸入農産物に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る指定でん粉等調整率を乗じて得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、同号に掲げる額に加えて得た額

2　指定でん粉等調整率は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

一　当該年度の前年度における国内産いもでん粉の供給数量を基準とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産いもでん粉の推定供給数量

二　当該年度の前年度における輸入に係るでん粉の数量及びでん粉原料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量に換算したもの並びに国内産いもでん粉の供給数量を基準とし、当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係るでん粉、でん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉及び国内産いもでん粉の推定総供給数量

3　第三条第四項の規定は、指定でん粉等調整率について準用する。

（買入れ及び売戻しの価格の減額）

第三十二条　第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定でん粉等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第二節　でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

（でん粉原料用いも交付金の交付）

第三十三条　機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、でん粉原料用いもの生産者であつて、当該でん粉原料用いもの作付面積その他のでん粉原料用いもの安定的な生産を確保するため必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「対象でん粉原料用いも生産者」という。）に対し、その生産するでん粉原料用いも（気象、土壌その他の自然的条件がでん粉原料用いもの栽培に適すると認められる地域として農林水産大臣が指定するもの（第三十五条において「指定地域」という。）の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、でん粉原料用いも交付金を交付するものとする。

2　対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までに植付けされたばれいしよについてのでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

（でん粉原料用いも交付金の金額）

第三十四条　でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いも生産者ごとに、次項の規定により定められる品位別のでん粉原料用いも交付金の単価に、当該対象でん粉原料用いも生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者に売り渡したでん粉原料用いも（当該対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として農林水産省令で定める期間内に委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む。）の品位別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2　でん粉原料用いも交付金の単価は、ばれいしよ及びかんしよごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が品位別に定める。

一　対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な生産費の額

二　前号のでん粉原料用いもの次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額

3　でん粉原料用いも交付金の単価は、毎年、翌年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いもにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4　第二十条第四項の規定は、でん粉原料用いも交付金の単価について準用する。

（国内産いもでん粉交付金の交付）

第三十五条　機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産いもでん粉を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件（対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあつては、第二号に掲げる要件を除く。）を満たすもの（以下「対象国内産いもでん粉製造事業者」という。）に対し、その製造する国内産いもでん粉（指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、国内産いもでん粉交付金を交付するものとする。

一　農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産いもでん粉を製造していること。

二　対象でん粉原料用いも生産者に対して支払うでん粉原料用いもの対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象でん粉原料用いも生産者と約定していること。

三　農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

（国内産いもでん粉交付金の金額）

第三十六条　国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産いもでん粉交付金の単価に、当該対象国内産いも

でん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2　国内産いもでん粉交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産いもでん粉の種類に応じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一　対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な買入れの価格に相当する額（その額が当該でん粉原料用いもの標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額）

二　前号のでん粉原料用いもの買入れ及びこれを原料とする国内産いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額

三　政令で定めるところにより、輸入に係るでん粉につき第三十一条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額

3　国内産いもでん粉交付金の単価は、でん粉年度ごとに、国内産いもでん粉の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4　第二十条第四項の規定は、国内産いもでん粉交付金の単価について準用する。

第四章　雑則

（対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いもでん粉製造事業者に対する勧告）

第三十七条　農林水産大臣は、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの適正な取引を確保するため特に必要があると認めるときは、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、対象甘味資源作物生産者又は対象でん粉原料用いも生産者との取引の条件及び方法に関し、必要な勧告をすることができる。

2　農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、第二十一条第三号又は第三十五条第三号の認定に係る計画に記載した措置を実施していないと認めるときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対して、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

（国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の返還等）

第三十八条　農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、前条の勧告に従わないときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

2　機構は、前項の規定による通知があつたときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、交付すべき国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

第二十三条第一項中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、「加えて得た額」の下に「（その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額（混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額）を超えるときは、その額を加えて得た額）」を加え、同条を第二十四条とする。

第二十二条第一項中「平均輸入価格又は」及び「以下同じ。」を削り、「国内産糖についての交付金」を「国内産糖交付金」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条の見出しを「（国内産糖交付金の金額）」に改め、同条第一項中「第十九条の交付金」を「国内産糖交付金」に、「地域内国内産糖製造事業者ごと」を「対象国内産糖製造事業者ごと」に、「交付金の単価」を「国内産糖交付金の単価」に、「農林水産省令で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造した」を「当該対象国内産糖製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した」に改め、同条第二項中「交付金」を「国内産糖交付金」に、「から第二号」を「に第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号」に改め、同項第二号中「平均輸入価格又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該」を「前号の」に改め、「を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して算出される額」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額（その額が当該甘味資源作物の標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額）

第二十一条第三項中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「第二十条第四項」に、「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節　雑則

第二十条の次に次の一条を加える。

（国内産糖交付金の交付）

第二十一条　機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産糖を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件を満たすもの（以下「対象国内産糖製造事業者」という。）に対し、その製造する国内産糖（指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める種類及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、国内産糖交付金を交付するものとする。

一　農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産糖を製造していること。

二　対象甘味資源作物生産者に対して支払う甘味資源作物の対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象甘味資源作物生産者と約定していること。

三　農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「砂糖」の下に「及びでん粉」を加える。

第十条第一項第五号中「砂糖の価格調整に関する法律」を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改め、同号ハ中「国内産糖についての交付金」を「甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金」に改め、同号に次のように加える。

ニ　輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ホ　でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。

第十条第一項第七号中「原料作物」の下に「、でん粉及びその原料作物」を加える。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第一号中「前条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第三号中「前条第一項第五号」を「第十条第一項第五号イ、ロ及びハ」に、「及びこれら」を「並びにこれら」に改め、同条第四号中「前条第一項第六号」を「第十条第一項第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十条第一項第五号ニ及びホの業務、同項第七号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（国庫納付金）

第十一条　機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一　前条第一項第五号イ及びロの業務　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第　号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二　前条第一項第五号ニの業務　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしょの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

第十八条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号中「第十三条第一項又は第十五条第一項」を「第十四条第一項又は第十六条第一項」に改める。

附則第六条第二項中「第十一条第三号」を「第十二条第三号」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

附則第八条第二項中「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（甘味資源特別措置法の廃止）

第三条　甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条、第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（指定糖及び異性化糖等の価格調整に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「新法」という。）第三条、第四条、第五条第一項、第九条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項、第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第十五条第二項の規定は、平成十九年十月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお従前の例による。

（甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付に関する経過措置）

第三条　新法第二章第三節の規定は、平成十九年一月一日以後には種されるてん菜若しくは同年十月一日以後に収穫されるさとうきび又はこれらを原料として製造される国内産糖について適用し、同年一月一日前には種されるてん菜又は同年十月一日前に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖に係る第一条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（次項において「旧法」という。）第十九条の交付金の交付については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十九条の交付金の交付は、第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法の適用については、同法第十条第一項第五号ハの国内産糖交付金の交付とみなす。

（甘味資源作物交付金の単価に関する経過措置）

第四条　農林水産大臣は、平成十八年十二月三十一日までに、新法第二十条第二項の規定の例により、平成十九年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜又は同年十月一日から平成二十年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価を定め、これを告示しなければならない。

2　前項の規定により定められた甘味資源作物交付金の単価は、この法律の施行の日において新法第二十条第二項の規定により定められたものとみなす。

（指定でん粉等の価格調整に関する経過措置）

第五条　新法第三章第一節の規定は、平成十九年十月一日以後に輸入申告をする指定でん粉等について適用する。

（でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付に関する経過措置）

第六条　新法第三章第二節の規定は、平成十九年一月一日以後に植付けされるでん粉原料用いも又はこれを原料として製造される国内産いもでん粉について適用する。

（でん粉原料用いも交付金の単価に関する経過措置）

第七条　農林水産大臣は、平成十八年十二月三十一日までに、新法第三十四条第二項の規定の例により、平成十九年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いもに係る

でん粉原料用いも交付金の単価を定め、これを告示しなければならない。

2　前項の規定により定められたでん粉原料用いも交付金の単価は、この法律の施行の日において新法第三十四条第二項の規定により定められたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（農産物価格安定法の廃止）

第十一条　農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）は、廃止する。

（食糧管理特別会計法の一部改正）

第十二条　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）ニ依リ政府ノ買入ルル農産物等（以下農産物等ト謂フ）」を削る。

第一条ノ二中「農産物等安定勘定」を削る。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「、農産物等」を削る。

第六条ノ二を削り、第六条ノ二ノ二を第六条ノ二とする。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「、農産物等安定勘定」を削る。

第六条ノ九中「、農産物等」を削る。

第八条ノ四中「農産物等安定勘定」を「輸入飼料勘定」に改める。

第八条ノ四ノ二を削る。

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　前条の規定による改正後の食糧管理特別会計法（以下この条において「新特別会計法」という。）の規定は、平成十九年度の予算から適用し、平成十八年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2　新特別会計法第六条ノ八第二項の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、平成十九年度分（前々年度に係る当該書類については、平成二十年度分を含む。）の予算に限り、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際前条の規定による改正前の食糧管理特別会計法に基づく食糧管理特別会計の農産物等安定勘定（次項において「旧農産物等安定勘定」という。）に所属する積立金は、新特別会計法に基づく食糧管理特別会計の調整資金に帰属するものとする。

4　前項に定めるもののほか、この法律の施行の際旧農産物等安定勘定に所属する権利義務は、新特別会計法に基づく食糧管理特別会計の調整勘定に帰属するものとする。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第十四条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二十条の三中「第十一条の」を「第十二条の」に、「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第十五条　肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十五条の二中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第十六条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十六条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十四号中「農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する農産物等をいう。）及び」を削る。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十七条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「砂糖の価格調整に関する法律」を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改める。

理　由

砂糖及びでん粉の安定的な供給の確保を図るため、輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金を交付する措置等を定めるとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務にでん粉等の買入れ及び売戻しの業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、砂糖及びでん粉の安定的な供給の確保を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　砂糖の価格調整に関する法律の一部改正

㈠　法律の題名を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改めること。

㈡　砂糖の価格調整に関する措置

甘味資源作物の最低生産者価格を廃止するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、対象甘味資源作物生産者及び対象国内産糖製造事業者に対し、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金を交付するものとすること。

㈢　でん粉の価格調整に関する措置

(1)　国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがある輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物（以下「指定でん粉等」という。）について、機構へ

の売渡し及び買戻しの義務を課すものとすること。

(2)　機構は、対象でん粉原料用いも生産者及び対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金を交付するものとすること。

2　独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

機構において、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付の業務を行うことができるようにするとともに、機構の業務に輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付の業務を追加すること。

3　甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法の廃止

甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法を廃止すること。

4　施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、砂糖及びでん粉の安定的な供給の確保を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年五月十七日

農林水産委員長　稲葉　大和

衆議院議長　河野　洋平殿

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「その適切な買入れ、」を「麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3　この法律において「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することをいう。

第四十一条を次のように改める。

（麦の需給見通し）

第四十一条　農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し（以下「需給見通し」という。）を定めるものとする。

2　需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　麦の種類別需要数量に関する事項

二　前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項

三　麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項

四　その他麦の需給の安定に関する重要事項

3　第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十一条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは「麦」と読み替えるものとする。

第四十二条の見出しを「（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）」に改め、同条第一項中「次項、第四十四条及び第四十五条」を「第五項及び次条から第四十五条まで」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

3　第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4　第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

第四十三条を次のように改める。

（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）

第四十三条　政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買い入れることができる。

2　政府は、前項の規定により買い入れた麦等を同項の買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3　第一項の規定により買い入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4　第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

第四十四条中「「前条」の下に「、第四十二条」を加える。

第四十五条第一項ただし書中「第四十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四十二条第五項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二　第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合

三　国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合

第四十六条の見出し中「及び麦」を削り、同条第一項中「政府は」の下に「、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があると認めるときは」を加え、「及び第四十二条」を「、第四十二条及び第四十三条」に改め、「及び麦」を削り、同条第二項中「第三十一条」の下に「、第四十二条及び第四十三条」を加え、「及び麦」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（需給見通しに関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（次項において「新法」という。）第四十一条の規定の例により、同条第一項に規定する需給見通し（次項において「需給見通し」という。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められた需給見通しは、この法律の施行の日において新法第四十一条の規定により定められたものとみなす。

（農産物検査法の一部改正）

第三条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「で前項の品位等検査に係る麦以外のもの」を削り、同項を同条とする。

第十五条第二項中「第六条第一項又は」を削る。

第十七条第三項第一号中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の下に「（平成六年法律第百十三号）」を加える。

第三十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第十五条第二項の規定に違反した者

（飼料需給安定法の一部改正）

第四条　飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「基づき、」の下に「大麦及び小麦について」を加え、「により大麦及び小麦の」を「による」に改め、「買入れ」の下に「及び同法第四十三条第一項の規定による買入れ」を加える。

第五条第四項を削る。

（地価税法の一部改正）

第五条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号イ中「第四十一条第一項（麦の政府買入れ）又は第四十二条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ）」を「第四十二条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）、第四十三条第一項（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）又は第四十六条第一項（米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し）」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

麦についての国の関与の在り方を見直しつつその需給及び価格の安定を引き続き図るため、国内産麦の無制限買入制度及び政府保有麦についての標準売渡価格制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し、その見通しに基づき輸入及び備蓄を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、主要食糧である麦について、担い手の経営全体に着目した新たな経営安定対策を導入することとしていることに伴い、国の関与の在り方を見直しつつ、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国内産麦に係る政府の無制限買入制度を廃止すること。

2　新たに麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとすること。

3　農林水産大臣が定める標準売渡価格を廃止し、政府が保有する外国産麦については、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡すものとすること。

4　国家貿易の枠内で製粉企業等の多様な需要に柔軟に対応できるよう、米穀について既に制度化されている特別な輸入方式（ＳＢＳ（売買同時契約）方式）を導入すること。

5　この法律は、一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

6　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、需給見通しを定め、これを公表することができるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年五月十七日

農林水産委員長　稲葉　大和

衆議院議長　河野　洋平殿

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年三月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第一条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「、協同組合」の下に「（第九条の二第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同組合）」を加え、同項第一号の二中「、協同小組合」の下に「（第九条の二第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同小組合）」を加え、同項第三号中「一を」を「いずれかを」に改め、「冠する連合会」の下に「（第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものにあつては、その種類に従い、共済協同組合又は共済協同小組合のうちのいずれかを冠する連合会）」を加える。

第八条第一項、第三項及び第四項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第九条の二第一項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条中第十一項を第十五項とし、第六項から第十項までを四項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の四項を加える。

6　事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他これに準ずる者として主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行（保険募集（同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）及びこれに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。）を行うことができる。

7　第一項第三号の規定により共済事業（組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

8　行政庁は、前項ただし書の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事業が当該特定共済組合の業務の健全かつ適正な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを承認してはならない。

9　共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合についての第三項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員及び組合員と生計を一にする親族」とする。

第九条の二の二第一項中「前条第八項」を「前条第十二項」に改める。

第九条の六の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（共済規程）」を付し、同条第一項を次のように改める。

事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第九条の六の二第二項中「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金」を「共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　事業協同組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条（責任共済等の契約の締結強制）に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「責任再共済」という。）又は責任再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「責任共済等」という。）の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項」とあるのは、「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に関して主務省令で定める事項」とする。

第九条の六の二の次に次の一条を加える。

（共済の目的の譲渡等）

第九条の六の三　共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の承諾を得て、その目的に関し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書に規定する組合員（以下この条において「組合員等」という。）の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、同条第一項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。

2　前項の規定は、死亡、合併又は分割により共済の目的が承継された場合について準用する。

3　組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されていた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の二第一項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。

第九条の七に見出しとして「（商品券の発行）」を付する。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

2　前項各号に掲げるもののほか、火災共済協同組合は、保険会社その他これに準ずる者として第九条の二第六項の主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行（保険募集及びこれに関連する事務として同項の主務省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

第九条の七の二に次の一項を加える。

3　火災共済協同組合については、第九条の二第三項及び第九条の六の三の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて第八条第三項に規定する小規模の事業者であるもの」と、同条第一項中「第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書」とあるのは「第九条の七の二第三項において読み替えて準用する第九条の二第三項ただし書」と、同項中「同条第一項第三号、第三項及び第九項」とあり、及び同条第三項中「第九条の二第一項第三号、第三項及び第九項」とあるのは「第九条の七の二」と読み替えるものとする。

第九条の七の三及び第九条の七の四を次のように改める。

第九条の七の三及び第九条の七の四　削除

第九条の七の五第一項中「及び第二款」を「の規定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は火災共済協同組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）が締結する一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し共済掛金を収受する共済契約について、同節第二款」に、「規定は、」を「規定は」に改め、「について」の下に「、同節第三款（運送保険）の規定は共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合を除く。）が締結する一定の偶然の事故によつて生ずることのある運送品の損害をてん補することを約し共済掛金を収受する共済契約について、同章第二節（第六百八十三条第一項に掲げる準用規定のうち第六百六十四条に係る規定を除く。）（生命保険）の規定は共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合を除く。）が締結する人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関し一定の金額を支払うことを約し共済掛金を収受する共済契約について、それぞれ」を加え、同条第二項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、「第二百七十五条第一項第二号」の下に「及び第二項」を加え、「火災共済協同組合」を「共済事業を行う協同組合」に、「火災共済契約の募集について」を「共済契約の募集について」に、「組合員並びにその役員及び使用人が」を「共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が」に、「説明」の規定は火災共済契約」を「説明」の規定は共済契約」に、「組合員並びにその役員及び使用人に」を「共済代理店並びにその役員及び使用人に」に、「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、「（第八号を除く。）」を削り、「その組合員」を「その共済代理店」に、「、同法第三百十一条」を「、同法第三百九条（保険契約の申込みの撤回等）の規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四条第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と」を加え、「「組合員」」を「「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」」に、「同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」」を「「損害保険代理店である」とあるのは「共済代理店である」と、同条第二項中「次条又は第二百八十六条の登録を受けて」とあるのは「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出を行つて」と、同法第三百条第一項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項に規定する共済規程若しくは同法第二十七条の二第三項に規定する火災共済規程」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」に、「「募集」を「「共済契約の募集」に改める。

第九条の九第一項第四号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「第五項の」を「第六項に規定する」に改め、同条第三項中「及び第三号の事業」の下に「並びに会員たる火災共済協同組合と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第七項中「第九条の七の四第一項前段」を「第九条の六の三第一項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十一項まで及び」を「から第十五項まで（第七項及び第九項（事業協同小組合に係る部分に限る。）を除く。）、」に改め、「第九条の七まで」の下に「及び第九条の七の五」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二第九項中「組合員並びに組合員と生計を一にする親族

及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは、「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

第九条の九中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会であつてその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条第一項中「火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）について、組合員に経費を賦課することができない。

第十九条第二項第一号中「施設」を「事業」に改める。

第二十五条の見出し中「火災共済協同組合等」を「共済事業を行う組合」に改め、同条第一項中「火災共済協同組合」を「特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）、火災共済協同組合又は特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に、「二百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「五千万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　再共済若しくは再再共済の事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の出資の総額は、三千万円以上でなければならない。

第二十六条中「一の都道府県」を「一又は二以上の都道府県」に改める。

第二十六条の二を次のように改める。

第二十六条の二　都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区は、他の都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

2　第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

第二十七条第八項中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「第三十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合（以下「監査権限限定組合」という。）」に改める。

第二十七条の二第一項中「書面を」の下に「、主務省令で定めるところにより、」を加え、同条第二項中「書面」の下に「その他主務省令で定める書面」を加え、同条第三項中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び」を「火災共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項を記載した書面（以下「火災共済規程」という。）、」に改め、「書面」の下に「その他主務省令で定める書面」を加え、同条第四項及び第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第六項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「事業方法書」を「火災共済規程」に改め、同項第二号中「見込」を「見込み」に改め、同項第三号中「事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程及び事業計画」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

第三十二条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第三十三条第一項中「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）に係る」に改め、同条第二項中「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に改め、「又は再共済金額」及び「又は再共済料」を削る。

第三十四条の二第一項中「、規約及び共済規程」を「及び規約（共済事業を行う組合にあつては、定款、規約及び共済規程又は火災共済規程）」に改める。

第三十五条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「はかり」を「諮り」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

第三十五条の三の次に次の一条を加える。

（役員の資格等）

第三十五条の四　次に掲げる者は、役員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三　この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2　前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

第三十六条第一項中「役員」を「理事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第三十六条に次の一項を加える。

5　前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第三十六条の三の見出しを「（役員の職務及び権限等）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3　理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十六条の三に次の三項を加える。

4　組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない組合（第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。）は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5　前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　前三項（第三項において準用する会社法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に係る部分を除く。）の規定は、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

第三十六条の四を次のように改める。

第三十六条の四　削除

第三十六条の六第四項中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」を「監査権限限定組合以外の組合」に改め、同条第六項中「（招集権者）」の下に「、第三百六十七条（株主による招集の請求）」を加え、「（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十六条の七第一項中「出席した理事」の下に「及び監事」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（理事の自己契約等）

第三十八条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二　組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2　民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3　第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十八条の二第七項中「信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合

連合会」を「監査権限限定組合以外の組合」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条（第四項を除く。）及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）」とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十八条の三第二項第一号イ中「第四十条第一項に規定する決算関係書類」を「第四十条第一項及び第二項の規定により作成すべきもの」に改める。

第三十九条中「を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分」を削る。

第四十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第四十条第五項を同条第十三項とし、同条第四項中「この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んでは」を「ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければ」に改め、同項第一号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「の閲覧又は謄写」を「又は当該書面の写しの閲覧」に改め、同項第二号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「又は謄写」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

第四十条第四項に次の一号を加える。

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第四十条第四項を同条第十二項とし、同条第三項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9　理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10　組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11　組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

第四十条第二項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4　組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5　第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6　前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7　理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

第四十条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

第四十条の次に次の二条を加える。

第四十条の二　共済事業を行う組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるものは、前条第二項の規定により作成した決算関係書類について、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

2　前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「その子会社」とあるのは「その子会社等（中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、「作成することができる」とあるのは「作成しなければならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　会計監査人については、第三十五条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六条第一項から第五項まで、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百九十六条第一項及び第二項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　会計監査人の責任については、第三十八条

の二から第三十八条の四までの規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、第三十八条の三第二項第二号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十八条の四中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「他の役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十九条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条の三　会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2　前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

第四十一条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「十分の一」を「百分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十一条に次の一項を加える。

5　共済事業を行う組合並びに信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十五条第四項中「第三十五条第七項及び第八項」を「第三十五条第八項及び第九項」に改める。

第五十五条の二の見出し中「信用協同組合等の」を削り、同条第一項中「信用協同組合又は」を「共済事業を行う組合又は信用協同組合若しくは」に改め、「前条第七項」の下に「、第五十七条の二の二第一項」を加え、「第六十三条第一項」を「第六十三条」に改める。

第五十七条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十七条の二の見出しを「（火災共済協同組合等の火災共済規程の変更）」に改め、同条中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程」に改める。

第五十七条の二の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「責任共済等の事業を行う組合が責任共済等の事業」を「共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会（第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）が共済事業」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「責任共済等の共済契約」を「責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約」に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第三項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第四項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項の規定にかかわらず、責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び当該事業に係る財産の移転は、当該事業を行う他の組合に対して行うことができる。

第五十七条の五中「責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計の原則）

第五十七条の六　組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十八条第一項中「十分の一」の下に「（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）」を加え、同条第五項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に改め、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、「支払準備金」の下に「並びに前項の契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻し」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として収受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程又は火災共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合には、公正かつ衡平な分配をするための基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

第五十八条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第五十八条の二の次に次の六条を加える。

（共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止）

第五十八条の三　共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。

（健全性の基準）

第五十八条の四　行政庁は、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一　出資の総額、利益準備金の額その他の主務省令で定めるものの額の合計額

二　共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

（重要事項の説明等）

第五十八条の五　共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、主務省令で定めるところにより、当該共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（共済計理人の選任等）

第五十八条の六　共済事業を行う組合（主務省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として主務省令で定めるものに関与させなければならない。

2　共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として主務省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第五十八条の七　共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一　主務省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二　契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三　その他主務省令で定める事項

2　共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3　行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4　前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十八条の八　行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第二章第五節中第六十一条の次に次の一条を加える。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第六十一条の二　共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　前項の組合のうち第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要するものが子会社その他当該組合と主務省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3　前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4　第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6　第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第六十二条第一項第五号中「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改め、同条第三項中「第百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定により」を「第百六条の二第四項又は第五項の規定により第二十七条の二第一項の」に改める。

第六十三条前段中「組合は」の下に「、総会の議決を経て」を加える。

第六十四条第五項中「及び第五項本文」を「、第五項本文及び第六項」に改める。

第六十七条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第六十八条第二項中「第百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定による」を「第百六条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の」に改める。

第六十八条の二第一項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に、「第百六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定による認可の取消し」を「第百六条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認可の取消し」に改め、同条第二項及び第三項中「火災共済契約」を「共済契約」に、「払いもどさなければ」を「払い戻さなければ」に改める。

第六十九条第一項中「第四百八十五条」の下に「、第四百八十九条第四項及び第五項」を、「第三十五条の三」の下に「、第三十五条の四」を加え、「、第四十条第一項から第三項まで」を「（第三十六条の七第四項を除く。）、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）」に、「並びに第四十八条」を「、第四十八条並びに第五十三条の二並びに会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条」に、「会社法第七編第二章第二節」を「同法第七編第二章第二節」に、「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改め、「第三百五十三条」の下に「、第三百六十条第一項」を加え、「第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」を「第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」に、「同法第四百九十二条第一項」を「同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項」に改める。

第八十二条の八中「第四十条第四項」を「第四十条（第一項、第六項から第九項まで及び第十三項を除く。）」に、「第六項から第十二項まで」を「第七項から第十三項まで」に、「第三十六条」を「第二十六条（第五項を除く。）」に、「第四十条第一項から第三項まで」を「第四十条第七項から第九項まで」に、「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に、「第三十八条中」を「第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中」に改める。

第八十二条の十第四項中「第五十三条の二並びに第五十三条の三」を「第五十三条の三並びに第五十三条の四」に改める。

第八十二条の十三第一項第三号中「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改める。

第八十二条の十八第一項中「第四十条第一項から第三項まで」を「第四十条第二項から第十項まで（第六項を除く。）」に、「第三十八条中」を「第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中」に改める。

第九十六条第五項中「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改める。

第百四条第一項及び第百五条第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは火災共済規程」に改める。

第百五条の二に次の二項を加える。

2　第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3　前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

第百五条の三に次の四項を加える。

2　行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関し必要な報告を徴することができる。

3　行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済事業を行う組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

4　行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

5　組合の子法人等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第百五条の四第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を「、規約、共済規程若しくは火災共済規程」に改め、「その組合若しくは

中央会からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又は」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百五条の四に次の四項を加える。

4　行政庁は、前二項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

6　第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百五条の五を削る。

第百六条の見出しを「（法令等の違反に対する処分）」に改め、同条第一項中「第百五条の四第一項」を「第百五条の三第二項」に、「若しくは第百五条の四」を「若しくは前条第一項」に改め、「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは火災共済規程」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3　行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4　前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第百六条の二及び第百六条の三を次のように改める。

（共済事業に係る監督上の処分）

第百六条の二　行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

2　行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

3　前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならない。

4　行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第九条の六の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

5　行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、若しくは第九条の六の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

（行政庁への届出）

第百六条の三　共済事業を行う組合（第一号に掲げる場合においては、組合又は届出に係る共済代理店）は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一　共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二　共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三　子会社等を新たに有することとなつたとき。

四　子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五　第六十一条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。

六　その他主務省令で定める場合に該当するとき。

第百十一条第一項中「第六十五条第二項」を「第六十五条第一項」に、「左の」を「次の」に改める。

第百十二条の二第一号中「第九条の七の五第二項」の下に「（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「火災共済契約」を「共済契約」に改め、同条第二号中「第九条の七の五第二項」の下に「（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第百十二条の三とし、第百十二条の次に次の一条を加える。

第百十二条の二　第六十一条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供した者は、百万円以下の罰金に処する。

2　第六十一条の二第四項の規定により同条第一項又は第二項に規定する書類をこれらの規定により備え置き公衆の縦覧に供したものとみなされる場合において、同条第四項に定める電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、又は虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者も前項と同様とする。

第百十四条中「第百五条の四第一項」を「第百五条の三第二項」に改め、「報告をし」の下に「、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし」を加え、「第百五条の四の」を「第百五条の四第一項若しくは第三項の」に改め、「妨げ、若しくは」の下に「忌避し、若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは」を加える。

第百十四条の四各号を次のように改める。

一　第百十二条の二第一項若しくは第二項又は前条　各本条の罰金刑

二　第百十四条　同条の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）

第百十四条の六中「責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に改め、「役員」の下に「、会計監査人」を加え、同条第八号及び第九号を削り、同条第七号を同条第十四号とし、同条第六号中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項又は第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　第五十八条の六第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の主務省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

十三　第五十八条の八又は第百六条の二第一項、第二項若しくは第五項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

第百十四条の六第五号中「第五十八条第五項又は第六項」を「第五十八条第五項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条第九号とし、同条第二号中「違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更した」を「違反した」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の五号を加える。

三　第四十条の二第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

四　第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

五　第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六　第四十条の二第三項又は第四十条の三第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七　第四十条の三第一項の規定に違反したとき。

第百十四条の六に第一号として次の一号を加える。

一　第九条の二第七項又は第九条の九第四項の規定に違反して、承認を受けないでこれらの規定に規定する事業を行つたとき。

第百十四条の六に次の二号を加える。

十五　第百五条の二第二項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十六　第百六条の三の規定に違反したとき。

第百十四条の六に次の一項を加える。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十条の二第三項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百十四条の七中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、「第九条の七の五第二項」の下に「（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を「報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による」に、「同項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

第百十五条第三号中「第九条の九第四項」を「第九条の七の二第三項又は第九条の九第五項」に改め、「又は第九条の七の二第二項」を削り、同条第四号及び第五号中「第九条の九第六項」を「第九条の九第七項」に改め、同条第七号中「第五十七条の二の二第五項」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録

された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第十号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第二十七号中「第百五条の三」を「第百五条の三第一項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十六号中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条中第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第百十五条第二十一号を同条第二十五号とし、同条第二十号中「第五十七条の二の二第四項」を「第五十七条の二の二第五項」に改め、「民法第七十九条第一項」の下に「若しくは同法第八十一条第一項」を加え、同号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　第五十七条の五の規定に違反したとき。

第百十五条第十九号中「第五十七条の二の二第四項」を「第五十七条の二の二第五項」に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号を同条第二十一号とし、同条第十七号中「第三十八条の二第六項」を「第三十八条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十八条の二第六項」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　第三十八条第三項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十五条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を削り、同条第十四号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項」を「第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五　第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十六　第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第百十五条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第百十五条に次の一項を加える。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十六条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第三十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（輸出入取引法の一部改正）

第二条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「時」と」の下に「、同法第五十六条第二項第二号中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と」を加える。

第十九条第一項中「及び第九項から第十一項まで」を削り、「、第三十五条の二」の下に「から第三十六条の三まで、第三十六条の五」を、「第三十八条」の下に「から第四十条まで、第四十一条」を、「総代会」の下に「、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）」を加え、「並びに第百四条、第百五条、第百五条の四第一項」を「並びに第百四条、第百五条、第百五条の三第二項、第百五条の四第一項、第六項及び第七項」に改め、「この場合において」の下に「、同法第十条の二第三項第二号、第十一条第三項、第二十七条第七項、第三十四条の二第二項第二号及び第三項、第三十六条の三第二項、第三項及び第五項、第三十六条の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条の二、第五十三条の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七条の五、第六十三条の二第六号、第六十三条の三第五号並びに第六十九条第一項中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と」を、「第五十一条第二項」の下に「、第五十七条の五」を、「第六十二条第二項」の下に「、第六十五条第一項」を、「第九十六条第五項、第百四条、第百五条」の下に「、第百五条の三第二項」を加え、「の設定、変更又は廃止」とあるのは「二　規約及び共済規程の設定、変更又は廃止　二の二　輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」に改め、「第六十二条第一項第五号」の下に「及び第九十六条第五項」を加え、「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改め、同条第二項中「第九条の二第六項」を「第九条の二第十項」に改め、「よつて定める」と」の下に「、同法第五十六条第二項第二号、第六十三条の四第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三条の五第一項、第二項第三号、第七項及び第九項第三号、第六十三条の六第一項、第二項第三号並びに第六十四条第六項及び第八項第三号中「主

務省令」とあるのは「経済産業省令」と」を加える。

第四十五条第三号中「第百五条の四第一項又は」を「同法第百五条の四第一項又はこの法律」に、「同法第百五条第二項」を「中小企業等協同組合法第百五条第二項」に改める。

第五十条第四号中「同条第一項から第三項まで」を「同条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第七号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条中第十八号を第二十三号とし、第十五号から第十七号までを五号ずつ繰り下げ、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八　第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

十九　第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第五十条第十三号中「中小企業等協同組合法」の下に「第三十八条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は」を加え、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を削り、同条第十号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二　第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第五十条第八号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第五十条に次の一項を加える。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第五十一条第四号中「主務省令」を「経済産業省令」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第三条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十三条まで（」の下に「第十二条第二項並びに」を加え、「第四十二条」を「第三十六条の三」に、「第三十七条第二項、第三十八条の二第七項、第四十条第五項及び第四十一条第三項を除く。）」を「第三十五条の四第二項及び第三十六条の三第六項を除く。）、第三十六条の五から第四十条まで（第三十七条第二項及び第四十条第十三項を除く。）、第四十一条第一項から第三項まで、第四十二条」に、「第五十七条」を「第五十五条」に、「、第五十三条第四号及び第五号並びに第五十五条の二を除く。）」を「並びに第五十三条第四号及び第五号を除く。）、第五十六条から第五十七条まで、第五十七条の五、第五十七条の六」に、「第百五条の二及び」を「第百五条の二第一項及び第三項並びに」に、「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改める。

第二十三条第一項第三号中「第二十七条第一項の規定若しくは」の下に「この法律」を加える。

第二十六条第三号中「第四十条第一項から第四項まで」を「第四十条第一項から第十二項まで」に、「第四十条第一項から第三項まで」を「第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第六号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第二十二号中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号を第二十四号とし、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第二十六条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　準用協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

第二十六条中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同条第十三号中「第三十八条の二第六項」を「第三十八条第一項若しくは第三十八条の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　準用協同組合法第三十八条第三項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十六条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を削り、同条第十号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二　準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第二十六条第八号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第二十六条に次の一項を加える。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第四条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十七第一項中「書面を」の下に「、主務省令で定めるところにより、」を加える。

第五条の二十二中「協同組合法」の下に「第百五条の三第二項及び」を加える。

第五条の二十三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、協同組合法第二十八条中「前条第一項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第一項」と読み替えるものとする。

第五条の二十三第三項中「及び第六項、第三十五条の二」を「、第六項及び第七項、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五」に、「第四十一条まで」を「第三十九条まで（役員、理事会等）、第四十条及び第四十一条（決算関係書類等の作成等）」に改め、「減少」の下に「、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）」を加え、「及び第五十一条第二項」を「、第五十一条第二項及び第五十七条の五」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に改め、同条第四項中「及び第五項本文」を「、第五項本文及び第六項」に改め、「準用する第三十五条第四項本文」の下に「及び第六項」を加え、「第三十八条の四まで」を「第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。）」に改め、「第三十八条の四まで（」の下に「第三十六条の七第四項及び」を加え、同条第六項中「から第百五条の三まで、第百五条の四第一項、第百六条第一項及び第四項並びに第百六条の二」を「、第百五条、第百五条の二第一項及び第三項、第百五条の三第一項及び第二項、第百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第百六条」に改める。

第十七条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第三号及び第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第七項中「第九条の二第二項、第六項から第十一項まで」を「第九条の二第十項から第十五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

第十七条の二第一項中「同条第三項ただし書」を「同条第四項ただし書」に改め、同条第二項中「前条第三項ただし書」を「前条第四項ただし書」に改める。

第三十三条中「第七項まで」を「第八項まで」に、「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

第四十二条第一項中「書面を」の下に「、主務省令で定めるところにより、」を加える。

第四十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、協同組合法第二十八条中「前条第一項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

第四十七条第二項中「及び第三十四条の二から第五十五条まで（役員、総会、総代会等）を「、第三十四条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第四十条まで、第四十一条から第五十五条まで（役員、総会、総代会等）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）及び第五十七条の六（会計の原則）」に、「及び第五十一条第二項及び第五十七条の

五」に、「第四十一条第二項及び第四十五条第一項」を「第四十一条第三項」に、「十分の一」を「百分の三」に、「当る」を「当たる」に改め、「過半数の議決権を有する会員」と」の下に「、協同組合法第四十五条第一項中「総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と」を加え、同条第三項中「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に、「第六十六条第一項」を「第六十五条第一項、第六十六条第一項」に改める。

第五十四条中「主務大臣」と」の下に「、「第百六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と」を加える。

第六十七条中「、定款」を「若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款」に改める。

第六十九条第四項中「第百六条の二（解散の命令の通知の特例）」を「第百六条第三項及び第四項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

第七十一条中「から第百五条の二まで（不服の申出等）」を「、第百五条並びに第百五条の二第一項及び第三項」に、「当る」を「当たる」に改める。

第百六条第一号中「同法第百五条の四第一項」を「協同組合法第百五条の三第二項」に改め、同条第二号中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第百十二条中「の各号」を削り、同条第四号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第百十三条第二号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第三号中「同条第一項から第三項まで」を「同条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第二十一号を同条第二十六号とし、同条第二十号中「第百五条の三」を「第百五条の三第一項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第十九号中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十二号とし、第十六号を第二十一号とし、第十五号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第百十三条中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

第百十三条中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同条第十号中「協同組合法」の下に「第三十八条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は」を加え、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十三条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を削り、同条第七号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九　第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第百十三条第五号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第百十三条に次の一項を加える。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正）

第五条　鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「、第三十五条の二」の下に「から

第三十六条の三まで、第三十六条の五」を、「第三十八条」の下に「から第四十条（第一項を除く。）まで、第四十一条」を、「、第五十一条第一項」の下に「及び第四項」を、「（総会）」の下に「、第五十七条の六（会計の原則）」を加え、「（登記）並びに第百四条から第百五条の三まで、第百五条の四第一項、第百六条第一項及び第四項並びに第百六条の二」を「（登記）並びに第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第三項、第百五条の三第一項及び第二項、第百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第百六条」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項」と」を、「第六十二条第二項」の下に「、第六十五条第一項」を加え、「第九十六条第五項、第百四条から第百五条の三まで」を「第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項、第百五条の三第一項及び第二項」に、「、第百六条第一項及び第四項並びに第百六条の二中」を「並びに第百六条第一項から第三項までの規定中」に改める。

第十八条中「中小企業等協同組合法」の下に「第百五条の三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は」を加え、「忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした」を「忌避した」に改める。

第二十三条第四号中「同条第一項から第三項まで」を「同条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第六号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第十九号中「第百五条の三第一項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十八号中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第十七号を第二十一号とし、第十四号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第二十三条第十二号中「中小企業等協同組合法」の下に「第三十八条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は」を加え、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項（子会社に係るものを除く。）の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第二十三条第七号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

（商店街振興組合法の一部改正）

第六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第四号及び第五号中「施設」を「事業」に改め、同項第八号中「施設」を「施設の設置及び管理」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　商店街振興組合は、前項第四号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして経済産業省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第六号及び第七号中「施設」を「事業」に改める。

第三十五条第八項中「規定（」の下に「第四十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合（以下「監査権限限定組合」という。）にあつては、」を加える。

第三十六条第一項中「書面を」の下に「、経済産業省令で定めるところにより、」を加える。

第四十一条中「規定（」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加える。

第四十四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（役員の資格等）

第四十五条の三　次に掲げる者は、役員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三　この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

第四十六条第一項中「役員」を「理事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第四十六条に次の二項を加える。

4　前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5　前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第四十六条の三の見出しを「（役員の職務及び権限等）」に改め、同条中「及び定款」を「、定款及び規約」に改め、同条に次の四項を加える。

2　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、経済産業省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3　理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5　前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条第五項中「出席した理事」の下に「及び監事」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　会社法第三百六十六条（招集権者）、第三百六十七条（株主による招集の請求）及び第三百六十八条（招集手続）の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条を次のように改める。

（理事の自己契約等）

第五十条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二　組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3　第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第五十一条の見出しを「（役員の組合に対する損害賠償責任）」に改め、同条第一項中「理事が」を「役員は、」に、「その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる」を「組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の任務を怠つてされた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「理事の」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加える。

5　前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一　第五十一条の五第一項に規定する組合を代表する理事　六

二　前号に規定する理事以外の理事　四

三　監事　二

6　前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一　責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二　前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三　責任を免除すべき理由及び免除額

7　監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8　第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の経済産業省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9　第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条（第四項を除く。）及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条の二第三項中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の五第二項」に改め、同条を第五十一条の五とし、第五十一条の次に次の三条を加える。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第五十一条の二　役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一　理事　次に掲げる行為

イ　第五十三条第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ　虚偽の登記

ハ　虚偽の公告

二　監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員の連帯責任）

第五十一条の三　役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（役員の責任を追及する訴え）

第五十一条の四　役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十三条の見出し中「決算関係書類」を「決算関係書類等」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合は、経済産業省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第五十三条第四項中「この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んでは」を「ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければ」に改め、同項第一号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「の閲覧又は謄写」を「又は当該書面の写しの閲覧」に改め、同項第二号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「又は謄写」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

第五十三条第四項に次の一号を加える。

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十三条第四項を同条第十二項とし、同条第三項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9　理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10　組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日

から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11　組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として経済産業省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

第五十三条第二項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4　組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5　第二項の決算関係書類及び事業報告書は、経済産業省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6　前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7　理事は、通常総会の通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

第五十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、経済産業省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

第五十四条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第二項中「十分の一」を「百分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　削除

第六十二条に次の一項を加える。

4　第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

第六十四条の三を第六十四条の四とし、第六十四条の二を第六十四条の三とし、第六十四条の次に次の一条を加える。

（理事及び監事の説明義務）

第六十四条の二　理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第六十五条中「規定（」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加える。

第六十七条第三項中「規定（」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（余裕金運用の制限）

第六十七条の二　組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

二　国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

（会計の原則）

第六十七条の三　組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第七十四条第四項中「第四十四条第四項本文」の下に「及び第五項」を加える。

第七十六条中「訴え」の規定」の下に「（監査権限限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十八条中「第四百八十五条」の下に「、第四百八十九条第四項及び第五項」を、「第四十五条の二」の下に「、第四十五条の三」を加え、「から第五十四条まで」を「、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一項及び第十一項を除く。）、第五十四条（会計帳簿等の作成等）」に、「及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び」を「、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法」に改め、「第八百五十一条」の下に「を除き、監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分」を、「訴え」の規定を」の下に「、監査権限限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を」を、「この場合において」の下に「、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と」を加え、「第五十三条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」を「第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあ

るのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」に改め、「、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と」を削る。

第八十一条第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加える。

第八十二条に次の一項を加える。

2　前項の書面の記載事項その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第八十四条中「定款」を「法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八十五条中「前条」を「前条第一項」に、「定款」を「法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款」に改める。

第九十一条第一項中「第八十四条」を「第八十四条第一項」に改める。

第九十三条第六号中「第六十四条の三」を「第六十四条の四」に改め、同条第二十三号を同条第二十九号とし、同条第二十二号中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十一号を第二十七号とし、第十八号から第二十号までを六号ずつ繰り下げ、第十七号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　第七十八条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第九十三条中第十六号を第二十一号とし、第十五号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　第六十七条の二の規定に違反したとき。

第九十三条中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を削り、同条第十一号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に、「第五十六条」を「第四十六条の三第五項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十号中「第五十三条第一項若しくは第四項」を「第五十三条」に、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは剰余金処分案若しくは損失処理案」を「決算関係書類若しくは事業報告書」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　第五十条第一項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十一条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十四　第五十条第三項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十三条第八号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　第四十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十一　第四十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第四十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定又は第七十八条において準用する同法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第九十三条第七号中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十四条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第九十三条に次の一項を加える。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十六条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第四十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する事業協同組合若しくは事業協同小組合であつて第一条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第九条の二第七項に規定する特定共済組合に該当するもの又はこの法律の施行の際現に存する協同組合連合会であつて新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものについては、新協同組合法第六条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に共済事業及びこれに附帯する事業並びに新協同組合法第九条の二第六項に規定する事業以外の事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合であつて同条第七項に規定する特定共済組合に該当するものは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

第四条　この法律の施行の際現に共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新協

同組合法第九条の六の二第一項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

2　前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その事業協同組合又は事業協同小組合を新協同組合法第九条の六の二第一項に定める行政庁の認可を受けた事業協同組合又は事業協同小組合とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

3　この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合連合会は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新協同組合法第九条の九第五項において準用する新協同組合法第九条の六の二第一項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

4　前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その協同組合連合会を新協同組合法第九条の九第五項において準用する新協同組合法第九条の六の二第一項に定める行政庁の認可を受けた協同組合連合会とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

第五条　この法律の施行の際現に共済事業及び新協同組合法第九条の九第一項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第五項において準用する新協同組合法第九条の二第六項に規定する事業以外の事業を行う協同組合連合会であって新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

第六条　この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（新協同組合法第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）（火災共済協同組合及び新協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新協同組合法第十二条第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第七条　この法律の施行の際現に存する次に掲げる協同組合であってその出資の総額が千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十五条第一項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、火災共済協同組合の出資の総額については、なお従前の例による。

一　新協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に該当する事業協同組合又は事業協同小組合

二　火災共済協同組合

三　新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に該当する協同組合連合会

2　この法律の施行の際現に新協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。）に該当する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は新協同組合法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。）に該当する協同組合連合会であってその出資の総額が三千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十五条第二項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3　この法律の施行の際現に新協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会であってその出資の総額が五千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十五条第三項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該協同組合連合会の出資の総額については、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合及び新協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新協同組合法第三十三条第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第九条　この法律の施行の際現に存する協同組合であって新協同組合法第三十五条第六項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十条　この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十一条　この法律の施行の際現に存する協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合（信用協同組合及び新協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であって組合員（協同組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新協同組合法第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

第十二条　この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十三条　第一条の規定による改正前の中小企業等協同組合法（以下「旧協同組合法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十四条　この法律の施行の際現に存する協同組合であって新協同組合法第四十条の二第一項に規定する組合に該当するものについては、同条及び新協同組合法第四十条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十五条　この法律の施行の際現に新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する共済事業を行う協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合（信用協同組合及び新協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であって組合員（協同組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新協同組合法第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

第十六条　新協同組合法第五十八条第一項及び第

五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第五十八条第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十七条　新協同組合法第五十八条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の区分から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の区分については、なお従前の例による。

第十八条　新協同組合法第五十八条の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る資金運用について適用する。

第十九条　新協同組合法第五十八条の六の規定は、この法律の施行の際現に存する協同組合であって同条第一項に規定する組合に該当するものについては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十条　新協同組合法第五十八条の七の規定は、共済計理人を選任した日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第二十一条　新協同組合法第六十一条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

第二十二条　この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第百五条の二第二項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

第二十三条　この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第百六条の三の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　この法律の施行の際現に存する輸出組合については、第二条の規定による改正後の輸出入取引法（以下「新輸出入法」という。）第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2　この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第二十五条　この法律の施行の際現に存する輸出組合又は輸入組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第二十六条　この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2　この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第二十七条　この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十八条　第二条の規定による改正前の輸出入取引法（以下「旧輸出入法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第二十九条　この法律の施行の際現に新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸入組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、第三条の規定による改正後の輸出水産業の振興に関する法律（以下「新輸出水産業法」という。）第二十条において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第三十一条　この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十二条　この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から

適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十三条　この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十四条　第三条の規定による改正前の輸出水産業の振興に関する法律（以下「旧輸出水産業法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第三十五条　この法律の施行の際現に新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸出水産業組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　この法律の施行の際現に存する協業組合については、第四条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律（以下「新団体法」という。）第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十五条の二第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2　この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第三十七条　この法律の施行の際現に存する協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十八条　この法律の施行の際現に存する協業組合については、新団体法第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十九条　この法律の施行の際現に存する協業組合については、新団体法第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十条　第四条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律（以下「旧団体法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第四十一条　この法律の施行の際現に新団体法第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する協業組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2　この法律の施行の際現に新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する商工組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）及び商工組合連合会（会員たる組合の組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、第五条の規定による改正後の鉱工業技術研究組合法（以下「新鉱工業組合法」という。）第十六条において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四十三条　この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十四条　この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第三十六条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十五条　この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十六条　第五条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法（以下「旧鉱工業組合法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　この法律の施行の際現に存する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「商

店街組合」という。）であって第六条の規定による改正後の商店街振興組合法（以下「新商店街組合法」という。）第四十四条第五項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四十八条　この法律の施行の際現に存する商店街組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十九条　この法律の施行の際現に存する商店街組合については、新商店街組合法第四十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第五十条　この法律の施行の際現に存する商店街組合については、新商店街組合法第四十八条第五項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第五十一条　第六条の規定による改正前の商店街振興組合法（以下「旧商店街組合法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第五十二条　この法律の施行の際現に新商店街組合法第六十七条の二に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する商店街組合であって組合員（商店街振興組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新商店街組合法第四十四条第五項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2　新商店街組合法第六十七条の二の規定にかかわらず、組合員（商店街振興組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新商店街組合法第四十四条第五項の政令で定める基準を超える商店街組合は、施行日から郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日までの間、郵便貯金によりその業務上の余裕金を運用することができる。

3　郵政民営化法の施行の日以後は、旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。）は、新商店街組合法第六十七条の二第一号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

（処分等の効力）

第五十三条　旧協同組合法、旧輸出入法、旧輸出水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商店街組合法の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十五条　附則第二条から第五十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五十六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第五十七条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号並びに第四条の四第七項中「第九条の九第五項」を「第九条の九第六項」に改める。

第六条の六第一号及び第六条の七第三号中「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第五十八条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第三号中「第九条の二第三項ただし書」を「第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書」に、「第九条の九第四項において」を「第九条の九第五項において読み替えて」に改める。

第二十七条の二第二項中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に、「第九条の六の二第三項」を「第九条の六の二第四項」に改める。

第二十八条の二第五項第二号中「第九条の六の二第一項又は第三項」を「第九条の六の二第一項又は第四項」に、「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同項第三号中「第百五条の五又は第百六条第一項から第三項まで」を「第百六条第一項又は第百六条の二第一項、第二項、第四項及び第五項」に改め、同条第六項中「第九条の六の二第一項」を「第九条の六の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項」に、「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改める。

第三十条中「又は農業協同組合等」を「、農業協同組合等又は事業協同組合等」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第五十九条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第一号中「第五十七条の三第二項後段」を「第五十七条の三第二項ただし書」に改める。

第百五十一条第四項中「第百十五条各号」を「第百十五条第一項各号」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第六十条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第六号中「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

理　由

最近の中小企業等協同組合等における事業運営の状況等にかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業等協同組合の行う共済事業についてその事業規模に応じて事業の健全運営を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近の中小企業等協同組合等における事業運営の状況等にかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業等協同組合の行う共済事業について、その事業規模に応じて事業の健全運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業等協同組合法の一部改正

㈠　組合の事業運営の規律強化を図るため、役員の任期の見直し、理事による利益相反取引の制限、会計帳簿の閲覧請求に必要な組合員数の引下げ等の措置を講じるとともに、監事に原則として業務監査権限を付与するものとすること。

㈡　一定規模以上の組合については、㈠の措置に加え、員外監事制度の導入、余裕金運用の制限等の措置を講じるものとすること。

㈢　組合が行う共済事業の健全性を確保するため、事業開始時における共済規程の行政庁による認可、共済事業と他の事業との区分経理、責任準備金等の積立て、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧等を義務付け、余裕金運用の制限等の措置を講じるとともに、一定の要件に該当する組合については、外部監査の導入、共済計理人の選任・関与を義務付ける措置を講じるものとすること。

㈣　一定規模以上の共済事業を行う組合については、㈢の措置に加え、共済事業以外の事業との兼業を原則として禁止するとともに、財務の健全性に関する基準の設定及び最低出資金に関する規制の導入等の措置を講じるものとすること。

2　輸出入取引法、輸出水産業の振興に関する法律、中小企業団体の組織に関する法律、鉱工業技術研究組合法及び商店街振興組合法について、組合の事業運営の規律強化等を図るための所要の改正を行うものとすること。

3　この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

4　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業等協同組合等の事業の健全な運営等を確保し、信頼性の向上を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年五月十七日

経済産業委員長　石田　祝稔

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業組合が、組合員による自治のもと、事業の健全な運営を確保し、信頼性の向上を図ることができるよう、次の諸点について、適切な措置を講じるべきである。

一　中小企業組合が本法による規律強化の措置に円滑に対応できるよう、法令等の周知徹底に万全を期するとともに、その支援のための相談体制等の強化を図るものとし、併せて、都道府県と共に、早急に中小企業組合の実態の把握に努め、必要に応じて業務の適正な実施を確保するための適切な指導に努めること。

二　中小企業組合が行う共済事業については、本来の相互扶助といった性格及び組合の自律的運営との調整に留意しつつ、契約者等の保護を図る観点から、国と都道府県の間及び省庁間の連携強化に努めるなど、適切な監督・検査体制の整備に万全を期すること。また、組合の本旨に即した事業内容とする観点から、事業範囲、商品内容、運営の仕組み等の事業の在り方についても不断に検討を加えるとともに、共済事業の適切な実施に必要な知見を有する人材を確保するための研修等の支援措置の拡充に努めること。

三　中小企業組合の活動の一層の活性化に資するため、組合運営に関する知識・経験の豊富な人材の育成や、組合組織の活用事例等の情報提供に積極的に取り組むとともに、中小企業組合が創業及び新連携等の受け皿として今後も活用されるよう、さらなる環境の整備に努めること。また、中小企業組合制度の今後の在り方について、昨今の社会経済情勢の変化に適確に対応するため、さらに検討を進めること。

四　景気が全体として着実に回復に向かうなかで、地域、業種及び企業規模等による景況のばらつきが残る現状を踏まえ、金融等のセーフティネット整備などの支援策が中小企業の実態に即して適時適切に実施されるよう、関連中小企業施策の一層の整備拡充に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
六九〇円
（本体
六六〇円）